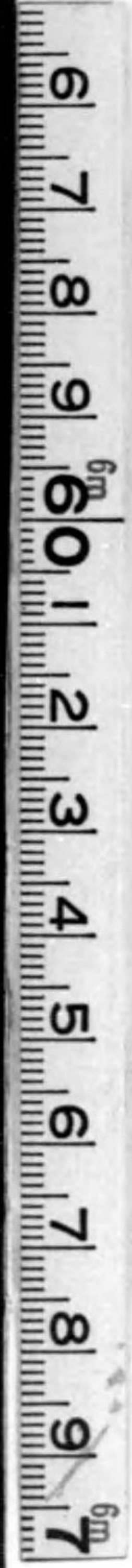


210.3-127㉔
1200500729648

210.3
127㉔

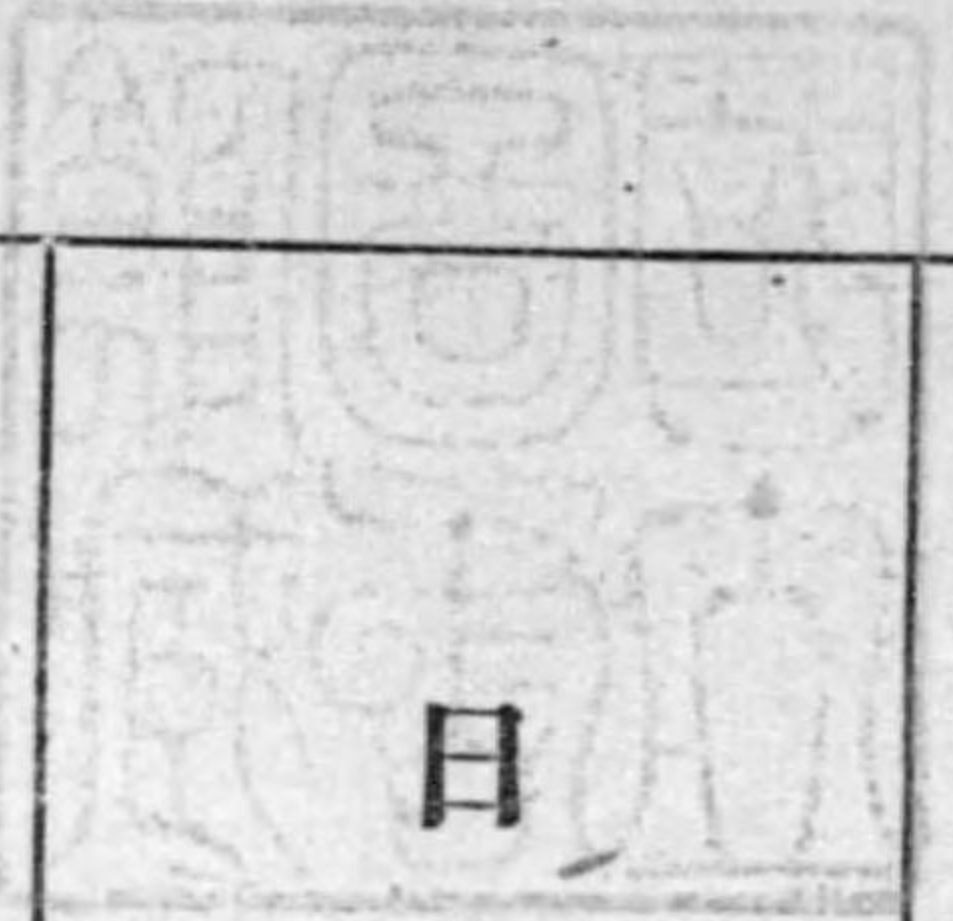
禁複写



始



21918-14
210.2
I:27



日本上古史論

文學博士 飯島忠夫著

中文館書店

發行所寄贈本

ローアの學術が、ギリシャへも、印度へも傳はつたと共に、中國へもまた傳はつたのである。ここに古代世界文化の共通がある。その時から、この研究法を適用して、日本のことを考へて見たいと思つてゐた。今やその宿志を果さうとして、この日本上古史論を著し、まづ書紀にある歳名や暦日の研究から始めて、それを以て西紀六世紀に百濟から渡つた元嘉暦の計算に依るものとし、又神武天皇の元年の歳名なる辛酉を以て、同じく百濟から渡つた通甲術の應用せられたものとして、それらをば皆、聖徳太子の時の構成とした。元嘉暦も、通甲術も、皆中國で組織されたもので、その遠い本原をば西方に有して居るものである。故に、書紀にある上古の年代は、理想によつて事實を超越したものと考へる。

然るに、上古の日本に關する記事は、中國の歴史や古碑文にある。これらの記事は、皆大體に於て、當時の事實を傳へたものと認められる。そこで、これらの資料によつて、神武天皇の橿原食都を西紀三百年前後のことかと疑ひ、神功皇后の三韓征伐を西紀三百九十一年のことと考定した。

儒教は中國に起り、佛教は中國に入つて、兩者は互に融和した。この兩者を併せて日本學の理想としたのは、西紀七世紀に成つた聖徳太子の憲法から始まる。そして、八世紀の古事記、日本書紀以來、この理想は上古史の説話の中に織込まれた。儒佛の兩思想はこれによつて日本思想となつた。儒教は政治の方面に、佛教は宗教の方面に、その力を及ぼした。日本文化はこの地盤の上に成長した。天皇政治が一變して、武家政治となつても、たとひすべてが簡易化されたとはいへ、この理想は變じなかつた。そして、速く明治の維新に及んだ。明治の維新は天皇政治の復古であり、その政治は從來の傳統の上に、西洋の民主的施設が移植せられたものであつた。

儒教で謂ふ所の民本主義は仁政を説く。それは君主が天意を奉じて民を受する政治である。をして、天意は民の良心と一

致するものとしてある。西洋思想で謂ふ所の民主政治は民が自ら愛する政治である。愛は理性によつて節制せられねばならぬ。理性は即ち儒教で謂ふ所の良心である。この民本、民主の兩主義は、佛教で謂ふ所の他力教が、阿彌陀佛を信することによつて淨土に攝取せられて佛果を得るのと、自力教が人人自らその固有の佛性を自覺することによつて成佛するのと同一の關係に立つもので、他力自力共に成佛の結果に差異がないやうに、民本民主共に、良心の満足と幸福の享受とに差異がないのである。故に、この兩主義は互に融合して、一層高次の新しい政治の理想となり得べきものである。

新日本の興隆は、中華民國との親交によつて完遂せらるべきものである。日本政治學の理想は儒教の研究によつて把握されねばならぬ。中國の三民主義は能く儒教を包容してゐる。故に、儒教の研究を振興することは、また中國との交情に裨益するものである。

昭和二十一年九月

信州松代の寓居に於て

文學博士 飯島忠夫 識す

目次

一、神武天皇元年辛酉……………一
二、日本書紀の曆日記事……………三
三、天孫降臨以來の年數……………三
四、神代説話に及ぼした中國思想の影響……………六
五、中國に知られた日本上古の事情……………六
六、東亞の大勢の變遷と日本の建國……………六
七、日本上古文字の有無……………一四
八、日本に於ける學問の黎明と文字……………一四
九、儒教とは何ぞや……………一七
一〇、佛教の傳來……………一五
一一、推古朝の文章と假名……………一七
一二、聖德太子の日本學建設と儒佛二教……………一七
一三、大化の改新と儒教……………一八

一四、半島よりの失脚とその文化的影響……………一九三

一五、古事記日本書紀の著作と日本學……………一九六

一六、上古史と佛教……………二〇三

一七、上古史の回顧とその再建設、上……………二〇七

一八、上古史の回顧とその再建設、下……………二一〇

一九、上古史の回顧と明治維新……………二四四

一、神武天皇元年辛酉

神武天皇東征の元年には、書紀に「この年や太歳甲寅」と記してあり、即位の元年には「辛酉年」と記してある。その他にも太歳の所在を示したものが所々に見える。この太歳といふのは、上古以來、中國の曆法に於て用ひる所のもので、それは木星即ち歳星から脱化した最高の天神の名である。この太歳は天一といふ天帝の一の顯現としてある。太歳甲寅、太歳辛酉は太歳の神が天の甲寅の位置に居り、天の辛酉の位置に居るといふことである。木星は十一年八六の間に、太陽の周圍を廻轉しつゝ、恒星の間を縫つて、天を一周し了するやうに見えるものであるが、戰國時代即ち西紀前四世紀に製作された中國の古曆では、それを十二年の週期を有するものと概定して、その年々の位置によつて、年の吉凶を卜した。年の十二の數は、一年に十二個の朔望月があるのに結合されて、神祕的の性質を與へられた。十二の數によつて、天周は十二區劃に等分せられた。その分割の基準となる點は、冬至の日に、見かけの上で、太陽の居るところの點である。これを冬至點といふのである。それと同時に方位も十二に區分された。そして、正北から正東を経て正南に移り、正西に轉じて更に正北に復するまでに、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥の十二名稱を附した。これを十二支といふのである。東南西北の順序は、それらの性質の上から朝晝暮夜と、春夏秋冬との順序に類推される。そして、又それに甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干が組合はされて、六十種の名稱が作られる。十二支も十干も皆、草木の發生、繁茂、成熟、伏藏の状態を取つて、それに附した名稱である。天の十二區劃に十二支を當てるには、春分の日の黄昏即ち午後八時に見える星座の位置を取り、その時正東の位置にある區劃

を卯とし、正南の位置にある區劃を午とし、正西の位置にある區劃を酉とし、正北の位置にある區劃を子とし、残りの名稱をそれ／＼の中間の區劃に配當する。木星の運行の順序は十二支の順序に逆行するから、別に十二支の順序に従つて、木星と同速度で運行する太歳之神を設爲し、木星が丑の區劃に居る年に天神は寅に居り、木星が轉じて子に居る年に天神は卯に居り、木星が更に移つて亥に居る年に天神は辰にゐるやうに規定した。天神の名はもと歳陰又は太陰と言つたが、前漢の末から太歳と呼ぶやうになつた。古曆では、木星の週期を眞數より稍多く取つて、それを十二年とした爲に、曆の上から得る木星の所在と眞の所在との間に、次第に齟齬を生じて、木星の反映なる太陰の所在もまた齟齬するやうになつた。そこで、曆法の上に變更を加へて、漢代の中頃からは、從來太陰が寅にゐると定めて置いた年を一年繰上げて卯に居る年と改めた。前漢の末には、更に木星と太歳とが丑の中央に會合して、その丑にゐる年に太歳もまた丑に居り、子にゐる年に太歳が寅に居り、木星が轉じて亥にゐる年に、太歳が卯にゐるやうに改めたが、後漢の中世からは、木星の眞の位置に關係なく、太歳といふ天神は正しく十二年の週期を以て運行するものであるとする議論が勝を占めて、それを曆書の上に標示することとなつた。その當て方は漢代の中頃のものも繼承してゐる。その後、現時に至るまで、この方法は繼續されて、上は太古に遡り、下は將來に及んで、紀年の上に適用せられてゐる。(原裏の圖參照、圖中の角亢等は二十八宿と稱する星名である)

木星の所在によつて年を紀する方法は、印度にも太古以來存在する。それには十二年の週期を用ひるものと、木星の眞の運行によるものとの二法がある。又、木星を民族の崇拜する最高の天神に結合することは、古代世界の文明國の各地で行はれたことで、ギリシヤではゼウスに、ローマではジュピターに、バビロニアではマルドクに、ペルシヤではアフラマズダに印度ではブリハस्पチに結合してゐる。木星崇拜は、中國ばかりでなく、古代世界一般に行はれたもので、その本原はペロニアにあつたと推測せられる。

さて神武天皇即位の年を如何にして辛酉に置いたかと言へば、それは推古天皇の十年冬十月に百濟の僧觀勒が我國に來て傳へた遁甲の法に據つたものと思はれる。この時に遁甲を學得したものは大友村主高聰である。書紀には高聰が觀勒から天文遁甲を學んだと記してある。遁甲とは、後漢時代に起つた一種の占星術で、それは天文を觀て占ふものではなく、机上に於て數を弄ぶもので、曆と密接なる關係を有するものである。それは天一、地一、二神と相並んで、三位一體の如き關係になつてゐる太一と稱する天帝が九宮を巡行するといふ臆説に本づいたもので、後世の所謂九星術と連絡してゐる。九宮とは上圖の初の如きもので、中國の宋代以後は、それを洛書といつてゐるが、一から九までの數で作つた方陣であり、西洋でいふ所のマジック、スクエアーである。これも本は西方から傳はつたものかも知れぬ。この九宮にそれ／＼種々なる天神が居るものとせられ、その各宮を、1 2 3の順序に従つて、太一が、北方の坎宮から始めて、一年に一宮づゝ巡行するものと定める。坎、艮、震、巽、離、坤、兌、乾は易の八卦を方位に配當したもので、坎は北に、艮は東北に、震は東に、巽は東南に、離は南に、坤は西南に、兌は西に、乾は西北に置かれる。太一即ち1が坎宮にゐる年には中央の宮に5があり、太一即ち1が坤宮に移つた年には、2は震宮に、3は巽宮に移つて、中央の宮に4があり、太一即ち1が震宮に移つた年には、2は巽宮に移つて、中央の宮に3があり、太一即ち1が巽宮に移つた年には中央の宮に2があり、太一即ち1が中央に移つた年には、中央の宮に1があり、太一即ち1が乾宮に移つた年には中央の宮に9があり、太一即ち1が兌宮に移れ

4	9	2
3	5	7
8	1	6

巽	離	坤
震	中	兌
艮	坎	乾

東	南	西
南	中	西
東	北	西
北		北

一、神武天皇元年辛酉

ば中央には8があり、太一即ち1が艮宮に移れば、中央には7があり、太一即ち1が離宮に移れば、中央には6があると定めて、太一の巡行につれて、毎年543219876の名を興へる。この週期の排列の出発点とする年は B. C. 2760367であつて、その第一年には太一は坎宮に居り、中央の宮には5が居り、この年は太歳甲寅に當るのである。この九年の週期を干支六十年の週期と結合して、九年週期の最初の年が六十年週期の最初の年と同一になる年を求めれば、それは百八十年毎に得られるのであつて、百八十は即ち九と六十との最小公倍数である。遁甲とは甲を遁れさせるといふ意義で、甲乙丙丁戊己庚辛壬癸の十干が543219876の九數の週期と種々に結合する時に、甲と庚とが同一の九年週期の中に同居せぬやうにすることである。その理由は、甲は木性であり、庚は金性であるから、金を以て木を尅せぬやうにするといふのである。それには辛壬癸甲乙丙丁戊己が九數の週期の中に納まる所を取るのがよいのである。さて、六十年を一元と名づけて、百八十年を三元とし、その干支の排列の上に遁甲の法を施したのを三元遁甲と名づけて、後漢から南北朝までの間には三元遁甲とか、三元九宮遁甲とか、三元九宮とか、黄帝九宮經などといふ書物が多く著されてゐる。九年の週期の間に庚を有せないと吉なる所であるといふのが遁甲の術の原則である。

三善清行は平安朝の中頃に宇多醍醐二天皇の朝に事へた學者であつて、天文遁甲曆算の術にも通じた人であるが、醍醐天皇に上書して改元のことを論じたことがある。それは革命勘文と題して、群書類從の中に收められ、今日に傳はつてゐる。

その文の中に、

一、今年(昌泰四年、この年に延喜と改元された)大變、革命の年に當る事。

易緯に云ふ、辛酉を革命となし、甲子を革命となすと。鄭玄曰く、天道は遠からず、三五にして反る。六甲を一元と

なす。四六、二六こも相乗す。七元三變あり。三七相乗じ、二十一元を一部となす。合せて千三百二十年と。

春秋緯に云ふ、天道は遠からず、三五にして反ると。宋均の注に云ふ、三五は王者改代の際會なり。能くこの源に於て自ら新にすること初の如くすれば、則ち道は窮りなきなりと。詩緯に云ふ、十周參聚して、氣は神明を生ず。戊午には運を革め、辛酉には命を革め、甲子には政を革むと。注に云ふ、天道は三十六歳にして周きなり。十周を名づけて王命大節と曰ふ。一冬一夏、凡そ三百六十歳、一畢して餘節あることなし。三推して終れば、則ち始に復し、更に綱紀を定む。必ず聖人ありて、世を改めて統理する者、此の十周の如くするを、名づけて大剛と曰ふ。則ち乃ち三基會聚して、乃ち神明を生ず。神明とは乃ち聖人にして世を改むる者なり。周の文王は戊午の年に虞芮の訟を決し、辛酉の年に、青龍は鬪を銜んで河を出で、甲子の年に、赤雀は丹書を銜んで、而して聖武は紂を伐つ。戊午の日に軍は孟津を渡り、辛酉の日に泰誓を作り、甲子の日に商の郊に入ると。

今、緯説に依りて、倭漢の舊記を勘合するに、神倭磐余彦天皇(神武天皇)筑紫の日向の宮より、親ら船師を帥めて東征して、諸賊を誅滅し、初めて帝宅を畝火山の東南の地、橿原の宮に營み、辛酉の年春正月即位したまふ。是を元年となす。四年甲子春二月詔して曰く、諸虜已に平らぎ、海内無事なれば、以て郊祀すべしと。即ち靈時を鳥見の山中に立つ。その處を號して、上の小野の榛原、下の小野の榛原と曰ふと云ふ。

謹みて日本紀を案するに、神武天皇は此れ本朝人皇の首なり。然れば則ち、此の辛酉は□□革命の首となすべし。

一又、本朝、時を立て詔を下すの初は、又同天皇四年甲子の年に在り。宜しく革命の證となすべきなり。(以下略す)といふのである。革命といふのは天帝の命令が革まるといふことで、儒教の經典では、これを舊王朝が去つて、新王朝が興

る時としてある。これは即ち新政の布かれて民衆が喜ぶ時である。清行は易緯、詩緯を引用し、又日本書紀を引用して、昌泰四年（西紀九〇一）は辛酉革命の年に當るから、神武天皇を回顧して政治を革新せらるべく、その爲に年號を改めらるべきことを上奏したのである。この易緯、詩緯の説は遁甲と連絡のあるものである。この上奏によつて年號は延喜と改められた。そして此の年に菅原道眞は右大臣を擬はれて、太宰權帥となつて九州に左遷せられたのである。この延喜の改元が例となつて、以後六十年づゝを経過して辛酉の年となる毎に、常に改元が行はれた。今、それを列擧すれば、應和、治安、永保、永治、建仁、弘長、元亨、弘和、嘉吉、文龜、天和、寛保、享和、文久である。但し文龜と天和との間には二回の辛酉があつたが、その時は改元がなかつた。明治以來は一代一元の制に改められたから、辛酉改元の制は廢せられたのである。大正十年は辛酉であつた。辛酉改元が始められたに伴つて、また甲子改元も始まつた。それは村上天皇の康保から萬壽、應徳、天養、元久、文永、正中、元中、文安、永正、寛永、貞享、延享、文化、元治と續いたが、永正と寛永との間に一回中絶しただけである。そして大正十三年が甲子に當るのである。清行の智識は、推古天皇の時に百濟の僧の觀勒が傳へた遁甲の傳統を承けて居るものと推測される。

易緯詩緯といふのは易經詩經に對する語で、前漢末の哀帝平帝の頃から起つて、後漢以來盛に作られた緯書の種類に屬するものと思はれるが、緯書は隋の時代に禁止されて、その書は焼かれたから、今日に傳はつて居るものは極めて少い。易の緯書は數部殘存するが、この易緯の文を収めてゐるものはない。後醍醐天皇の時に、中原師緒が辛酉革命の改元を論じて上奏した勘文の中に、「易緯十卷の中には、曾て此の文なし。ほぼ典籍を考ふるに、五經曆算に易說を引いて此の文あり」と述べてゐる。五經曆算といふ書は、隋書經籍志に五經算術一卷があるが、或はその書のことであらう。師緒は朱子學を修めた人であつたと思はれるから、緯書の説を排斥したが、この時は尙先例によつて元亨と改元せられ、左の如き詔書を下された。

曆數は辛酉の年に當り、符契は革命の運と稱す。是れ則ち緯候の新意より出で、典籍の舊章に非ず。術士の家の著作する所なり。聖人の道、豈に然るべけんや。但し物と與に始を更むるは、恒久の理なり。

後醍醐天皇の時代は更始革新の時代であつたが、清行が始めた改元の先例は終に撤廢せられなかつたのである。

推古天皇の十年壬戌歲に來朝した百濟の僧觀勒は五經算術などの書を携へて、來て遁甲の法を教へたと思はれる。同天皇の十二年甲子歲に始めて曆日を施行せられ、憲法を制定し、冠位を定められたのは甲子革命の意義に叶つてゐる。但し辛酉革命の年は觀勒來朝より一年前であつたが、清行の勘文には「推古天皇九年辛酉春二月聖德太子初めて宮を班鳩村に造り、事大小となく皆太子に決す。是の年新羅を伐ち任那を救ふの事あり」と記して居るから、革命の意義に叶ふ年と見ることも出来るのである。

さて、清行が擧げた易緯の文の後漢の鄭玄の注に

六甲を一元となす。四六二六もも相乘す。七元に三變あり。三七相乘じ、二十一元を一部となす。合せて千三百一十年。

とあるのは、如何なる意義かと考へれば、六甲とは甲が六つ並ぶことで、干支六十の組合せには甲が六つ含まれてゐる。故に、六甲を一元となすとは六十年を一元と名づけるといふことである。次に、四六二六もも相乘すとは、六十年の四倍なる四元と六十年の二倍なる二元とを順次に取るといふことであらう。一元と四六と二六とは記載の順序として三段になつ

て居るから、それは第一段に一元を取り、第二段に四元を取り、第三段に二元を取るのである。七元とは一元、四元、二元を併せて七元となることを言ふのである。三變ありとは、七元を三回重ねることを指す。七元が三倍して二十一元となる。これを一節と名づけるのである。三元遁甲の法は三元百八十年を一の週期とするのであるが、これはそれと七元との最小公倍数を取つて二十一元千二百六十年を一の大週期としたのである。千三百二十年とあるのは、千二百六十年の上に更に次の大週期の初にある一元六十年を加へたのであらう。

清行の文には甚だ曖昧な所があつて、千三百二十年の説明には、平田篤胤も大に困つてゐたやうであり、又大日本史の陰陽志にある説明も大に窮したところが見える。それは前掲の革命勘文の續きに、神武天皇から推古天皇の冠位法令を制せられた甲子の年の事までを叙した末に、

已上一節。神倭磐余彦天皇即位辛酉より、天豊財重日足姫天皇（齊明天皇）七年庚申年に至るまで、合せて千三百二十年、已に一節の首を擧る。

と記したところである。「千三百二十年已畢一節之首」とあるのを、篤胤は「已畢」で句を切つて、「一節之首」を次章の初につけてしまった。自分は「已上一節」を以て推古天皇までのとちめの語とし、神武天皇から齊明天皇七年まで千三百二十年を経て、次の一節の首にある六十年の一元も已に畢つたと解釋しようと思ふ。神武天皇以來の歴年の上に四六二六を當て、括つて行く仕方も、革命勘文にある所は後人の挿入もあるものの如くで、甚だ解し難い。それ故に自分はここに獨自の解釋を試みたのである。清行の意では、神武天皇から齊明天皇までで一節の千二百六十年も過ぎ、次の節の首にある一元六十年も畢つて、天智天皇の初から四六が始まり、醍醐天皇の時まで二百四十年が経過したから、今こそ二六の初となつた

ので、當に改元して政治を刷新すべきだと論じたのである。

さて、九年の週期に紫白等の色を當てるのは今の九星術の用ひるもので、東晋の郭璞が著したと謂はれる元經から始まつた様であるが、それは九紫、八白、七赤、六白、五黄、四綠、三碧、二黒、一白といふのである。しかし、この書は隋書經籍志に見えないから、頗る疑はしい。この色を當てることは唐代以來盛に用ひられてゐるのであるから、その起原は疑はしいとしても、それを使用することは便利である。神武天皇の元年辛酉は四綠に當り、四年甲子は一白に當る。そして推古天皇の九年辛酉もまた四綠に當り、十二年甲子は一白に當る。兩天皇の間には、此の如き状態が一回も起り得ない。そこで、自分は推古天皇とその攝政たる聖德太子との新政を上古に反映したものととして、神武天皇の時代を説明したいと思ふ。されば、神武天皇の元年辛酉は遁甲の智識を本として作られたものであらう。

三元遁甲の法によつて、第一元の初の所で、甲子を含む、九年の週期を取れば、その第一年は辛酉であつて、その色は四綠である。従つて、第二元の初の所で甲子に近い辛酉は七赤であり、第三元の初の所で、甲子に近い辛酉は一白である。又七元の週期を作れば、その第一元の辛酉は前と同じく四綠であり、次の四六相乗の初の辛酉は七赤であり、次の二六相乗の初の辛酉は一白である。七元三變の方から言へば、第一變の初の辛酉は四綠であり、第二變の初の辛酉は七赤であり、第三變の初の辛酉は一白である。今、三元遁甲を表に作れば、

第	辛酉	庚午	己卯	戊子	丁酉	丙午	乙卯	四
	壬戌	辛未	庚辰	己丑	戊戌	丁未	丙辰	三
	癸亥	壬申	辛巳	庚寅	己亥	戊申	丁巳	二
								黒
								碧
								綠

一、神武天皇元年辛酉

第	元二第	元一
甲癸壬辛 子亥戌酉	己戊丁丙乙甲 巳辰卯寅丑子	己戊丁丙乙甲 巳辰卯寅丑子
癸壬辛庚 酉申未午	戊丁丙乙甲癸 寅丑子亥戌酉	戊丁丙乙甲癸 寅丑子亥戌酉
壬辛庚己 午巳辰卯	丁丙乙甲癸壬 亥戌酉申未午	丁丙乙甲癸壬 亥戌酉申未午
辛庚己戊 卯寅丑子	丙乙甲癸壬辛 申未午巳辰卯	丙乙甲癸壬辛 申未午巳辰卯
庚己戊丁 子亥戌酉	乙甲癸壬辛庚 巳辰卯寅丑子	乙甲癸壬辛庚 巳辰卯寅丑子
己戊丁丙 酉申未午	甲癸壬辛庚己 寅丑子亥戌酉	甲癸壬辛庚己 寅丑子亥戌酉
戊丁丙乙 午巳辰卯	庚己戊丁丙乙 申未午巳辰卯	庚己戊丁 申未午
七八九一	八九一二三四五六七	五六七八九一
赤白紫白	白紫白黒碧綠黃白赤	黃白赤白紫白

元三
己戊丁丙乙 巳辰卯寅丑
戊丁丙乙甲 寅丑子亥戌
丁丙乙甲癸 亥戌酉申未
丙乙甲癸壬 申未午巳辰
乙甲癸壬辛 巳辰卯寅丑
甲癸壬辛庚 寅丑子亥戌
庚己 申未
二三四五六
黒碧綠黃白

七元三變表

變一第		
ⅦⅥ	ⅤⅣⅢⅡ	Ⅰ
二六	四六	一元
四一 綠白	七四一七 赤綠白赤	四綠 辛酉
一七 白赤	四一七四 綠白赤綠	一白 甲子
變二第		
ⅦⅥ	ⅤⅣⅢⅡ	Ⅰ
二六	四六	一元
七四 赤綠	一七四一 白赤綠白	七赤 辛酉
四一 綠白	七四一七 赤綠白赤	四綠 甲子
變三第		
ⅦⅥ	ⅤⅣⅢⅡ	Ⅰ
二六	四六	一元
一七 白赤	四一七四 綠白赤綠	一白 辛酉
七四 赤綠	一七四一 白赤綠白	七赤 甲子

神武天皇の即位の元年辛酉が推古天皇の新政を遥甲の術によつて上古に反映したものとすれば、それは觀念的のものであつて、事實ではないのである。日本新政の理想がここに標示されたのであつて、上古の實際ではないのである。これは日本歴史を研究するものゝ大に注意せねばならぬことである。上古の物語は、それに含まれてゐる理想を會得すべきであつて、

一、神武天皇元年辛酉

それを事實として信すべきものではない。そこで神武天皇大和京都の眞の年代を探索すべき必要が生ずるのである。推古天皇の時代に於て、遁甲の術は、天文學と相提携して、中國に榮えた一種の科學である。それは現代の科學と合はないものであるが、決して單なる迷信として排斥すべきものではない。この時代に於ては、アジャより歐羅巴までの各地に亘つて、占星術は大なる勢力を振つてゐた。中國の天文遁甲も亦占星術の一種である。聖德太子を始めとして、我國の人々がそれを尊信したのは、決して笑ふべきものではない。この遁甲の智識を古代史に織込んだのは、日本の建國が天命に叶つてゐることと、推古天皇の新政が建國當時の理想を再現して居ることを示すもので、その當時に於ては、むしろ我國の價値を高めることであつたのである。聖德太子は我國最初の歴史の書として、舊事本紀を編纂せられたが、遁甲の智識の適用はその時に試みられたものであらう。舊事本紀は、大化の改新の際、蘇我氏の滅亡の時に焼失したので、今は見るよしもないが、日本書紀の紀年は、既に舊事本紀の時に、その配置の基礎が定められたのであらう。神武天皇の紀元元年を、易緯詩緯の辛酉革命の説によつて、後世から逆推したといふ説は、徳川時代の學者が、早く既に唱へた所であつて、石原正明、清宮秀堅などが之を言ひ、明治二十一年に及んで、故那珂通世博士がその「上世紀考」に於て、又之を論じた。しかし遁甲術の應用といふことは自分の始めて言ふ所である。

二、日本書紀の曆日記事

日本書紀の曆日記事の上に於て認むべき曆法については、徳川時代に多くの意見が出てゐる。貞享年間には澁川春海が日本長曆を著し、寶永年間には中根元珪が皇和通曆を著して、各々日本独自の曆法が上古に存在したことを述べた。それらに對して、大日本史の陰陽志には次の如く論じてゐる。

近時の術者、其の數に據りて、法を立て、推歩し、太祖より下持統帝に至るまでに、三等の曆法を得て、以て長曆を作る。其の説に二あり。一説は、太祖元年辛酉を以て元となして推歩し、仁德帝の十年壬午に至るまで、九百八十一年には一術を用ふ。これを上古曆となす。其の十一年癸未より舒明帝の六年甲午に至るまで、三百十二年には又一術を用ふ。これを中古曆となす。其の七年乙未より持統五年辛卯に至るまで、五十七年には又一術を用ふ。これを晚古曆となす。一説は、太祖甲寅を以て元となし、仁德帝の壬午を距ること九百八十九年を二術となす。癸未より皇極帝の元年壬寅を距ること三百二十年を一術となす。其の二年癸卯より持統帝辛卯を距ること四十九年を一術となす。乃ち日法、歲實、氣策、氣盈、秒母、旬周、紀法、朔實、奇法、朔策、朔虛等の數を求めて、天正冬至及び次氣、天正朔日及び次朔を推し、月の大小及び閏月を求むるに、大抵皆合す。謂へらく、是れ以て古曆法を證すべしと。其の説頗る詳なり。然も是れ皆、術家の私考の説に過ぎず。且つ今、元嘉曆法に據りて、推古帝より持統帝に至るまでの月朔の干支を推せば、一々吻合せり。蓋し推古朝に已に元嘉曆を用ひたるに、術者未だ之を考へざれば、則ち其の説も亦悉く信じ難きものあり。故に今皆録せず。

これはまだ澁川中根の説を承認しないのである。國學者の方では、本居宣長は眞曆考を著して、日本上古の曆法は、たゞ自然現象を見て、春夏秋冬や、月立（ツイタチ、昏に月の見えそむる日）もち（満月）つこもり（月のかくれ見えぬをいふ名）を定め、一年を十二月として、それを春夏秋冬にくばりあて、むつき、きさちぎなど、その月々の名を定めたところ

の自然暦であつたことを論じ、又十千十二支を用ひ始めたのも仁徳天皇の頃であらうかと言ひ、それより多くの年代を経て後始めて百濟から傳はつた曆法を用ひたことを述べて、

然るを、書紀には、神武の御卷に、「是の年や太歲甲寅、冬十月丁巳朔辛酉云々、辛酉年、春正月庚辰朔、天皇位に櫻原の宮に即く」などあるをはじめ、すべて上つ代の事にも、皆年月をしるし、又甲子にうつして日次までをしるされたるは、いともいとも心得がたし。そもそもこれみな、後の世よりさかさまに推へて、長曆といふものをもて定めたりと、世の人はこともなげに思ふれど、まづ御代々々の年の數も、傳へくのかはり有りて、さだかならねば、某年といへるすらうたがはし。されど年はしばらく一つの傳へにつきても、定めつべし。次に某月といへる事、上つ代には、月次も月の名もなかりしかば、いかゞなれども、もとはたとへば、春のはじめといひつたへしを、月次出來て後に、正月といひ傳へたりとせば、これもさもあらむを、某日と日をしもさゝれたるぞ、いかにとも解くべきよしなかりけり。日次のさだまりなかりけむ世の事を、某日といひ傳ふべき由あらめやは。

と論じてゐる。これは上古の年月日の干支が皆後世からの逆推によつて作られたものであることを斷言したのである。然るに、平田篤胤は又、天朝無窮曆といふ書を著して、宣長の説に反對し、

師説の如く、神功皇后以前は紀年日次ある事なく、彼の曆日はみな後より推當てたる物とすれば、上つ代の天皇命たちの御齡を記せる傳も諦ならず、其の歷年を云へる文をば皆がらすてずばあるまじく、さては神武天皇の元年はもろこし周の惠王が十七年といふ年に當るといふを始め、かしの某王が某年はわが某天皇の某年に當るなど、和漢合運して年代を考ふる事も、かの韓征以前はみな虚事となる謂なれば、其れよりしては、書紀なる古き事實の、覺束なく浮きたる

事の如く聞えて、例の異國學びに心ひく倫の仍しも上つ代を蔑如する云ひ種となすべく、(中略)いと慨たき事と、ひとり竊にむねを焦して在りぬれど、明らむる由なくて黙止在りしこと三十年餘なるが、時なる哉ことし天保八年といふ年の六月に至り、其の惑ひ忽に啓けて、實にも書紀なる曆日はも、皇國に固より有りつる曆にして、伊邪那岐大神の立創めまし、大國主神の謂はゆる合朝に調へ給ひしを、大朝廷に用ひさせ給ひ、それよりして赤縣州を始めあだし我國々へも及びし祖曆なることを悟り得たり。

と論じて、日本には大國主命が創作した固有の曆法があつて、書紀の年月日の干支は皆この曆法の計算によつて記されたものと述べて居る。そしてその曆法をば、一年の日數を三百六十五日四分の一とし、十九年に七閏月を挿入して、二百三十五月の日數が十九年の日數に密合するものとした。そこで、この曆法は中國の太古の曆法と同一であるところから、篤胤は、大國主命が後に支那へ渡つて太昊伏羲氏と稱し、この曆法をも中國へ廣めたものだといつてゐる。篤胤の中國古曆の研究は頗る詳密なもので、それに關する著書には、春秋命歷序考、三曆由來記、前漢歷志辨、春秋歷本術篇等がある。篤胤は又天朝無窮曆を幕府の天文方へ提出してその承認を得ようとしたが、天文方では終にそれに承認を與へなかつた。

平田篤胤は中國の古代文化の精華を以て易と曆とにあるものとし、易と曆との創作者を以て太昊伏羲氏とし、その太昊伏羲氏を以て、實は我が大國主命の中國へ渡つてからの稱號として、中國文化の本原は日本に存するものとしたのである。自分は儒教經典の成立年代を決定しようとして、明治四十四年以來、その中にある天文曆法の研究に没頭し、大正十四年には「支那古代史論」を著し、昭和五年には「支那曆法起原考」を著し、又、その研究の初から東洋學報其他に掲載した多くの論文を集めて、昭和十四年には「支那古代史と天文學」及び「天文曆法と陰陽五行説」の二書を刊行し、又、昭和二十一

年には「古代世界文化と儒教」を刊行したが、その論旨は篤胤とは大に異つて、中國の古曆は、その實は、西紀前四世紀即ち戰國時代の初の頃の實測を資料として作成せられたもので、陰陽五行說並に十干十二支も皆同時の成立であり、儒教の經典なる易經、書經、詩經、禮記、春秋、等には、皆これらの智識を保有して居るから、その完成は戰國時代で、孟子の頃に當るものと論定し、更に古代文明諸國の天文曆法を研究した結果、中國の古曆は、希臘のカリボスが作つて、西紀前三三一を曆元とした曆法と同一の計算法を有するを見て、カリボス曆がバビロニアの智識を繼承してゐるといふ西洋人の説から考へて、中國の古曆もまたバビロニアの智識を受けたものと論じたのである。篤胤が大國主命の創作した日本固有の曆法と認められたものは、即ちこの中國の古曆並にカリボス曆と同一の計算法を用ひるものであるが、篤胤は日本書紀の曆日記事によつて大國主命の曆法を發見したと稱し、自分は中國古曆の研究によつて、古代世界に於ける文化の共通を認めた。篤胤の説は甚しい獨斷であつて、宣長の説は理路整然たるものがある。

晉の陳壽が著した三國志の中にある魏志の倭人傳は、頗る詳細に、西曆三世紀頃の日本の國情や風習を記したものであるが、それに注した宋の裴松之の文に、魏の魚豢が著した魏略を引用したところに、

其の俗は正歲四時を知らず、ただ春耕秋收を記して年紀となす。

とあつて、日本では曆法を知らず、ただ自然曆を用ひてゐたことが推測されるから、宣長の説は大體に於て正しいのである。そこで自分は宣長の説の如く、書紀に含まれたる上古の曆日は、百濟から傳へられた曆法による計算の結果が記入されたものと認定するのである。

百濟が建國したのは魏の後を承けた晉の時代であつて、その用ひた曆法は中國のものであつたが、晉に繼ぎて宋が起り、

その元嘉二十年（西曆四四三）に何承天といふ學者が製作した元嘉曆が施行せられたので、またそれを傳來したのである。中國では、その後、屢々曆法の改正があつたが、隋書の百濟傳には、百濟ではいつまでも元嘉曆を用ひてゐると記してある。日本へ百濟の曆が傳來した最初の年は不明であるが、欽明天皇の十四年（西曆五五三）に百濟から曆博士を徵し且つ曆本を送らしめられたのが、記録に見えた初であつて、その翌年（五五四）に曆博士王保孫が來り、後に推古天皇の十年（六〇二）には、百濟の僧觀勒が來て、曆本、天文、遁甲、等の書を上り、陽胡史玉陳、大友村主高聰、山背臣日並立がそれらを學んで、皆成業した。

日本で、曆を一般に施行したのは、推古天皇の十二年（西紀六〇四）甲子の年の正月からであることは、政事要略等の書に記してある。それが元嘉曆であるか否かは明記したものがない。そして持統天皇の四年（西紀六九〇）十一月に「始めて元嘉曆と儀鳳曆とを行ふ」と、書紀に記してあるから、推古天皇から持統天皇までの間に施行された曆法が何であつたかといふことは一の疑問となる。しかし、百濟で用ひた曆法が元嘉曆であつたことは、前述の如く、隋書に記してあるから、この疑問は容易に解決せられる。大日本史陰陽志には尙この問題について次の如く記して居る。

今、元嘉曆法に據つて、推古帝十二年甲子より持統帝五年辛卯に至るまでの月朔の干支を推すに、一も合せざることなし。即ちその元嘉曆を行へるもまた知るべし。

故に持統天皇四年の書紀の文は、この時から元嘉曆と儀鳳曆とを併用することになつたと解すべきものであらう。

儀鳳曆は唐の高宗皇帝の時に、李淳風の造つたもので、その麟德二年（西紀六六五）から施行したものである。唐ではこの曆を麟德曆と稱したが、日本でそれを儀鳳曆といふのは、同帝の儀鳳年間（西紀六七六―六七八）に日本へ傳はつた爲で

あらう。俄鳳曆は淳仁天皇の天平寶字七年（西紀七六三）に至つて廢せられ、更めて大衍曆が施行せられた。大衍曆は唐の玄宗皇帝の時に（西紀七二八）僧一行が造つたもので、吉備真備が留學中それを學んで、歸朝の時その書を持還つた。此の如くして、日本書紀が撰録された時に、日本にあつた中國曆は元嘉曆と俄鳳曆との二者であるから、神武天皇から欽明天皇に至るまでの曆日記事は恐らくは、この二曆の中の何れかによつて算出した結果を記したものであらう。

元嘉曆の算法は宋書の歷志に載せてある。それは前に述べた古曆の算法に一段の修正を施したものであつて、古曆では七十六年の中を含む月數と日數とを九四〇月、二七七五九日としてあるのに對して、その四倍なる三〇四年の月數と日數とを三七六〇月、一一一〇三五日とする。これは $27759 \times 4 = 111035$ に當る。この計算によれば、

$$1 \text{ 年の日數} = 365.2467 \quad 1 \text{ 月の平均日數} = 29.53085 \quad \text{となる。この修正はカリボス曆法に對してヒツバルコス（西紀前$$

一二五頃の人）が施したものと同一である。元嘉曆の作者何承天は天文曆法を僧慧嚴に學んだといふから、この方法も佛教に伴つて中國へ傳はつたものであらう。そこで、B.C. 5261 の正月朔が雨水の季節（冬至の時刻から一年の六分の一を過ぎた點即ち立春から半月後）に合し、且つそれが甲子の日に當るところの夜半（午前零時）から起算するもので、毎月の長さは平均の數を用ひる。この算法によつて得る朔を平朔といふ。

俄鳳曆の算法は、

$$1 \text{ 年の日數} = \frac{489428}{1340} = 365.2448$$

$$1 \text{ 月の平均日數} = \frac{39571}{1340} = 29.530597$$

を用ひる。そして毎月の朔を算出するには定朔の法を取る。定朔とは、平朔の結果に日月の運行の遲速を加算するもので、

平朔が大月即ち三十日の月と小月即ち二十九日の月とを交互に配置し、一定の間隔を置いて大月を二回重ねるのに對して、定朔は大月が四回重なり、小月が三回重なることもあつて、定朔によれば一月の長さは長短不同で、全く一定して居らぬ。俄鳳曆の起算の點即ち曆元は B.C. 269217 にあつた。

そこで先づ、元嘉曆の計算法によつて得た結果を、神武天皇以來推古天皇までの間の曆日記事に對照すれば、次の表に示すが如きものを得る。これは煩雜を避ける爲に、春正月朔の干支を記したのみを取つたのである。尙それに附記した眞朔（入朝時刻）は Schram の表 (Kalendariographische und Chronologische Tafeln) によつて計算したグリーンウイツチの日に更に 0.375 を加けて、大和附近の時刻を示し、それに干支を當てたものである。

第一表 書紀の記載と元嘉曆との比較

書紀の記載	元嘉曆朔	眞朔(入朝時刻)
神武元年 (B.C.660) 正月庚辰朔	合 16.99	庚辰 (.72)
同 四十一年 (" 619) 壬子朔	49.01	癸丑 (.28)
綏靖元年 (" 581) 壬申朔	8.37	壬申 (.08)
" 二十五年 (" 557) 壬子朔	18.85	壬午 (.43)
安寧三年 (" 546) 戊寅朔	15.13	戊寅 (.86)
" 十一年 (" 538) 壬戌朔	58.60	壬戌 (.57)
合		

懿	德二年	509	甲戌朔	10.59	合	甲戌(.53)
孝	昭元年	475	丙戌朔	22.96	合	丙戌(.68)
"	二十九年	447	甲辰朔	40.56	合	甲辰(.44)
"	六十八年	408	丁亥朔	54.29	戊午(誤寫)	戊午(.77)
孝	安元年	392	乙酉朔	21.36	合	乙酉(.26)
"	七十六年	317	己巳朔	5.74	合	己巳(.65)
"	百一年	291	戊戌朔	34.59	合	戊戌(.73)
孝	靈元年	290	壬辰朔	28.96	合	壬辰(.76)
"	三十六年	255	己亥朔	35.68	合	己亥(.62)
孝	元元年	214	辛未朔	7.71	合	壬申(.24)
"	二十二年	193	己巳朔	5.65	合	己巳(.60)
開	化元年	157	庚午朔	6.78	合	庚午(.55)
"	六年	152	辛丑朔	37.67	合	壬寅(.21)
"	二十八年	130	癸巳朔	29.97	合	癸巳(.73)
崇	神元年	97	壬午朔	18.45	合	壬午(.72)
"	二十九年	69	己亥朔	36.04	庚子(一日差)	己亥(.84)

"	四十八年	50	己卯朔	15.72	合	己卯(.50)
垂	仁元年	29	丁巳朔	13.67	丁丑(誤寫)	戊寅(.15)
"	三十年(A.D. 1)	"	己未朔	55.17	合	己未(.58)
"	三十七年	8	戊寅朔	14.79	合	己卯(.34)
景	行五十二年	121	壬午朔	18.53	合	壬午(.68)
成	務元年	131	甲申朔	20.33	合	乙酉(.78)
"	三年	133	癸酉朔	9.07	合	癸酉(.53)
仲	哀元年	192	庚寅朔	26.40	合	庚寅(.63)
"	八年	199	己卯朔	15.55	合	己卯(.36)
神	功三年	203	丙戌朔	22.55	合	丁亥(.14)
應	神元年	270	丁亥朔	23.40	合	丁亥(.25)
"	四十年	309	辛丑朔	37.16	合	辛丑(.75)
仁	德元年	313	丁丑朔	13.69	合	丁丑(.53)
"	三十一年	343	癸丑朔	46.53	合	癸丑(.87)
"	三十八年	350	癸酉朔	9.15	合	癸酉(.11)
"	八十七年	399	戊子朔	24.71	合	己丑(.25)

履仲二年	(401)	"	丙午朔	42.97	合	丙午 (.83)
" 六年	(405)	"	癸未朔	19.49	合	癸未 (.84)
反正元年	(406)	"	丁丑朔	13.85	合	丁丑 (.60)
" 五年	(410)	"	甲申朔	20.86	合	甲申 (.66)
" 恭三年	(414)	"	辛酉朔	57.39	合	辛酉 (.82)
" 四十二年	(453)	"	乙亥朔	11.14	合	乙亥 (.25)
安康二年	(455)	"	癸巳朔	29.47	合	癸巳 (.19)
雄略十四年	(470)	"	丙寅朔	2.09	合	丙寅 (.56)
" 二十二年	(478)	"	己酉朔	45.11	合	庚戌 (.22)
清寧元年	(480)	"	戊戌朔	34.34	合	戊戌 (.34)
" 三年	(482)	"	丙辰朔	52.60	合	丙辰 (.42)
" 四年	(483)	"	庚戌朔	46.97	合	庚戌 (.98)
" 五年	(484)	"	甲戌朔	10.87	合	乙亥 (.07)
顯宗元年	(485)	"	己巳朔	5.24	合	己巳 (.72)
仁賢元年	(488)	"	辛巳朔	17.87	合	壬午 (.14)
" 七年	(494)	"	丁未朔	43.14	合	丁未 (.67)

繼體元年	(507)	"	辛酉朔	57.55	合	辛酉 (.45)
安閑二年	(535)	"	戊申朔	44.68	合	戊申 (.50)
欽明元年	(540)	"	庚戌朔	46.34	合	庚戌 (.54)
" 七年	(546)	"	甲辰朔	40.84	合	乙巳 (.04)
" 九年	(548)	"	癸巳朔	29.57	合	甲午 (.17)
" 十四年	(553)	"	甲子朔	0.47	合	甲子 (.29)
" 十五年	(554)	"	戊子朔	24.36	合	戊子 (.35)
" 三十年	(569)	"	辛卯朔	27.52	合	辛卯 (.42)
用明元年	(586)	"	壬子朔	48.93	合	壬子 (.98)
推古元年	(593)	"	壬寅朔	38.11	合	壬寅 (.46)
" 十二年	(604)	"	戊戌朔	34.28	合	戊戌 (.29)
" 二十年	(612)	"	辛巳朔	17.79	合	壬午 (.09)
" 三十一年	(624)	"	壬申朔	8.32	合	壬申 (.20)

この表に於て、神武天皇元年正月庚辰朔の下に記した 16.99 なる數字は、元嘉曆の計算法によつて、甲子の日から順次に數へて十七日目に當る日の午前零時から、その日の中へ一日の小數 0.99 だけ進んだ時刻が朔となるといふ結果を得たことを示すものである。甲子から十七日目は庚辰となる。以下は皆之に準じて知ることが出来る。

神武天皇四十二年の正月壬子朔は、元嘉曆では癸丑を得る。ここに一日の相違がある。
綏靖天皇二十五年の正月壬子朔は壬午朔の誤寫であらう。

安寧天皇三年正月戊寅朔は、元嘉曆では己卯を得る。ここに一日の相違がある。

孝昭天皇六十八年正月丁亥朔は、元嘉曆では戊午となる。しかし、元嘉曆では二月丁亥朔となるから、これは月名配當の誤であるかも知れぬ。

崇神天皇二十九年正月己亥朔は、元嘉曆では庚子を得る。ここに一日の相違がある。

垂仁天皇元年正月丁巳朔は、元嘉曆では丁丑を得る。丁巳は丁丑の誤寫であらう。

推古天皇三十二年正月壬申朔は、書紀には三十三年の條に入れてある。今、河村秀根の書紀集解の説に従つて三十二年に移した。

第二表 干支の排列の順序

1	甲	子	11	甲	戌	21	甲	申	31	甲	午	41	甲	辰	51	甲	寅
2	乙	丑	12	乙	亥	22	乙	酉	32	乙	未	42	乙	巳	52	乙	卯
3	丙	寅	13	丙	子	23	丙	戌	33	丙	申	43	丙	午	53	丙	辰
4	丁	卯	14	丁	丑	24	丁	亥	34	丁	酉	44	丁	未	54	丁	巳
5	戊	辰	15	戊	寅	25	戊	子	35	戊	戌	45	戊	申	55	戊	午

6	己	巳	16	己	卯	26	己	丑	36	己	亥	46	己	酉	56	己	未
7	庚	午	17	庚	辰	27	庚	寅	37	庚	子	47	庚	戌	57	庚	申
8	辛	未	18	辛	巳	28	辛	卯	38	辛	丑	48	辛	亥	58	辛	酉
9	壬	申	19	壬	午	29	壬	辰	39	壬	寅	49	壬	子	59	壬	戌
10	癸	酉	20	癸	未	30	癸	巳	40	癸	卯	50	癸	丑	60	癸	亥

日本書紀にある、春正月朔に干支を附した記載は、六十七個ある。それに元嘉曆による計算の結果を比較すれば、一日の相違のあるものが三個あり、傳寫の誤と思はれるものが二個あり、二月のものを正月に記したと思はれるものが一個あるが、その他の六十一個は悉く符合してゐる。若し儀鳳曆による計算の結果を用いたものとすれば、それは毎月の長さを不同にする定朔の法であるから、平朔の法を用ひる元嘉曆の計算と、此の如く多數の符合を見るべきものではない。その元嘉曆と相違するものは恐らくは當時の算者の過失によるものか、又は傳寫の誤であらう。然るときは、書紀の曆日は元嘉曆の算法に據つたものと断定することが出来るのである。

尙ほこの考察を助ける爲に、(一) 神武天皇の東征元年より同天皇崩御の年まで、(二) 仲哀神功應神朝、(三) 雄略清寧朝、(四) 推古朝のすべての朝の記載を點検することとする。(一) は書紀にある曆日記載の最初の部分で、中國古曆未成立の時代、(二) は朝鮮との交通の開始の時代、(三) は日本と中國との交通が、兩國の記録に於てほぼ一致する時代、(四) は日本に曆法が始めて施行せられた時代である。

正月壬子朔

癸丑 (49.01) 一日差

癸丑 (.28)

同 七十六年 (B.C. 585)

甲午 (0.90) 合

乙未 (.33)

三月甲午朔

年 (B.C. 584)

乙卯 (51.38) 合

乙卯 (.40)

九月乙卯朔

二十五個の中、二日の差で合はないのが六個、本書に誤記があると思はれる不合が二個あるが、その他の十七個は元嘉曆と一致する。

第四表 仲哀神功應神朝

元嘉曆朝	當時の中國曆朝	真朔(入朝時刻)
仲哀九年 (A.D. 200) 三月壬申朔	壬申 (8.98) 合	癸酉 壬申 (.78)
四月壬寅朔	壬寅 (38.51) 合	癸卯 壬寅 (.25)
九月庚午朔	庚午 (6.16) 合	庚午 (39)
十月己亥朔	己亥 (35.69) 合	庚子 (.03)
十二月戊戌朔	戊戌 (34.75) 合	己亥 (.12)
神功元年 (A.D. 201) 十月癸亥朔	十一月癸亥朔 (59.59)	甲子 癸亥 (.92)

二年 (") 202) 十一月丁亥朔	丁亥 (23.48) 合	丁亥 (77)
三年 (") 203) 正月丙戌朔	丙戌 (22.55) 合	丁亥 (.14)
五年 (") 205) 三月癸卯朔	甲辰 (30.38) 合	甲辰 (.44)
十三年 (") 213) 十一月丁巳朔	丁巳 (53.89) 合	戊午 (.48)
四十六年 (") 246) 三月乙亥朔	乙亥 (11.90) 合	丙子 (.02)
五十二年 (") 252) 九月丁卯朔	十月丁卯朔 (3.86)	戊辰 (.12)
六十九年 (") 269) 四月辛酉朔	辛酉 (47.63) 合	辛酉 (.90)
十月戊午朔	戊午 (44.81) 合	戊午 (.79)
應神元年 (A.D. 270) 正月丁亥朔	丁亥 (23.40) 合	丁亥 (.25)
二年 (") 271) 三月庚戌朔	四月庚戌朔 (46.36)	庚戌 (.11)
三年 (") 272) 十月辛未朔	辛未 (7.44) 合	辛未 (.72)
五年 (") 274) 八月庚寅朔	九月庚寅朔 (26.64)	庚寅 (.12)
十五年 (") 284) 八月壬戌朔	壬戌 (58.91) 合	壬戌 (.57)
十九年 (") 288) 十月戊戌朔	戊戌 (34.52) 合	戊戌 (.83)
二十二年 (") 291) 三月甲申朔	甲申 (20.44) 合	甲申 (.66)
三十七年 (") 306) 二月戊午朔	戊午 (54.07) 合	丁巳 (.93)

二、日本書紀の曆日前記事

四十年(“ 309)正月辛丑朔 辛 丑 (37.16) 合 辛 丑 (75)
 四十一年(“ 310)二月甲午朔 甲 午 (30.59) 合 甲 午 乙 未 (21)
 二十四個の中、一ヶ月の相違があるものが四個ある。一日の差があるものが一個ある。元嘉曆と符合するものが十九個ある。

第五表 雄略清寧朝

雄略元 年 (A.D. 457)	三月庚戌朔	元嘉曆朔	當時の中國曆朔	真朔(入朔時刻)
二年(“ 458)	十月辛未朔	辛 未 (7.81)	合 辛 未	辛 未 (.92)
四年(“ 460)	八月辛卯朔	辛 卯 (27.00)	合 辛 卯	庚 寅 (.50)
五年(“ 461)	六月丙戌朔	丙 戌 (22.31)	合 丙 戌	丙 戌 (.88)
六年(“ 462)	二月壬子朔	壬 子 (48.09)	合 壬 子	壬 子 (.51)
	三月辛巳朔	辛 巳 (17.62)	合 辛 巳	壬 午 (.14)
七年(“ 463)	七月甲戌朔	甲 戌 (10.10)	合 甲 戌	甲 戌 (.41)
九年(“ 465)	二月甲子朔	甲 子 (0.72)	合 甲 子	甲 子 (.55)
	七月壬辰朔	壬 辰 (28.37)	合 壬 辰	癸 巳 (.26)

十 年(“ 466)	九月乙酉朔	乙 酉 (21.80)	合 乙 酉	丙 戌 (.52)
	十月乙卯朔	乙 卯 (51.33)	合 乙 卯	丙 辰 (.20)
十一年(“ 467)	五月辛亥朔	辛 亥 (47.58)	合 辛 亥	辛 亥 (.21)
十二年(“ 468)	四月丙子朔	丙 子 (12.41)	合 丙 子	丙 子 (.48)
	十月癸酉朔	癸 酉 (9.59)	合 癸 酉	壬 申 (.42)
十四年(“ 470)	正月丙寅朔	丙 寅 (2.09)	合 丙 寅	丙 寅 (.56)
	四月甲午朔	甲 午 (30.68)	合 甲 午	乙 未 (.36)
十七年(“ 473)	三月丁丑朔	丁 丑 (13.78)	合 丁 丑	丁 丑 (.71)
十八年(“ 474)	八月己亥朔	己 亥 (35.80)	合 己 亥	己 亥 (.97)
十九年(“ 475)	三月丙寅朔	丙 寅 (2.52)	合 丙 寅	丙 寅 (.46)
二十一年(“ 478)	正月己酉朔	己 酉 (45.10)	合 己 酉	庚 戌 (.22)
二十二年(“ 479)	七月辛丑朔	辛 丑 (37.15)	合 辛 丑	辛 丑 (.08)
	八月庚午朔	庚 午 (6.68)	合 庚 午	庚 午 (.42)
	十月己巳朔	己 巳 (5.74)	合 己 巳	己 巳 (.33)
清寧元 年(“ 480)	正月戊戌朔	戊 戌 (34.34)	合 戊 戌	戊 戌 (.34)
	十月癸巳朔	癸 巳 (29.64)	合 癸 巳	癸 巳 (.33)

三年(“ 482)	正月丙辰朔	丙辰(52.60)	合	丙辰	丙辰(42)
	九月壬子朔	壬子(48.84)	合	壬子	癸丑(13)
	十月壬午朔	壬午(48.37)	合	壬午	壬午(62)
	十一月辛亥朔	辛亥(47.90)	合	辛亥	壬子(09)
五年(“ 484)	正月甲戌朔	甲戌(40.87)	合	甲戌	乙亥(07)
	十一月庚午朔	庚午(6.17)	合	庚午	庚午(63)

三十一個の朔の干支が盡く元嘉曆に符合する。

第六表 推古朝

推古元年(A.D. 593)	正月壬寅朔	壬寅(38.11)	合	壬寅	壬寅(46)
	四月庚午朔	庚午(7.64)	一日差	庚午	辛未(08)
二年(“ 594)	二月丙寅朔	丙寅(2.01)	合	丙寅	丙寅(52)
三年(“ 595)	五月戊午朔	戊午(54.50)	合	戊午	戊午(94)
五年(“ 597)	四月丁丑朔	丁丑(13.90)	合	丁丑	丁丑(61)
	十一月癸酉朔	甲戌(10.14)	一日差	甲戌	甲戌(06)

當時の中國曆朔、眞朔(入朔時刻)

六年(“ 598)	八月己亥朔	己亥(35.72)	合	己亥	己亥(91)
	十月戊戌朔	戊戌(34.78)	合	戊戌	己巳(13)
七年(“ 599)	四月乙未朔	乙未(31.97)	合	丙申	乙未(75)
九年(“ 601)	三月甲申朔	甲申(20.60)	合	甲申	乙酉(11)
	九月辛巳朔	辛巳(17.78)	合	辛巳	辛巳(44)
	十一月庚辰朔	庚辰(16.84)	合	庚辰	庚辰(97)
十年(“ 602)	二月己酉朔	己酉(45.44)	合	己酉	庚戌(16)
	四月戊申朔	戊申(44.60)	合	戊申	己酉(08)
	六月丁未朔	丁未(43.66)	合	丁未	丁未(68)
	閏十月乙亥朔	乙亥(11.31)	合	乙亥	甲戌(98)
十一年(“ 603)	二月癸酉朔	癸酉(9.44)	合	癸酉	甲戌(00)
	四月壬申朔	壬申(8.50)	合	壬申	癸酉(00)
	七月辛丑朔	辛丑(37.09)	合	辛丑	庚子(99)
	十月己巳朔	己巳(5.68)	合	己巳	己巳(27)
	十一月己亥朔	己亥(35.21)	合	己亥	戊戌(86)
	十二月戊辰朔	戊辰(4.74)	合	戊辰	戊辰(56)

十二年(“ 604)	正月戊戌朔	戊	戌(34.28)	合	戊	戌(34.28)
	四月丙寅朔	丙	寅(2.89)	合	丙	寅(2.89)
十三年(“ 605)	四月辛酉朔	辛	酉(57.23)	合	辛	酉(57.23)
十四年(“ 606)	四月乙酉朔	乙	酉(21.13)	合	乙	酉(21.13)
	五月甲寅朔	甲	寅(50.66)	合	甲	寅(50.66)
十五年(“ 607)	二月庚辰朔	庚	辰(16.44)	合	庚	辰(16.44)
	七月戊申朔	戊	申(44.09)	合	戊	申(44.09)
十六年(“ 608)	六月壬寅朔	壬	寅(38.46)	合	壬	寅(38.46)
	八月辛丑朔	辛	丑(37.52)	合	辛	丑(37.52)
	九月辛未朔	辛	未(7.05)	合	辛	未(7.05)
十七年(“ 609)	四月丁酉朔	丁	酉(33.76)	合	丁	酉(33.76)
	五月丁卯朔	丁	卯(3.29)	合	丁	卯(3.29)
十八年(“ 610)	十月己丑朔	己	丑(25.31)	合	己	丑(25.31)
二十年(“ 612)	正月辛巳朔	辛	巳(17.79)	合	辛	巳(17.79)
	二月辛亥朔	辛	亥(47.32)	合	辛	亥(47.32)
二十一年(“ 613)	十二月庚午朔	庚	午(6.52)	合	庚	午(6.52)

三四

二十二年(“ 614)	六月丁卯朔	丁	卯(3.71)	合	丁	卯(3.71)
二十六年(“ 618)	八月癸酉朔	癸	酉(9.77)	合	癸	酉(9.77)
二十七年(“ 619)	四月己亥朔	己	亥(35.59)	合	己	亥(35.59)
二十八年(“ 620)	十二月庚寅朔	庚	寅(26.36)	合	庚	寅(26.36)
二十九年(“ 621)	二月己丑朔	己	丑(25.22)	合	己	丑(25.22)
三十一年(“ 623)	四月丙午朔	丙	午(42.55)	合	丙	午(42.55)
	九月甲戌朔	甲	戌(10.20)	合	甲	戌(10.20)
	十月癸卯朔	癸	卯(39.73)	合	癸	卯(39.73)
三十二年(“ 624)	正月壬申朔	壬	申(8.32)	合	壬	申(8.32)
三十四年(“ 626)	五月戊子朔	戊	子(24.71)	合	戊	子(24.71)
三十六年(“ 628)	二月戊寅朔	戊	寅(14.38)	合	戊	寅(14.38)
	三月丁未朔	丁	未(43.91)	合	丁	未(43.91)
	四月壬午朔	丁	丑(13.44)	不合	丁	丑(13.44)
	九月己巳朔	乙	巳(41.09)	不合	甲	辰(61)

すべて五十二個の中、元年と五年とに、一日差のものが二個ある。これは明かに曆家の誤算である。三十六年に二個の不合があるが、これは恐らくは傳寫の誤であらう。三十一年のものは、書紀には三十二年に、三十二年のものは三

十三年の條下に收められて居る。これは編者の過失と思はれる。

以上の諸表に於て、第一表には、元嘉曆によつて得た朔と書紀の朔と一日差のものが三個あり、第三表には六個あり、第四表、第五表には全く無く、第六表には二個ある。第六表は推古朝のものであつて、欽明朝以來百濟の曆博士が元嘉曆の智識を傳へてゐるのであるから、推古朝の曆日に、元嘉曆に合はないものがあるべき譯はない。これは全く算者の過失である。故に第一表、第三表にある一日差のものも亦算者の過失によつたものと推定される。然るときは、神武天皇以來の書紀の曆日は元嘉曆の計算によつて得たものと言ふことが出来るのである。但し、第一表、第三表の一日差のものは、或は俄鳳曆などの算法が混入したのかも知れぬ。

神武天皇元年春正月庚辰朔は、現代の天文学の智識に本づいた計算の結果とも一致する。しかし、これによつて、それが當時の實録であるといふことは出来ない。又、元嘉曆によつてこの朔を算出する方法を述べれば次の如くである。

元嘉曆の曆元は B.C. 5261 の正月甲子朔に置してある。この曆元から神武元年（西紀前六六〇）正月朔までに経過した年数は

$$5261 - 660 = 4601$$

である。この年数の間に含まれる月数は次の順序によつて得られる。

$$19 \text{ 年} = 235 \text{ 月} \quad (\text{第三、六、九、十一、十四、十七、十九年に閏月を挿入する})$$

$$4601 \div 19 = 242 \text{ 剩餘 } 3 \text{ 年}$$

$$235 \times 242 = 56870$$

$$\text{剩餘 } 3 \text{ 年の月数} = 37(12 + 12 + 13)$$

$$4601 \text{ 年の月数} = 56870 + 37 = 56907$$

又、一月の日数は

$$19 \times 16 = 304 \text{ 年} \quad 304 \text{ 年の月数} = 235 \times 16 = 3760 \text{ 月}$$

$$11035 \text{ 日} \div 3760 \text{ 月} = 29.530585 \text{ 日}$$

よつて、B.C. 5261 正月朔甲子の日から神武元年正月朔までに経過した日数は

$$29.530585 \times 56907 = 1680496.99 \text{ 日}$$

この日数を甲子から數へて六十日に至る毎に除去すれば、剩餘は 16.99 となる。これによつて、神武元年正月朔の時刻が得られ、又その日の干支が得られる。甲子から二番目は即ち庚辰である。入朝の時刻は庚辰の日に入ることである。その他の朔も皆この方法に準じて算出するのである。

日本書紀の曆日記事は、一般に「冬十月丁巳朔辛酉」「春三月甲寅朔己未」等の如く記してある。これは、十月五日、三月六日のことである。丁巳から辛酉までは五日、甲寅から己未までは六日である。元嘉曆の計算による曆日を各年の中に挿入することは、或は舊事本紀の時に既に試みられたことであらう。そして、それが更に書紀編纂の際に充實せられたのであらうと考へられる。

三、天孫降臨以來の年數

天孫降臨以來の年數は、日本書紀の神武天皇東征の詔の文章の中に記してある。それは。

皇祖皇考は、乃ち神乃ち聖にして、慶を積み暉を重ねて、多く年所を歴たり。天祖の降跡より、以て今に逮ぶまで、一百七十九萬二千四百七十餘歲。

といふのである。この數字は鎌倉幕府時代に起つた外宮神道で大に唱へてゐたもので、外宮の神職度會家行にこの神道を學んだ北畠親房は、その著の神皇正統記にも記して居り、後に室町幕府時代の中期に、唯一神道を唱へた卜部兼俱も、また盛にこの數を説いて、日本の文化が印度よりも古いことを主張し、從來の佛教徒が説いてゐた本地垂迹説に對して、日本の神を本地とし、佛を垂迹とすべきことを論じたのであるが、江戸幕府時代の中期に於て、伴信友は、その隨筆なる比古婆衣と稱する書の中に、これを書紀の本文ではなく、後人の細字を以て本文の傍に書いて置いたものが、傳寫の際に、本文に摺入されたものと論じ、その證として、契沖荷田春滿等の書紀の校本に、この數字の傍に「細字」といふ文字が記してあつたとを引いてゐる。しかし信友の主張はその證據が不充分で、現存の古寫本には、皆この數字を本文としてゐる。又、平田篤胤は、その弘仁曆運記考の中に、夢の中で感得したと稱して、その「一百七十九萬を刪り、二千四百七十餘歲のみを取つて、それを信すべきものとした」しかし、この篤胤の説は獨斷に過ぎる。現代の學者には、この尨大なる數字を信じようとする人がないやうであるが、また如何にして、この尨大なる數字が記入されたかを説明する人もない。要するに、この數字は、

大なる疑問として、學者に投掛けられてゐるのである。

この尨大なる數字は、嵯峨天皇の弘仁二年（西紀八一）に著された曆運記（延喜式の初に附載してある）にも載せてあり、又嵯峨天皇の頃に、古事記と日本書紀とを彼は取集めて偽作したと論ぜられてゐる、今の先代舊事本紀の中にもあるから、假に信友の言の如く、この數字を細字で傍書した日本書紀の寫本があつたとしても、それは恐らくは弘仁前後のものであり、又書紀の本文の中に入つたのも今の先代舊事本紀の著作以前であつたであらう。

曆運記の本文には、

本紀等の諸書を按ずるに、昔者天津彦火瓊杵尊、初めて降りたまひしより、始めて西土に王たり。次ぎて彦火瓊杵尊、次彦波瀲武鸕鷁草葺不合尊、總べて三代、一百七十九萬二千四百七十餘歲を経たり。竝に時世遷遷、事迹神異にして、舊記に具はりたれば、更に煩述せず。

とある。本紀とは日本書紀のことであらうから、この書は書紀以外の諸書をも参考したもので、その中にある尨大なる數字は、日本書紀及び其の他の何等かの書中から取つたものである。

若しも、書紀の本文に、その編纂の當初から、一百七十九萬二千四百七十餘歲と書いてあつたとすれば、この數は編纂の際に算出したものと思はれるから、「餘歲」などいふ曖昧な文字を書くべきではなく、明瞭な數を書くべきであらう。又編纂以前から傳承されて來たものとするれば、十位のところまでが判明して居て、一位のところだけが判明しなかつたといふ理由は認められない。されば、書紀は、後人が他に記して置いたのを見て、「餘歲」と改めて記入したものか、又は「餘歲」と記したのを其の儘取つたものと考へられる。

又、この尨大なる數字は神武天皇の詔勅の文中にあるものである。詔勅の文章は、たとひ書紀の編者が作つたものとして、十分に洗煉されてゐなければならぬのに、前に「皇祖皇考、乃神乃聖、積慶重暉、多歴年所」とあつて、直にそれに續けて「自天祖降跡、以逮于今、一百七十九萬二千四百七十餘歲」とあるのは、既に「多歴年所」とあるのに對して、更に大數を擧げたのをば、重複繁冗と謂はねばならぬ。これもまた、それが最初には本文に入つてゐなかつたことを證明するものであらう。

書紀の本文に、この尨大なる數字を挿入したのは、曆運記が参考とした何等かの書中から、何人かが取つたので、その事があつたのは、曆運記の著された時代より後のことではなからうと思はれる。曆運記は和漢の上古の年數を比較したもので、その文の終には

伏羲氏以前、天皇（天皇氏のこと）以還、年代綿邈にして、更に詳録無し。帝系譜等の諸書を按ずるに、總歴八代九百六十八萬餘歲なり。既に經史にあらざれば、未だ實録となさざるも、聊か復た之を存して、以て異同を廣む。

と記してある。そして、この帝系譜といふものは、曆運記の著された弘仁二年より四年前なる大同二年四月の詔勅に、

倭漢總歴帝譜圖には、天御中主尊をば、標して始祖と爲し、魯王、吳王、高麗王、漢高祖命、等をばその後裔に按ず。

倭漢雜糅して、敢て天宗を垢す。愚民迷執して、輒ち實録と謂へり。宜しく諸司の官人等の藏する所をば皆進すべし。

若し、情を挟みて隱匿し、旨に乖きて進ぜざる者あらば、事覺するの日、必ず重科に處せん。（伴信友が比古婆衣所引）とある中の「倭漢總歴帝譜圖」のことであらう。何となれば、曆運記にも總歴といふ語が出て居り、又九百六十八萬餘歲などといふ大數が帝系譜にあると言つて居るので、一百七十九萬餘の大數もまたその書中にあつたと想像されるからである。

桓武天皇の延暦の末には諸家の人々が自己の家系を奏上して家格を高めんことを請うたことがあり、延暦に次ぐ大同二年には齋部廣成の古語拾遺が作られ、弘仁五年には新撰姓氏錄が作られて居るから、延暦大同弘仁の時代には上古の事につきて新説を立て、それによつて家の祖先を飾らうとする風が流行してゐたのであらう。そして新撰姓氏錄はそれらの異説を批判して、正確と認めたものを記録したのであらう。されば、日本書紀に挿入された尨大なる數字の根據は倭漢總歴帝譜圖であつたのではなからうかと推測される。倭漢總歴帝譜圖は今日に傳はつてゐない。

書紀の文章に、後世の挿入があることは、その或る古寫本の裏書に、次の如き文があつたと、信友の比古婆衣に記して置いたのによつて知られる。

日本紀三十卷は、崇道盡敬皇帝の撰する所なり。近ごろ文臣が詔を請ひて、數々之を増補して、叙旨に合し、永く祕府に藏む。ああ、一時の寵を取らんとして、輒ち千古の實を紊すこと、痛まざるべけんや。愚竊に原書を寫して、之を函底に藏す。若しこれ來世に證たらば幸ならむ。承和甲寅、左衛門佐、藤原長良謹記。

その承和甲寅は、仁明天皇の承和元年（西紀八三四）で、嵯峨天皇の弘仁二年（西紀八一）を距ること二十三年である。この裏書のある古寫本の神武天皇紀を見ることの出來ないのは遺憾であるが、それには、多分一百七十九萬云々の文字が書かれてゐなかつたであらう。

自分は敢てこの尨大なる數字を説明し得たとは思はないが、ここに一個の臆説を提出して見よう。抑も、中國の諸曆法では、その計算の基點とする上元以來の數として尨大なる數を用ひる習慣がある。そこで、自分はこの數を説明するに、中國の曆法の智識を借りようと思ふ。さて天祖降跡とは所謂天孫降臨のことである。一百七十九萬二千四百七十餘歲とあるのは

十位のところまで判つてゐて、單位のところだけが判らない筈はないから、これは麗氣記、神皇資録、類從神祇本原などの書に、同様に記してある「六歳」といふのを取るべきであらう。又、この尨大なる數を、瓊々杵尊、彥火々出見尊、葦不合尊の三代に分割したものが、麗氣記、參天台五臺山記、應中抄、二中曆、皇代記、神道五部書、類從神祇本原、元亨釋書、神皇正統記、等の諸書に見えて、その數には異同があるが、それは、その總和が一百七十九萬二千四百七十六歳になるのを正しいとするがよい。參天台五臺山記、應中抄、皇代記、元亨釋書にあるものは、

瓊々杵尊 三十一萬八千五百四十二歳

彥火々出見尊 六十三萬七千八百九十二歳

葦不合尊 八十三萬六千四十二歳

であつて、その總和は、正に一百七十九萬二千四百七十六歳となるのである。神皇正統記にあるものは大に相違があるが、それは傳寫の誤であらう。この三分の數を記した書の中で、最も古いものは參天台五臺山記である。これは、後三條天皇の延久年間（西紀一〇六九—一〇七三）に宋へ旅行した成尋阿闍梨の旅行記である。又、弘法大師の著と稱せられる麗氣記にもあるが、この書の著作年代は疑問とされてゐる。成尋は恐らくは、倭漢總歴帝譜圖などを見たのではあるまいか。

そこで、書紀の記載の基礎となつた年數は一百七十九萬二千四百七十六歳であつたものと定めて「天祖の降跡より、以て今に違ふまで」とあるのに参照して、それを神武東征の前年までの年數とすれば、東征元年は甲寅の歳であるから、それよりこの年數を過つた天孫降臨の年は戊寅の歳に當ることが知られる。中國で戊寅の歳を上元とする曆は、唐の高祖の武徳九年に造られた戊寅元曆である。武徳九年は推古天皇の三十四年（六二六）に當る。そこで、天孫降臨以來の年數は、戊寅元

曆を用ひる數と何等かの關係が無いかと考へれば、この曆では、

章歲六百七十六（一章の年數）章閏二百四十九（一章に含まれる閏月の數）章月八千三百六十一（一章の月數）月法三

十八萬四千七十五（一月の日數を混分數に直したものの分子）日法萬三千六（一月の日數を混分數に直したものの分母）と定めてあるから、これによつて一年の日數を算出すれば、

$$\frac{384075}{13006} \times 8361 + 676 = \frac{384075 \times 8361}{13006 \times 676} = \frac{3211251075}{8792056} = 365 \frac{2150625}{8792056} = 365.2446$$

となる。故に 8792056 年を経れば、その間の日數は 3211251075 となつて、完全數を得て、分數の部分が消滅する。故に 8792056 は一個の大週期である。この數字の排列をよく注意して見れば、1792476 に於ける數字の排列と大に類似してゐることが知られる。

8792056

1792476

8792056+420=7000000+1792476

420 は遁甲法に於ける七元の年數である。推古天皇九年辛酉から二十一元（一蕃）を過れば神武天皇即位元年辛酉となり、その上に七年を加へれば、神武東征元年甲寅となる。甲寅は中國の古曆に於て元始の年の名とするものであるから、東征の初年にそれを當てたのであらう。その上に更に七元を架上すれば B.C. 1087 甲寅となる。又、B.C. 1087 の上に 1792056 を架上すれば、B.C. 1793143 戊寅となる。これが天孫降臨の年である。そして、中國古曆の思想では曆元の年を天地開闢の時

三、天孫降臨以來の年數

とするのであるから、天孫降臨以前天地開闢以來の年數として 700000 を遡るときは B.C. 8793143 を得る。天照大神以前に神世七代といふことがあるが、この 700000 は、神世七代に各代平均百萬年を當てたものと解釋してもよからうと思ふ。江戸時代の初の頃に出版された和漢合運圖には、

天神七代、國常立尊、國狹槌尊百億萬歲、豐斟淳尊百億萬歲、泥土煮尊二百億萬歲、大戸邊尊二百億萬歲、惶根尊二百億萬歲、伊弉諾尊二萬三千四十歲、地神五代、天照大神二十五萬歲、忍穗耳尊三十萬歲、瓊々杵尊三十一萬歲、彥火々出見尊六十三萬七千八百九十二歲、鸕鷀草葺不合尊八十三萬六千四十二歲、

としてあるが、天神七代（古事記、書紀では單に神世七代といふ）に百億萬、二百億萬の大數を配當することは、自ら書紀の著者の故智に叶つて居るところがあるであらう。

又、古事記には神武天皇以前の年數はないが、ただ彥火々出見尊の年數を五百八十年と記してある。それに四百二十年を加へれば、丁度一千年となるから、葺不合尊に通甲の七元一變の年數四百二十年を當て、彥火々出見尊と合せて二代を通じて一千年とする智識も、古事記撰述の時代には、既に知られてゐたことを示すものではなからうか。

B.C. 8793143
關開地天

B.C. 1793143
臨降孫天

B.C. 1667
尊見出々火彥

B.C. 1087
尊合不葺

B.C. 667
征東武神

B.C. 660
位即武神

A.D. 601
年九古推

通甲の二十一元一葺千二百六十年の智識は聖德太子の舊事本紀撰述の際には既に存在したのであるが、戊寅元誓の出來た

年は聖德太子の薨後であるから、その智識は未だ日本に傳へられて居なかつた。然るときは、百七十九萬二千四百七十六年の智識は、後に作られたものに相違ない。日本に於ける君臣の分は天地開闢の初から確乎として定まつてゐるといふ國體觀念を、歴史によつて示さうとするときは、此の如き龐大なる數字を記入する必要も生じて來るのである。國體觀念については、大化の改新の際、蘇我蝦夷が皇軍に抵抗した時に、中大兄皇子（後の天智天皇）が官軍の將軍巨勢德陀臣をして、天地開闢より君臣の分が定まつて居ることを賊兵に説かせて、方向を誤らせないやうにしたことがあり、又大化三年四月の詔には、

惟神も我が子應 治故寄 是を以て、天地の初より君 臨の國なり。云々。

とあつて、書紀の中に明示してある。一百七十九萬二千四百七十六歳といふ龐大なる數字が案出された理由も、これらと對照して推測されるのである。

聖德太子が起草せられた憲法の第三條には、

詔を承けては必ず謹め。君をば則ち之を天とし、臣をば則ち之を地とす。天は覆ひ地は載せ、四時順行して、方氣通ずるを得。地、天を覆さんと欲するときは、則ち壤を致さんのみ。是を以て君言へば臣承け、上行へば下降く。故に詔を承けては必ず慎め。謹ますんば自ら敗れん。

とある。これもまた、君臣の關係は天地の如くであるから、天地の初から變ずることが無く、天地の終までも永久に續くといふ意義で、天壤無窮萬世一系の天皇の統治を規定されたのである。そしてこれは又中國の儒教思想の文章を以て充分に表現されて居り、その思想は易經にある「天は尊く、地は卑くして、乾坤定まる。卑高以て陳ねて、貴賤位す」といふのを受

けて居る。されば國體觀念には儒教思想が緊密に融合して居るのである。

四、神代説話に及ぼした中國思想の影響

神代の説話を中國思想又は印度思想によつて解釋することは古昔から行はれたことであるが、本居宣長は全然その方法を排斥して、日本固有のものとしてそれを説明しようとした。しかし、たとひ宣長の方法によるとしても、その中に、中國思想や印度思想と類似のものがあれば、それは中國思想や印度思想の影響を受けたのではないかと考へるべき理由がある。平田篤胤はその類似の點を擧げて、中國思想や印度思想を以て日本思想の影響を受けたものと論じて居るが、それは東亞に於ける文化移動の大勢から見るときは、餘りに獨斷に過ぎた説と言はねばならぬ。

日本書紀の冒頭には次の如き文がある。これは曆法及び易の本づくところの天文学の理論である。

古へ天地未だ割れず、陰陽分れざりしとき、渾沌たること雞子（タマゴ）の如く溟滓として牙を含めり。その清陽なる者、薄（カス）塵（チリ）して天となり、重濁なる者、淹（ヒタ）滞（チ）して地となるに及びて、精妙の合へるは搏（ヒ）ぎ易く、重濁の凝れるは揚（ホ）り難し。故に天先づ成りて而して地後に定まる。然る後、神聖その中に生れます。國常立尊と號す。

これは前漢の武帝の初年（西紀前一四〇）の頃に、淮南子の劉安が學者を集めて著述した淮南子の書の天文訓と題する一篇の中にあるところの、
天地未だ形せざりしとき、鴻々翼々として、洞々瀾々たり。故に大昭（始の誤か）と曰ふ。（中略）清陽なる者は薄塵

して天となり、重濁なる者は凝滞して地となる。清妙の合へるは專（専）り易く、重濁の凝れるは翊（翊）び難し。故に天先づ成りて地後に定まる。

といふ文と、三國時代の吳の徐整の三五曆記に、

未だ天地あらざりし時、渾沌として雞子の如く、溟滓として始めて牙し、濛鴻として滋萌す。

といふ文があるのと、後漢の張衡の靈憲に、

太素の前は、幽清元靜にして、寂寞冥默、象を爲すべからず。厥の中惟だ無なり。是の如き者永久なり。これを溟滓と謂ふ。蓋し乃ち道の根なり。

とあるものなどを取つて綴合し、それによつて天地の開闢を説いたものである。

日本書紀には、前掲の文の續きに、

故に曰く、開闢の初には、洲壤浮び漂へること、譬へば猶ほ遊魚の水上に浮ぶが如きなり。

と記してあるが、平田篤胤はこれを淮南子の宇宙生成論と同一の智識だと言つて居る。又、古事記には、

國稚く浮脂の如くにして、くらげなすただよへる時、葦牙のごと萌え騰る物によりて成りませる神のみ名は、うましあしかびひこちの神、云々

とあるが、本居宣長も篤胤も、これを書紀の「譬へば猶ほ遊魚の水上に浮ぶが如きなり」と同一の智識と見て、しかも宣長はそれを我國固有の説話として、冒頭の文は編者が單に文章の修飾のために引用したものとし、篤胤は我國の智識が本となつて、それが淮南子などにも影響を與へたのであるから、その文がここに當て嵌つたのだと論するのである。淮南子などの

智識と同一とするのは自分もまた賛成する所であるが、しかし篤胤とは反對に、その本となつたものが淮南子などであつたと考へる。これはまた宣長の考へ方とも異なる。自分のこの考へ方は、畢竟、日本書紀の曆法を中國の影響によつたものとす考へ方に一致するのである。

舊事本紀や古事記や日本書紀の著作以前に、百濟を経て我國に歸化した中國の學者によつて、種々の智識が我國に傳はつたであらうことは、古史によつて想像されるのである。篤胤は天朝無窮曆を著作して、曆法をさへも中國で始まつたものでなく、我國の大國主神が發明し、それがこの神によつて中國へ傳へられたもので、中國で始めて曆を造つた太昊伏羲氏といふのは、大國主神が彼地へ渡つてからの名稱だと言つてゐるが、これは全く空想に過ぎない。我日本の文化が、上代に渡來した中國人によつて、著しく中國文化の影響を受けたことは、争ふべからざる事實と言つてよい。それは古墳等より發掘される各種の製作品によつても明かである。本居宣長は古事記にある説話や思想を以て、全く中國の影響を受けない固有のものであると主張して居るが、それには従ふことが出来ない。日本書紀に中國文化の影響があることは、宣長の論じた如くであるが、此の如く中國文化の影響を受けて、その基礎を作つたのが、日本文化の特質である。それは單に智識的の方面に止まらず、生活の法式衣食住の方面に亘つて、中國文化の影響を受けて成立したのが日本文化であると言はねばならぬ。中國文化の影響を受けない固有のものを擧出して考へることは、神社や、發掘品や、僻地の民俗に残つてゐる太古の遺風の參考とすべきものもあるであらうが、それは甚だ困難なる事業である。發掘品の中にも、また中國文化の影響を受けた鏡とか銅矛、銅劍とか、銅鐸とかがある。その以外には縄文土器とか、彌生式土器とかがある。これらについての意見は、考古學者の間にもまだ確に決定してはゐないやうだから、ここには記述しない。

日本書紀には陰陽思想が含まれてゐる。特に神代の卷に於て最も著しい。陰陽思想は中國の天文学の理論であつて、天地の成立も皆之によつて説明される。易の哲學もまたこの適用に外ならない。そして五行思想はまた陰陽思想の展開したものである。神代説話の初にある天地開闢、國土生成の段に、この思想が加はつてゐることは、神代説話に中國文化の影響があることを談つてゐるものと言はねばならぬ。陰陽思想は最初に存在した渾沌たる一物から、天と地とが分離したことを説く。これが天地の開闢である。天は清陽の氣であり、地は重濁の質である。天をば陽即ち光明とし、地をば陰即ち暗黒とする。易に於ては、天を乾とし、地を坤とし、天は叡智を具して、地氣にその形式を與へ、地氣は天から附與された形式によつて、その實質を形造るものとする。乾は男性であり、坤は女性であり、乾は君主であり、坤は臣民である。乾の道は君道であり、父道であり、夫道である。坤の道は臣道であり、子道であり、妻道である。乾坤の二氣が相抱合することによつて動物は發生し、乾坤の二氣が相抱合することによつて、國家は成立する。人身に就いて言へば、乾は精神であり、坤は肉體であり、天地の相對するが如く、精神と肉體とは相對するのである。精神に宿るものは良心であり、肉體に宿るものは情慾である。君主がよく臣民を統御し、臣民がよく君主に服従すれば、國家は平治し、良心がよく情慾を統御し、情慾がよく良心に従順なれば、一身が修まるのである。そして、天子の政治の善惡は、直に天の現象に影響を及ぼして、地上の生活に吉凶の結果を生ずるものである。此の如き陰陽思想は、神代説話の中に溢れてゐる。徳川初期に生存した伊勢外宮の神職度會延佳は、陽復記といふ一書を著して、その中に、

日本神聖の跡、唐の聖人の書に符を合せたる事は、いかゞと思ふべけれど、天地自然の道の、かの國この國ちがひなき是ぞ神道なるべき。

我國の神道に易道は同じと見るこそ忠厚の道ならぬ。易道に神道同じといふは、いかゞと思ひ侍る。

と言つて居るが、自分は、これを一轉して、神代説話は易經や淮南子の智識によつて影響せられたものといはうとするのである。此の如き性質を有する神代説話を基礎とする時は、中國の思想は容易に我國の民衆に普及し得ることとなるであらう。但し、神代説話は、中國思想の渡來以前、我國民の間に、その根據となるべき何等かのものが有つたかも知れぬ。そして、それはよく中國思想の影響を把握し得べき性質を具へて居たであらうと思はれる。

中國の漢代には太一、天一、地一を祀つた。それは神代説話に於ける天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神に對比すべきものである。又、淮南子の精神訓には、

古へ、天地未だ有らざるの時、惟だ像のみにして形なく、窈窕冥冥、芒艾漠闕、鴻濛鴻洞として、其の名を知ることなし。二神有りて混生し、天を經し地を營す。孔乎として其の終極する所を知ることなく、滔乎として其の止息する所を知ることなし。

とあり、その原道訓には、

泰古の二皇は、道の柄を得て、中央に立つ。神は化と遊して、以て四方を撫す。

とある。この二神二皇は共に陰陽の神格化したものであることは明かである。太一は天地未だ有る前の渾沌として絶対なる一物を指したもので、易に謂ふ所の太極である。易に、太極が分れて兩儀となつたといふのは、太一が天と地とに分れたことを指す。天は陽であり、乾であり、地は陰であり、坤である。天は萬物を覆ふことによつて、一種の絶対性を有し、地は萬物を載せることによつて、一種の絶対性を有する。一とは絶対者の意義であるから、天神を天一と稱し、地神を地一と稱す

る。天一、地一はこの絶対性を有するといふ意義に於て太一の側に居るべきものである。高皇產靈神、神皇產靈神が天御中主神の側に居るのはこの理由によるのであらう。

晋の葛洪の枕中書には、玄都大真人が葛洪に與へたといふ眞書眞記といふものが載せてあるが、それには、太初に元始天王即ち盤古真人が現はれ、次に太元聖母が現はれ、其の太元聖母が、天皇即ち扶桑大帝東王公と九公玄女即ち西王母とを生んだとしてある。元始天王をば、枕中書には「元始天王は天の中心の上なる玉京山といふ所に在り」と記してある。天の中心の上とは天の北極の上方を指したものである。中國の蓋天の説では、北極を通じて地面に垂直に立つ軸を假想し、此の軸を柄として天が傘の如く回轉すると説く。北極の直下には崑崙山の頂があるとす。天の中心の上方といふ思想は、此の蓋天の説によつて理解すべきものであらう。天の中心の上に居るといふ元始天王は天御中主神と呼んでもよい。これが古事記に「天地の初發の時、高天原に成りませる神の御名は天の御中主の神」と記されてゐることの起原であらう。

史記の天官書には「中官天極星、その一、明なる者は太一の常居なり」と記してあつて、この明なる一星は「帝」と名づけられてゐる。帝とは神といふ意義である。それは、今のいふ所の小熊座のβ星 (β Ursa Minor) に相當する者で、天の北極の附近にある。この星から、北斗の口の開けてゐる方向に當つて、光度の低い三星があるのを天一と稱する。そこは北極の不動の點である。地一のこととは明瞭でないが、それは北極星の直下にある崑崙山の頂に住む神であらうかと推測される。天一の神はまた天王ともいはれる。そして北斗の七星は帝の乗車といはれて、帝はこの車に乗つて天を巡るものとしてある。そして又、淮南子には「北斗の神に雌雄あり。雌は左より行り、雄は右より行る」と記してあるが、北斗には七星があるから、雌雄の神も七組あるのである。この雌雄は即ちまた陰陽である。帝はこの七組の陰陽の神を使つて萬物を創造させ

るといふのであらう。古事記には前記の三神の次に、

宇麻志阿斯訶備比古遲神、天之常立神、國之常立神、豐雲野神（以上四柱は獨神）宇比地邇神、妹須比智邇神、角杵神、妹活杵神、意富斗能地神、妹大斗乃辨神、游母陀琉神、妹訶志古泥神、伊邪那岐神、妹伊邪那美神（以上十柱は配偶神）と記してある。そして、又

上件、國之常立神より以下、伊邪那美神まで、併せて神世七代と稱す。

とある。この文にある神々の順序には何か混亂があるものと思はれる。その神名が十四あるから、それは男女の配偶が七組あるのであらう。そこで、神名の意義に参照しつゝ、その七組を作れば、

- 第一組 ウマシアシカビヒコチの神
トヨクモヌの神
- 第二組 アメノトコタチの神
クニノトコタチの神
- 第三組 ウヒチニの神
スヒチニの神
- 第四組 ツヌグヒの神
イクダヒの神
- 第五組 オホトノチの神

オホトノベの神

第六組 オモダル神

カシコネの神

第七組 イザナギの神

イザナミの神

となる。これは恐らくは北斗七星の雌雄の神に對應すべきものであらう。イザナギの神が天の御柱を左より廻り、イザナミの神がそれを右より廻りて國土山川を生みたまひしことも、これに参照すべく、また、二神の唱和の正しくなかつたことによつて、よき御子を生みたまはざりしことについて、天神から與へられた教訓は、儒教の夫唱婦隨の思想を包蔵するものである。北斗七星の作用については、又史記の天官書に、

斗を帝の車となす。中央に運して、四郷を臨制す。陰陽を分ち、四時を建て、五行を均しくし、節度を移し、諸紀を定むるは、皆斗に繫る。

と記してある。北斗七星の雌雄の神は、帝（太一、天一、地一）を輔佐して造化に參與するのである。神代説話に於ける七組の神もまた造化三神と稱せられる天御中主神、高皇產靈神、神皇產靈神を輔佐して造化の功を完くされるのであらう。古事記の文を書いた太安萬侶の自序には、

夫れ混元既に凝り、氣象未だ效はれず、名も無く爲もなし、誰か其の形を知らむ。然して、乾坤初めて分れて、三神造化の首を作し、陰陽斯に開けて、二靈群品の祖たり。

四、神代説話に及ぼした中國思想の影響

と述べてゐるが、これは全く中國思想であつて、神代説話は、安萬侶によつて、中國思想と同一のものゝ如く理解されてゐたと推察せられる。

五行思想の影響は神代説話に於て多く認められないが、イザナミの神の生みたまひし御子に、木神ツクノチの神、火神カグツチの神、金神カナヤマヒコカミヤマヒコの神、土神ハニヤスピコハニヤスビコの神、水神ミヅハノメミヅハノメの神があるのは、この五行に相當するものと思はれる。

古代中國に於ける天文学の發達は、その宗教の上に、豊富なる天體崇拜を起さしめた。史記の封禪書には秦始皇帝の時に大祝と稱する中央政府の祭官が奉事した諸神の名が載せてあるが、その天に屬するものは、上帝であつて、それは黃帝白帝青帝赤帝である。青赤黃白黒の五色は五行の木火土金水に配當するものであるが、その中に水の黒帝がないのは、始皇帝自らそれに當つたのである。之に次ぎては、日、月、參（オリオン）、辰（アンタレス）、南斗、北斗、熒惑（火星）、太白（金星）、歳星（木星）、填星（土星）二十八宿、風伯（箕宿の星）、雨師（畢宿の星）などがある。陳寶といふものは、上帝に並べて重く祀られてゐるが、これは昔、秦の文公の時に、陳倉の北坂城といふ所で獲た石のやうなものであつて、その神の來るのは常に夜で、その光輝は流星の如くであるといふから、これは多分隕石を祀つたのであらう。我國の神代説話には、日神月神の他、ただ天香々カガヤカ背男セヲヲと天津瓊ニギハヤヒ星といふ悪い星の神があるのみである。これは彗星又は隕石の類であらう。この事については、古來の學者がその説明に悩むところであつたが、天御中主神が北極星に宿る神であることが推定される以上、幾多の天つ神といはれる神々は、皆それらの星に結合せらるべきものであるかと思はれる。

中國の原始的宗教は天地山川その他動植物などのすべての物にみな精靈があることを認めて、之を崇拜の對象とするものとして人の製造した物をさへも祭るのである。これはシャマン教の思想であつて、今も尙亞細亞の中部以東の民間廣く行はれてゐるものである。祭祀を掌るものは巫と祝とである。巫は我國ではミコ、カンナギといふもので、舞樂を以て神意を和げ、又神憑して神意を傳へるものである。これは婦人の專業であるが、時としては男子が之を行ふことがある。神に仕へる男子をば鬻ウツといふのである。祝は祈禱を捧げる神職で我國のハフリ、ネギに相當する。祭祀の對象となるものは天神、地祇、人鬼の三種に分類される。神祇鬼を總稱して神と曰ふ。その後天文学の理論が發生してからは、これらの多神は悉く陰陽五行の神によつて統合せられ、陰陽五行の神は更に太一神によつて統一せられた。これによつて、原始的多神教は萬有神教乃至一神教に變形したのである。

日本民族の上古の宗教も亦中國の原始的宗教と類似したものである。日本のカミといふ語の意義については、本居宣長が古事記傳に記した説が最も詳細を悉してゐるから、左にそれを引用する。

迦カと申す名義は未だ思ひ得ず。（舊く説けることども皆あたらず。）さて凡て迦カとは古御コミ典等に見えたる天地の諸の神たちを始めて、其を祀れる社に坐す御靈をも申し、又人はさらにも云はず、鳥獸木草のたぐひ、海山など、其餘何にまれ、尋常ならず、すぐれたる徳のありて、可畏カシき物を迦カとは云ふなり。（すぐれたるとは、尊きこと、善きこと、功イサしきことなどの、優れたるのみを云ふに非ず、悪しきもの、奇しきものなども、よにすぐれて可畏カシきをば神と云ふなり。さて人の中の神は、先づかけまくもかしこき天皇は、御世々々皆神に坐すこと、申すもさらなり、其は遠き神とも申し、凡人とは遙に遠く、尊く可畏カシく坐しますが故なり。かくして次々にも、神なる人、古も今もあることなり。又天の下にうけはりてこそあらね、一國一里一家の内につきても、ほど／＼に神なる人あるぞかし。さて神代の神たちも、

多くは其代の人にして、其代の人ば皆神なりし故に、神代とは云ふなり。又人ならぬ物にも、雷は常にも鳴神、神鳴など云へば、さらにもいはず、龍、樹靈、狐などのたぐひも、すぐれてあやしき物にて、可畏ければ、神なり。(中略)又虎をも狼をも神と云へること、書紀萬葉などに見え、又桃子に意富加牟都美命といふ名を賜ひ、御頭玉を御倉板舉神と申せしたぐひ、又磐根、木株、艸葉のよく言論したぐひなども神なり。さて又海山などを神と云ふことも多し。そは其の御靈の神をいふに非ずて、直に其の海をも山をもさして云へり。此れらもいとかしき物なるがゆゑなり。抑、迦微は如此く種々にて、貴きもあり、賤しきもあり、強きもあり、弱きもあり、善きもあり、悪しきもありて、心も行動もそのさまに隨ひて、とりくにすれば、大かた一むきに定めては論ひがたき物になむありける。まして善きも悪しきもいと尊くすぐれたる神たちの御うへに至りては、いともく妙に靈しく奇しくなむ坐しませば、さらに人の小き智以て其の理などちへのひとへも測り知らるべきわざに非ず。ただ其の尊きをたふとみ、可畏きを畏みてぞあるべき。これは最も周到にして且つ大體に於て穩當なる説である。されば神には自然崇拜に關係したものが多く含まれて居るのであつて、人の靈魂及び生きてゐる人の中でも非凡なる智徳があり、威權があつて崇敬すべきものは、善惡に拘らずまた神とせられたのである。

神の語原について、本居宣長は何等の説をも立ててゐない。これは、臆説を避けて純考證的であつた學風の結果であらう。宣長以前に於て、新井白石は東雅といふ國語辭書を著して、その中に神の語原を説いてゐるが、それは、

上古の時、神といひしは人なり。日本紀に、神聖、神人等の字、讀みてカミといひし、是なり。我國の語、汎稱してカミといふは、尊尙の義なり。されば、君上の如き。官長の如き、皆是をカミといひ、近く身に取りても、頭髮の如きを言ひ、遠く物に於ても、上なる所をさして、カミといふ。ましてや、斯人の神聖なる、これを尊び稱してはカミといひまた大神とも大御神ともいひけるなり。

といふのである。神道家の方面には、古くから、カンガミ(鑑)の略として、神慮が明鏡の萬物を照すが如きことから名づけたといふ説もあり、(忌部正通)又カガミ(赫見)或はアカミ(明見)の略として、神明の照臨することを指すといふ説もあつた(谷川士清)。これらは佛教の影響を受けたものである。しかし、宣長は一も此等の説を採用しなかつた。神は靈力があつて、尊崇し畏敬すべきものの名であるから、語原の説明としては、宣長、白石の説が最も妥當であると思ふ。

自然崇拜に於ける神は、自然物に具はつた靈力であるが、古典に於てはそれらを人格的に見做してゐる。それは、宣長が「神代の神たちも、多くは其代の人にして、其代の人ば皆神なりし故に神代とはいふなり」と言つてゐる如く、人なる神と自然力が融合してゐる。宣長は天照大神を説明して、

此大御神は即ち今までのあたり世を御照し坐します天津日に坐しませり。

と云つて居るが、この解釋は勿論正當である。これは、自然崇拜に皇祖崇拜が融合されて居るのである。

中國の古代に於ては、國家で建設して、その鎮護の爲に祭るところの神を社稷といふ。社は土地の神であり、稷は穀物の神である。農業立國の本意からいへば、この二神が最も大切である。一村一邑にも亦社がある。村邑の人民は共同してこの社を祭り、社側に集つて村邑の政治を行ふのである。國家には又宗廟がある。これは昔の國主たりし祖先の靈魂を祭るところである。その他、廟と稱するものは皆人の靈魂を祭るのである。日本には國家乃至郷村に皆ヤシロがある。ヤシロは中國の「社」に似て居るから、國語に漢字を當てた時、その社の字を採用した。しかし日本のヤシロに祭る神は土地の神ばかりで

はなく、天の神もあり、穀物の神もあり、祖先の靈魂もある。日本では、自然神は皆祖先神と融合して居る。日本にはアマツカミ、クニツカミがあつて、アマツカミに天神、クニツカミに地祇の漢字を當ててあるけれども、それらには皆祖先の靈魂が融合せられて居るから、自然神とのみには思はれない。この傾向は、儒教の神觀の影響を受けて、後世に至るほど益々くなつてきた。今日に於ては、すべての神社の祭神が皆古昔の人として傳へられて居る。即ち中國の天神地祇が、日本に於ては皆人鬼に變じ、従つて人間的徳性の標準となり源泉となつてしまつたのである。そして、これらの多神は、最高の神たる一の天照大御神の下に統括されてゐる。天照大御神は即ち日神である。今日に於て、此の如き神社を祭ることは國民の徳性を涵養するに最も大なる効果を持來すべきものである。

神代説話は中國天文学の宇宙生成論が基礎となり、それに譬喩して國家の成立を説くところのものである。祖先神が自然神に融合したのはこれが爲である。神話は即ち譬喩を以て事實とし、抽象的理論を以て具體的事實とするものである。日本は太古以來農業を以て立國したのであつて、農業を保護する神として崇むべきものは太陽の外にはないから、日神が最も尊重せられ、皇室の太祖は日神に融合された。支那の古代に於ても日神は大に尊重せられたが、天文学の理論が発生してから、北極にある星が最大なる崇敬を受けた。日本に於ても、中國思想の渡來以後に、北極にある星の崇拜が始まつたが、それは日神の崇拜に代る程の力がなかつた。神代説話に天御中主神はありながら、この神を祀つた神社が殆どないのは明かなる證據である。

要するに、日本上古の宗教は中國の原始的宗教と殆ど同一のものである。中國の原始的宗教は、儒教に抱容せられて、その理論によつて統一せられ、又老子の説を融合せしめて、道教として發達した。日本上古の宗教もまた儒教道教の影響を受けて、國家の政治や國民の教育の基礎となるべき神代説話を構成せしめた。

神代説話は、神々の系譜を明かにして、皇祖神を中心とする、血族化したものであるが、それはこの神々の後裔と稱する氏族を支配する爲に有用のものであつた。これによつて皇室が國民の大家たることが明かとなつたから、中央集權の政治は最も行はれ易くなつたのである。大化改新は中國の制度に模倣したものはあるが、太政官の上に神祇官を置いて、人民の支配よりも神社の支配を重要視したのは、中國にないことである。人民はその一郷一村に於て祭るところの神社を中心として動く。故に人民の祭るところの神社が天皇の政治の下にあることは、人民統治の爲に最も必要である。神社を支配せられる天皇が最高の神たる日神の後裔であるべきことは、理論に於ても當然のことであつたのである。天皇が現人神であるといふ觀念は、太古以來の君主の所有した宗教的性格にも本づくものであるが、また、氏族の神々を支配するといふ點からも成立することとなつたのであらう。

君主が神であるといふ觀念は西洋の古代にもあつて、アレキサンデル大王は神に對する作法によつて、臣下に自分を禮拜させた。耶蘇を神とするのもこの思想と連絡がある。中國の上古に於ても既にこの觀念は成立してゐた。聰明叡智を具へて理想的政治を行つたといはれる堯舜は帝堯帝舜と稱せられてゐる。帝とは神といふことである。周の王は春秋の書に於て、天王と記されてゐる。天王とは天帝と同義である。秦の始皇帝は六國を討滅し天下を統一して後、博士等が上古に天皇、地皇、泰皇の三皇があつたと言つたのによつて、その皇の字を帝の字の上に冠して、自ら皇帝と稱した。皇とは「大なるもの」「絶對者」といふ意義である。故に皇帝もまた神である。漢は秦に反いて天下を取つたが、その稱號には、秦を繼承して、また皇帝の語を用ひた。漢の後には、後漢、魏、晋、宋、齊、梁、陳を経て隋となり、この隋は、推古天皇の時に、我

國と使節を交換したが、隋の時までも、又その後の唐の時までも、皇帝の稱號は常に使用せられてゐた。しかし、魏晉宋齊梁陳の時、その王朝の交迭は、臣下から出て君主の位を奪つたのであるから、皇帝なる語の價値も權威も衰へてしまつた。我國では國主をスメラミコトと稱してゐたが、これに漢語を當てる時に、天皇とすることになつた。これは、推古天皇の時代からであつたと推測される。

日本書紀に於て天皇の文字を記したのは、神功皇后紀に、新羅王の言として、「吾れ聞く東に神國あり、日本といふ。また聖王あり、天皇といふ」とあるが、これは書紀の筆者の潤色であらう。上古に於て金石に録せられた文章で天皇の文字のあるものが、今傳はつてゐる最古のものは、推古天皇の十五年に作られた法隆寺金堂藥師佛光背銘である。その文中には「池邊大官治天下天皇」とある。池邊宮天皇とは用明天皇のことである。又推古天皇の十六年に隋へ贈られた國書には、「東天皇敬白西皇帝」とある。そこで自分は我國で「天皇」といふ文字を使用されたのは、推古天皇の時に始まつたと推定する。すべて中國風に模倣することを努められた聖德太子攝政の時代に、如何にしてスメラミコトに對して皇帝なる文字を採用せられなかつたか。天皇といふ文字は、上古に天皇氏があると傳へられ、後漢時代の頃に出來た春秋合誠圖といふ緯書の中に、

天皇大帝は北辰の星なり、元を含み、陽を乗り、精を舒べ、光を吐く。紫宮の中に居り、四方を制馭す。冠に五采あり。と記してある。これは史記の天官書に、「中官天極星、其一、明なる者は太一の常居なり」とあるのに當つてゐて、今の小熊座のβ星 (β Ursa Minoris) である。後世に至つて、北極の位置が漸次移動したので、天皇大帝の名は、改めて今の北極星即ち小熊座のα星 (α Ursa Minoris) に當てられた。これは宇宙の本體に寓する最高の神を此の動かさざる星に於て認

めたのである。北極星は、論語にも、

政を爲すに徳を以てす。譬へば、北辰が其所に居て、而して衆星之に共ぶがごとし。

とある如く、中國の思想では、古くから君主に譬へられてゐたものである。

天皇なる名稱は北極星以外の意義にも用ひられる。晉の葛洪の枕中記にある支都太真人が葛洪に與へたといふ眞書眞記のことは前にも記して置いたが、それには、太初に元始天王即ち盤古真人が現はれ、次に太元聖母が現はれ、其の太元聖母が、天皇即ち扶桑大帝東王公と九公玄女即ち西王母とを生み、これに次ぎて地皇人皇が生れたとしてある。この天皇は秦の始皇帝の時の學者が言つたところの天皇から脱化したものである。この天皇は神であつて、それが扶桑大帝東王公とも稱せられるのは、我が日本が扶桑國といふ名稱を有して居るのと相待つて、大に我國の古傳説に縁があるものである。

我國でスメラミコトに天皇の文字を當てたのは、中國で價値を失つて來た皇帝なる語に據らないで、別の文字を擇んだのであらうが、それが神の名であり、扶桑大帝であり、東王公であることによつて、アラビトガミの思想と、東方日出の處にあるといふ扶桑國とに結合したものと考へられる。扶桑とは大なる桑の意義で、淮南子天文訓などには、東方のはてにある陽谷といふところから日が上る時に、此の木の枝に觸れながら出て來るものと記してあつて、神話的植物である。我が古傳説に於て特に日神を重視するのは、勿論固有の思想であるが、尙ほ中國に對して、東方日出の國の誇を示す理由も含まれてゐるのであらう。我が國號を日本とするのも亦、日神に因んだので、漢代に出來た古典の辭書なる爾雅に、東方の極を「日下」と稱するやうに記してあるのと、密接なる關係を有する語であらう。「下」も「本」も共にモトと訓ぜられることから考へても、日本と日下との間に、思想上の連絡は成立つてゐるものと思はれる。推古天皇の時に我國から隋へ贈つた

國書に「日出處の天子、書を日没處の天子に致す」と記してあつたと隋書に録してあるのも、またこの理由によつて解釋することが出来るであらう。日本といふ國號が定められたのは恐らくは推古朝のことであらう。東王父西王母のことが可なり古くから我國に知られて居たことは、延喜式にある大祓の祝詞の中に、「東文忌寸部獻_{西史部}横刀_{時祝}」と題して、

謹請皇天上帝、三極六君、日月星辰、八方諸神、司命司籍、左東王父、右西王母、五方五帝、四時四氣、捧以_{銀人}、請除_{禍災}。捧以_{金刀}。請_延帝祚。呪曰、東至_{扶桑}、西至_{虞淵}。南至_{炎光}、北至_{弱水}、千城萬國、精治萬歲、萬歲萬歲。

といふものがある。東文忌寸(ヤマトノフミノイミキ)は應神天皇の時に帶方郡から歸化した中國人なる阿知使主、都加使主の子孫であり、西史部(カフチノフヒトベ)は同天皇の時百濟國から來た中國人なる王仁の子孫であつて、朝廷の記録を掌り、中國の學問を傳へるところの世襲の家柄であつた。この呪文が應神天皇の時から始まつたか否かは明かでないが、その中にある思想は全く道教である。我國の神道に早くから道教が接觸してゐたことは、この點から考へても明瞭である。

天皇といふ稱號は、その後、中國でも唐の高宗の時に一旦は皇帝なる稱號に代へて用ひられたが、その理由はやはり皇帝なる語の價值の下落を厭つたが爲であらう。しかし唐では間もなく皇帝に復してしまつた。

我國で天皇といふのは天帝の意義であつたことが明かである。書經の皋陶謨には「天の聰明は我が民によりて聰明に、天の明畏は我が民によりて明威なり」とあつて、儒教の政治學では、人民の總意は即ち天帝の意思だとしてある。スメラミコトは天皇と稱せられることによつて、人民の總意を代表するものとなられたのである。儒教では、天帝の命を受けて天子となつても、天帝の意思に背いて惡政を行ふときは、人民が離畔して、天罰を受けて君位を奪はれるとしてあるが、君位に居

るものがそのまま天帝であるときは永久に人民の總意に背くことがないから、君位を失ふこともないのである。これが日本の國體であるが、推古天皇の時に、天皇といふ稱號を定められた時、既にこの觀念は成立してゐたのである。元來日神の子と稱せられるスメラミコトが天皇と稱せられるのは、後章に述べる如く、高麗の始祖が日神の子であるのに、天帝の子と呼ばれるのと同様に、中國思想と結合した結果であらう。中國思想から見れば、太陽もまた一の天帝であるのである。そして天皇といふ稱號が定められた時に、日本といふ國號も亦定まつたであらうと思はれるのである。

我國の國號については、中國ではもと倭國と記し、我國でもその文字を使用してゐたが、唐書に記す所によれば、

日本は古の倭奴國なり。咸亨元年(天智天皇九年、西紀六七〇)使を遣して高麗を平けたるを賀す。後稍、夏音を習ひ、倭の名を惡みて、更に日本と號す。使者自らいふ、國は日の出づる所に近し、以て名となすと。或はいふ、日本は乃ち小國なり、倭の爲に併せらる、故にその號を冒すと。使者情を以てせず、故に疑はし。

とあるから、前述の如く、爾雅の日下に因んで日本としたと考へたことも、無理ではなからうと思ふ。天智天皇の後にも、久しく大倭國と書いてゐたが、聖武天皇の天平九年(西紀七三七)十二月に大倭國を改めて大養德國とするやうになり、同十九年(西紀七四七)三月には更に大倭國に復した。又それを大和國と書するやうになつたのは、本居宣長の説によれば、孝謙天皇の天平勝寶四年(西紀七五二)の十一月からである。倭を和としたのは同音の美字に置換へたのであつて、恐らくは易經の乾卦の象傳にある「大和を抱合して乃ち利貞なり」に據つたのであらう。

神代説話について、神を人であるとして、神の事蹟を人の事蹟の如く説き改めようとするのは、西洋の昔に於て羅馬時代にあつたユーヘメリズムの思想であるが、新井白石の解釋もまたこれに並行するものである。白石は古史通を著して、すべ

て此の主義を以て神代説話に解釋を下した。宣長は、神代の神はその代の人であり、その代の人皆神であつたと言つて、神異の事蹟を悉く其のままに承認して、古事記傳を著した。これは宣長の意見が正しい。神代史は神の歴史であつて、人間の歴史ではない。それはたとひ人間の歴史に根據を有するものであつても、人間以上の靈力を有する神の事蹟として、その説話が構成されて居るのである。儒教思想は合理的のことを好む傾向を有して、此の如き神異の話を認めようとする。そこで儒者の手に成つた大日本史の編纂の際には、神代史をば、僅に神武天皇紀の初に數行を與へて、神異不測の四字を以て結語とした。それは古事記が神武天皇の物語に神々との關係を織込み、神話の續篇の如く取扱つたのと、全然反對して居るのである。

南洋諸島の馬來種族は、基督教傳來以前に於て太陽を崇拜したといふことである。それは、米を作る民族であつて、米作の爲には太陽の恩恵を祈らねばならぬからである。その習俗は今日も尙殘つてゐる。太古に於て倭國に移入してきた吳越地方の民族もまた馬來種族に近いもので、太陽崇拜の風俗を有してゐたことと思はれる。(吳越地方の民族が我國に移入したことは後章に詳論する。)又、上古に於ける倭國の上層階級は滿洲の扶餘族の一派であると思はれるが、(この事も後章に詳論する)扶餘には王室の始祖を以て太陽の子とする思想がある。この兩者が結合した日本國に於て太陽崇拜の風が盛であり、皇祖天照大御神が日神であることは勿論である。

太陽崇拜は太古以來廣く世界の諸民族の間に行はれたことで、天を拜むか日を拜むかといふことは屢々論争の種となつた。しかし日は、時としては、天に包括されることとなつた。中國は天を拜む風俗であるが、天帝をば北極に居るものとして、北極星を拜むのである。これは中國に於て天文學が成立して、北極が天の中心であることが知られてからのことである

から、その以前に於ては或は日を崇拜したであらうと想像せられる。禮記(郊特牲)には、「郊の祭は長日の至るを迎ふるなり。大に天に報じて、日を主とす」とあるが、これは日が長くなり始める冬至の日に天を祭ること、その時には日を主として祭るといふことである。これは太陽を最高神とした古俗が天崇拜の儀禮の中に包容せられてゐるのであらう。又、管子(樞言篇)に、「道の天にある者は日にして、その人にある者は心なり」とあるのも、拜日の遺風を想はせるものである。これは、拜天の方ならば、「道の本原は天より出づ(董仲舒の春秋繁露)」とか、「誠は天の道なり(中庸)」とかいふ場合である。基督教の天帝は天國に居るが、中國の天帝は北極星に住むのである。天の中心が北極だといふのは、古の天動説であつて、コペルニクスの地動説が成立した後の今日に於ては、日を天の中心とすべきである。太陽系の説がこれである。然る時は、拜日の説が採用されて、北極星を拜する説も、天國の説も皆撤去せらるべきであらう。獨逸の學者ヘツケルはその著「宇宙の謎」の中に太陽崇拜の合理的であることを論じて、

一神教は、之を大別すれば、自然論的一神教と、人性論的一神教との二群に大別することが出来る。自然論的一神教に於ては、壯大にして萬物を支配する自然現象を以て神とする。即ち數千年前既に存した拜日教の如きがこれである。拜日教は最もよく今日の一元論的自然哲學と調和することが出来る。何となれば、今日の天體物理學及び地球發生論によれば、地球は太陽の一片が分離したもので、後日再び太陽に歸するものだからである。且つ近代の生理學によれば、地球上の有機的生活の始源は原形質の成立にある。而して此の原形質は水炭酸硝酸より組成せられ、此の組成は唯太陽の光線を受けてのみ行はれる。原形質的植物の進化に次ぎ、之を食つて生活する動物が進化し、此より漸く進化して、終に人間が生ずるやうになつた。吾人人間の肉體及び精神の活動も、又他の有機體の生活も、皆その根を探れば、光及び

熱を發する太陽に歸する。此を以て全く純粹なる理性の光に照せば、拜日教は、神を人格的に立てる基督教などよりも一層よい根據を有するものと言はねばならぬ（宇宙の謎第十五章神及び世界）

と曰つて居る。太陽崇拜は基督教徒の嫌ふ所であるが、それは太陽が天帝の力で造られたといふ所から來て居る。明治以來の日本人は此説の影響を受け、又太陽を單なる物質として、太陽崇拜をば迷信と思つてゐるが、太陽は實にヘツケルの言の如く、決してこれを輕蔑すべきではない。

太陽は萬物の根源であるから、それはまた精神の根源である。精神に宿るものは良心であるから、太陽の活動の中に良心の作用を認識することもまた可能であらう。されば、道德の標準もまた太陽の作用の中に發見することが出来るであらう。道德の標準を太陽の活動の中に發見して、太陽崇拜を力説したのは、幕末の學者長谷川昭道の皇道述義である。今、煩を憚らず、その言を左に引用しよう。

日輪は實に上天の眞中に正坐したまひ、一天の主君と爲りたまひて、天中の萬物萬事萬道萬理の大元大始にして、その德至大至明至誠至善至純至正無外無上の至神至靈至尊にましますこと、一點疑を容るべからず。

誠は天日の大德にして、天日の本體なり。その發動流行するもの、即ち天日の本體なり。これ天地の大本なり。地之を得て以てその德となす。その發動流行、即ち地道なり。人また之を得て以てその德となす。これ人性の本體なり。

仁は一誠の神氣發動流行して、惻怛慈愛の條理となるものにして、仁愛の大本は、即ち日輪溫暖の神氣なり。日輪の德至誠なりと雖も、溫暖の氣なきときは、萬物を生ずること能はず。

勇は一誠の神氣發動流行して、剛健進暢の條理となるものにして、勇の大本は、即ち日輪剛健の神氣なり。日輪溫暖光

明の氣天地に充塞する者は、剛健進暢の氣、然らしむるなり。

義は一誠の神氣發動流行して、羞惡斷制の條理となるものにして、義の大本は、日輪の赫々烈々たる威嚴の神氣なり。

この德は萬物の進暢を抑制して、乾固堅實ならしむる者なり。

智は一誠の神氣發動流行して、昭明是非の條理となるものにして、智の大本は日輪の光輝昭明の神氣なり。日輪至愛至健至嚴と雖も、昭明の德なきときは、萬物を生養すること能はず。

禮は一誠の神氣發動流行して、辭讓節制の條理となるものにして、禮の大本は、日輪の輝光文明にして、一天の眞中に正坐して安動せざる中正の神氣なり。日輪至愛至健至嚴至明と雖も、この德なきときは、萬物を節度し、世界を整齊すること能はず。

信は一誠の神氣發動流行して、眞實定常の條理となるものにして、信の大本は、日輪の溫暖剛健赫々昭明輝光の五德、悉く眞實純正一點の虚なき所の神氣なり。日輪至愛至健至嚴至明至輝と雖も、この眞實の德なくして、或は溫暖或は冷寒、或は剛健或は柔懦、或は赫々或は軟弱、或は昭明、或は暗黒、或は光輝、或は曇昧、或は止坐或は動搖して、その德常なきときは、何を以て世界を整齊し、何を以て萬物を生育せん。

これは太陽の至誠の大德の中に仁勇義智禮信の諸德の大本が悉く含まれて居ると論じたのである。

されば、天照大御神を皇統の太祖とし、日神と融合して、それを崇拜することは、決して迷信として抛棄することが出来ない。この日神に對して、儒教で道の本原は天から出るとして、天に與へたところの、すべての性質を附加することは、少しも無理ではない。我國の太陽崇拜は此の如くして、儒教の皇天上帝に對する觀念を、盡くその中に移植してしまつた。そ

して昭道は、この道が即ち上世の神皇の道で、即ち皇道であると主張した。昭道が説く所の皇道が、決して單なる軍國主義と見るべきものでないことは、之によつて明かである。易經で天の徳と稱するものは、その實は、すべて日の徳であるといふことは、天保年間に京都に居た高松芳孫といふ學者が、その著なる日東周易蘇の中に早く之を言つて居る。

五、中國に知られた日本上古の事情

推古天皇の十二年は、太歳が甲子にゐる年で、始めて曆日を頒ち、また冠位を制し、憲法を定められた時で、易緯に所謂甲子革命の年に相當する。そして、その三年前なる九年は辛酉革命の年である。この辛酉の年から、一部、二十一元、千二百六十年を遡つたところに、神武天皇の即位元年を置いたのは、正に百濟僧觀勒が推古天皇十年に傳へた遁甲の術を應用したもので、辛酉革命の年を擇んで、推古天皇の革新の政治に意義あらしめ、更に進んで、國家の起原に意義あらしめて、國家の起原と推古天皇の新政とを照應せしめたものである。これは聖德太子などの創意に出たものと推測される。我國で歴史を著作した初は、推古天皇の二十八年（西紀六一三）に、聖德太子と蘇我島大臣とが著録した先代舊事本紀であつて、この書は大化の改新の際に蘇我氏が滅亡した時に、戦火によつて殘闕し、今日に傳はつてゐる同名の書は、平安朝の嵯峨天皇時代の偽作であると批判されてゐるが、その先代舊事本紀には、恐らくは神武天皇の元年が推古天皇九年から千二百六十年を遡つた辛酉に當てられてゐて、日本書紀はそれを繼承したものであらう。推古といふ諡は、奈良朝の末に淡海三船が、神武天皇以來歴代の諡號を謹撰した時に出來たものであるが、それはこの天皇の時に上古を推定されたといふ意義を含んでゐるのであらう。

神武天皇から推古天皇の前までは、神功皇后を加へて三十三代あり、推古天皇を加へれば三十四代である。千二百六十年の間に三十三代を入れれば、一代平均三十八年餘となり、三十四代を入れれば一代平均三十七年餘となる。これを中國の歴史に比較すれば、前漢時代には二百九年の間に十三代あつて、一代は平均十六年餘となり、後漢時代には百九十七年の間に十二代あつて、一代は平均十六年餘となり、唐代には二百八十九年の間に二十一代あつて、一代は平均十三年餘となり、清代には二百六十八年の間に、十代あつて、一代は平均二十六年餘となる。これから推して考へれば、推古天皇以前の一代の平均年數は過大であると言はねばならぬ。上代の在位年數は、

神武	七十六	綏靖	三十三	安寧	三十八
懿德	三十四	孝昭	八十三	孝安	百二
孝靈	七十六	孝元	五十七	開化	六十
崇神	六十	垂仁	九十九	景行	六十
成務	六十	仲哀	九	神功	六十九
應神	四十一	仁德	八十七	履仲	六
反正	六	九恭	四十二	安康	三
雄略	二十三	清寧	五	顯宗	三
仁賢	十一	武烈	八	繼體	二十五

五、中國に知られた日本上古の事情

安	閑	二	宣	化	四	欽	明	三十二
敏	達	十四	用	明	二	崇	峻	五

となつてゐる。之と對比する爲に、推古天皇九年辛酉（西紀六〇一）から千二百六十年を下つた孝明天皇の文久元年辛酉（西紀一八六一）までの間を取れば、八十九代があつて、一代の平均は十四年餘となるのである。これは神武天皇の元年が辛酉に當てられてゐることと共に、上代の在位年數にも作爲の跡のあることを示すものではあるまいか。

上古歴代の天皇の御壽については、古事記にも日本書紀にもその盡くは傳へてゐないが、神武は、記に百二十七（紀には百三十七）、綏靖は、記に四十五（紀には八十四）、安寧は、記に四十九（紀には五十七）、懿德は、記に四十五、孝昭は記に九十三、孝安は、記に百二十三、孝靈は、記に百六、孝元は、記に五十七、開化は、記に六十三（紀には百十五）、崇神は、記に百六十八（紀には百二十）、垂仁は、記に九十九（紀には百五十三）、景行は、記に百三十七（紀には百六）、成務は、記に九十五（紀には百七）、仲哀は記紀共に五十二、應神は記に百三十（紀には百十）仁徳は、記に八十三、履仲は、記に六十四（紀には七十）反正は、記に六十、允恭は記に七十八、安康は記に五十六、雄略は、記に百二十四となつてゐる。中國の三國志にある魏志の倭人傳には、「その人、壽考にして、或は百年或は八九十年なり」と傳へて居るから、それに依つて考へても、上古の多くの天皇の御壽は餘りに長きに過ぎたやうである。特に記紀互にその數を異にするものがあるのは、甚だ疑しいことで、それはもと何等の眞數も傳へられてゐなかつたことを示してゐるもので、在位の年數もまた傳へられてはゐなかつたことを示してゐるものと思はれるのである。

さて、上代の在位年數に作爲の跡があるものとすれば、西紀前六百六十年が正しく神武天皇即位の年であつたとすること
は出来ないこととなる。そこで、上古の歴史は他の方法によつて説かねばならぬであらう。しかし上古の記録は古事記、日本書紀以外に何物もないのであるから、容易に手を下し難い。若し外國人が日本に往來したり、又は日本人に接して聴取つたことを記録したものがあれば、それが貴重なる手懸りとなるのである。大日本史著作の時、徳川光圀に事へて、同書の編纂所なる彰考館の總裁となつた安積澹泊は、日本の史料と中國の記録との間に齟齬するものがあつた時に、全然中國の記録を排斥してしまつたが、それに對して新井白石は反對意見を主張して屢々書信を往復した。白石の書簡の中には次の如きものがある。

水戸にて出來候本朝史などは定めて國史の訛謬を正し候事と頼もしく存候。然るに、史館の衆と往復し候て聞候へば、上世の事は日本紀等に打任せられ候體に候。それにては、中々に本朝古史の事實はフツと濟まぬ事と、僻見にやあらん、老朽などは存候。（中略）本朝の古代は史書も少く候へ共、異朝、後漢書以來、倭國の通交を記し候事共、いかにもく事實多く候をば、此方に不吟味にて、概して異朝の書の見聞の訛と申し破候。又、三韓は四百餘年本朝の外蕃にて其國の史に見合候事も右の如く唯破り棄候て、本朝國史々々とのみ申す事に候。（中略）先は本朝古史の始末、大方夢中に夢を説き候様の事に候を、老朽史疑の作、せめて日本紀に見え候時代までの事濟み候ても、餘程實録の心得にもなるべく候歎と存候へ共成否は天に任せ候。（中略）史を撰述候て、罪かゝむり、身の終を善くせざること、古今其例多候が、石を抱きて瀾に入るの類に候はん。既に老朽より加州殿へ極秘に進候古史通も、前に秘藏の末、近頃焚棄てられ候と承候

白石には史疑二十二卷があつたといふが、それは後世に傳はつてゐない。しかし、中國の記録によつて日本の古史を修正し

ようとしたことは明かである。外國人の記録によつて日本の古史を正さうとすれば、それは中國の歴史について調査するより外はない。松下見林は中國の書籍を調査して日本に關する資料を蒐集し、異稱日本傳といふ十五卷の書を著した。

中國の歴史の中、日本の古代史に關する資料を有してゐるものは、漢書、後漢書、三國志、晉書、宋書、南齊書、梁書、北史、南史、隋書、舊唐書、唐書、通典などである。その資料は皆當時の見聞に本づいたものである。その他に、又朝鮮の古代の記録にも参照すべき價值のあるものがある。後漢書に日本の交通を記したものは、

中元二年（西紀五七）東夷の倭奴國王使を遣して奉獻す。

永初元年（西紀一〇七）冬十月倭國王帥升等、生口百六十人を獻じ、見えんことを願請す。

とある。中國では、外國からの交通を、朝貢の名を以て取扱つて、それが歸る時には又物を賜ふのであるから、それは畢竟貿易の類と解釋してよい。それと共に中國文化が近隣の諸民族の間に及ぶのである。唐の杜佑の通典には、永初元年に倭面土地王帥升等が來たとなつて居る。倭奴國は倭の奴國と讀むべきもので、天明四年（西紀一七八四）三月に今の福岡縣筑紫郡の志賀島から發掘した黄金の印があつたが、その印に刻した文字は「漢委奴國王」としてある。これは後漢の光武帝の中元二年に使を遣した倭奴國王に對して、後漢の皇帝から贈つたものを埋藏して置いたものと知られる。奴國は「ナノクニ」と讀むべしもので、ナは即ち那珂に當つて、今の博多である。那珂は倭とも書かれて、磯の天津と呼ばれる。委は倭の字の人を省略したもので、印の文字は「漢の倭の奴國王」と讀まねばならぬ。倭は總名で、奴はその中の一國であつたのである。倭面土地王といふのも、倭の中の面土地國の王といふことであらうが、面土地は如何なる地名に當てもよいか不明である。漢書地理志にはたゞ「樂浪の海中に倭人あり。分れて百餘國となる。歲時を以て來りて獻見すと云ふ」とある。

後漢書の東夷傳には

倭は韓の東南の大海の中にあり。山島に依りて居を爲す。凡そ百餘國あり。武帝が朝鮮を滅してより、使譯して漢に通ずる者三十許國なり。國みな王と稱し、世世統を傳へ、その大倭王は耶馬蓋（ヤマト）國に居る。樂浪郡の徼はその國を去ること萬二千里、その西北界なる狗邪韓（カラ）國を去ること七千餘里なり。その地は大較、會稽東冶の東に在りて、朱崖儋耳と相近し。故にその法俗多く同じ。

と記してある。文中の耶馬蓋は福岡縣筑後國山門郡と推定される。樂浪郡は漢の武帝が朝鮮の北部を占有して後に置いたもので、今の平壤に當る。狗邪韓の狗邪はカラ（カラ）であつて、昔の任那であり、今の慶尙南道の金海府である。それを倭國の西北界としたのは、後漢書の著された頃に、倭國の勢力が此の地に及んで居たことを示すものであつて、後漢時代のことではあるまい。會稽東冶は中國の浙江省福建省の地であり、朱崖儋耳は海南島である。

後漢書は晉の陳壽が著した三國志より後に、南北朝の宋の范曄によつて著されたもので、倭國の記事は三國志の中にある魏志の倭人傳を受けて居り、魏志の倭人傳はまた魏の時代に魚豢が著した魏略を受けて居る。魏略の書は今傳はらないから魏志其他に引用してあるものによつてその一斑を知るのみである。さて、魏志の倭人傳の文をここに譯出すれば、

倭人は帯方の東南大海の中にあり。山島によりて國邑をなす。もと百餘國ありて、漢の時に朝見する者あり。今使譯の通ずる所三十國あり。郡より倭に至るには、海岸に循ひて水行し、韓國を経て、乍ち南し、乍ち東し、その北岸狗邪韓國（カラ）に至る。七千餘里なり。始めて一海を渡り、千餘里にして對馬國に至る。その大官を卑狗（ヒコ）と曰ひ、副を卑奴母離（ヒナモリ）と曰ふ。居る所は絶島にして、方四百餘里ばかり。土地山險にして深林多く、道路は禽鹿の

徑の如し。千餘戸あり。良田なくして、海物を食ひて自活し、船に乗じて南北に市糴す。又南のかた一海を渡ること千餘里なり。命じて瀚海（玄海灘のこと）と曰ふ。一支（イキ）國に至る。官をばまた卑狗（ヒコ）と曰ひ、副を卑奴母離（ヒナモリ）と曰ふ。方三百里ばかり。竹木叢林多く、三千許家にして、ヤ、田地あれども、田を耕して猶ほ食ふに足らず、また南北に市糴す。又、一海を渡り、千餘里にして、末盧（マツラ）國に至る。四千餘戸ありて、山海に濱して居る。草木茂盛にして、行くに前人を見ず、好んで魚鮓を捕へ、水には深淺となく、みな沈没して之を取る。東南に陸行すること五百里にして、伊都（イト）國に至る。官を爾支と曰ひ、副を泄漢頓柄渠頓と曰ふ。千餘戸あり。世々王ありて、皆女王國に統屬す。郡使（帶方郡の使者）の往來するに、常に駐まる所なり。東南して、奴（ナ）國に至る。百里なり。官を兕馬頓と曰ひ、副を卑奴母離（ヒナモリ）と曰ふ。二萬餘戸あり。東行して不彌國に至る。百里なり。官を多模と曰ひ、副を卑奴母離（ヒナモリ）と曰ふ。千餘家あり。南して投馬（ツマ）國に至る。水行二十日なり。官を彌彌（ミミ）と曰ひ、副を彌彌邦利と曰ふ。五萬餘戸ばかり。南して耶馬臺（ヤマト）國に至る。女王の都する所なり。水行十日、陸行一月なり。官に伊支馬あり。次を彌馬升と曰ひ、次を彌馬獲支と曰ひ、次を奴佳羅と曰ふ。七萬餘戸ばかり。女王國より以北は、その戸數道里は略載すべきも、その餘の旁國は遠絶にして詳なるを得べからず。次に斯馬國あり、次に巴支國あり、次に伊邪國あり、次に都支國あり、次に彌奴國あり、次に好古都國あり、次に不呼國あり、次に姐奴國あり、次に對蘇國あり、次に蘇奴國あり、次に呼邑國あり、次に華奴蘇奴國あり、次に鬼國あり、次に爲吾國あり、次に鬼奴國あり、次に邪馬國あり、次に躬臣國あり、次に巴利國あり、次に支惟國あり、次に烏奴國あり、次に奴國あり、これ女王の境界の盡くる所なり。その南に狗奴（クマ）國ありて、男子を王となす。その官に狗古制卑

狗（ククチヒコ）あり。女王に屬せず。郡より女王國に至るまで萬二千餘里なり。（里數は皆誇張してある）

男子は大小となく皆黥面文身す。古より以來、その使の中國に至るもの、皆自ら大夫と稱せり。夏后少康の子、會稽に封ぜられ、斷髮文身して以て蛟龍の害を避く。今、倭の水人、好んで沈没して魚鮓を捕へ、文身して亦以て大魚水禽を厭し、後稍く以て飾となせり。諸國の文身各異にして、或は左、或は右、或は大、或は小、尊卑差あり。その道里を計るに、まさに會稽東冶の東にあるべし。その風俗は淫せず。男子は皆露紒（紒は髻と同じく、無帽結髮のこと）して木綿を以て頭に招ぐ。その衣は横幅にして、たゞ結束して相連ね、略ぼ縫ふことなし。婦人は被髮して屈紒す。（髮を長く延ばして、先をわがねる）。衣を作るには、單被の如くにして、その中央を穿ち、頭を貫きて之を衣る。禾稻紵麻を種う。蠶桑績績して、細紵縲綿を出す。その地には、牛馬虎豹羊鶻なし。兵には矛楯木弓を用ふ。木弓は短下長上なり。竹箭は或は鐵鏃或は骨鏃なり。有無する所は朱崖儋耳と同じ。

倭の地は溫暖にして、冬夏に生菜を食ふ。皆徒跣なり。屋室あり。父母兄弟は臥息するに處を異にす。朱丹を以てその身體に塗ること、中國にて粉を用ふるが如くなり。食飲するに籩豆を用ひて手にて食す。その死するや、棺ありて櫛なく、土を封じて冢を作る。始めて死するや、喪を停むること十餘日にして、當時に肉を食はず。喪主は哭泣し、他人は就きて歌舞飲酒す。己に葬れば、家を擧げて水中にいたり、澡浴して以て練沐の如くす。その行來して海を渡りて中國にいたるときは、恒に一人をして、頭を梳らず、蟻蝨を去らず、衣服垢汚し、肉を食はず、婦人に近づかさらしむること、喪人の如し。之を名づけて持衰となす。若し行く者吉善なれば、共にその生口財物を顧みる。若し疾病あり、暴害に遭へば、すなはち之を殺さんと欲す。その持衰すること謹ますと謂ふなり。眞珠青玉を出す。その山には丹あり。そ

の木には柗杼豫樟檉投檉烏號楓杳あり。その竹は篠籜桃支なり。葦橘椒蘘荷あれども、以て滋味となすを知らず、獼猴黑雉あり。その俗、事を擧げ、行來し、云爲する所あれば、すなはち骨を灼きて而して卜し、以て吉凶を占ふ。鹿の肩骨をはかの木で灼くことに當る。先づ卜する所を告ぐるに、その辭は龜に令する法の如くし、火圻を見て、兆を占ふ。その會同坐起するに、父子男女別なし、人性酒を嗜む。大人を見ると、敬する所には、ただ手を搏ちて以て跪拜に當つ。(かしはでのこと)その人、壽考にして或は百年或は八九十年なり。その俗は、國の大人皆四五婦あり。下戸は或は二三婦なり。婦人は淫せず。妬忌せず、盜竊せず、争訟少し。其の法を犯すや、輕き者はその妻子を没し、重き者はその門戸を滅して、親族に及ぼす。尊卑各差序ありて相臣服するに足る。租賦を收む。邸閭あり。國々市ありて有無を交易し、大倭をして之を監せしむ。

女王國より以北には特に一大率(帥と同じ)を置きて、諸國を監察せしむ。諸國之を畏憚す。常に伊都國に治す。國中に於ては刺史の如きものあり。王の使を遣して京都帶方郡諸韓國にいたらしむる、及び郡の倭國に使用する、皆津に臨みて、傳送の文書及び賜遺の物を搜露して、女王にいたらしめて、差錯するを得ざらしむ。下戸が大人と道路に相逢ぶときは逡巡して草に入る。辭を傳へ、事を説くに、或は蹲り或は跪き、兩手もて地に據りて、之が爲に恭敬す。對應の聲を噓比と曰ふは然諾の如し。(ヘイとかハイとかいふに當る)

其の國はもと亦た男子を以て王となせり。住すること七八十年にして倭國亂れて相攻伐すること年を歴たり。(後漢書には、桓靈の間倭國大亂して更に相攻伐すとある)乃ち共に一女子を立て、王となす。(これは國人の合議によつて女王を立てたのである)名を卑彌呼と曰ふ。鬼道を事として能く衆を惑はす。(女王は武力を用ひて王となつたのではな

い)年已に長大にして夫婦なし。男弟ありて、佐けて國を治む。王となりしより以來、見ゆる者あること少し。婢千人を以て自ら侍せしむ。唯、男子一人ありて、飲食に給し、辭を傳へて出入す。居處には宮室樓觀城柵嚴設し、常に人ありて兵(兵器)を持して守衛す。

女王國の東、海を渡ること千餘里にして復た國ありて、皆倭種なり。又侏儒國ありて、その南にあり。人の長さ三四尺なり。女王國を去ること四千餘里にして又、裸國あり。黑齒國はその東南にありて、船行一年にして至るべし。參問するに、倭の地は、絶ちて海中の洲島の上にありて、或は絶え、或は連り、周旋五千餘里ばかりなり。

景初二年(西紀二三八)六月に、倭の女王は大夫難升米等をして郡(帶方)にいたらしめて、天子にいたりて朝獻せんことを求む。太守劉夏は吏將を遣して、送りて京師にいたらしむ。その年十二月詔書もて倭の女王に報じて曰く、親魏の倭王卑彌呼に制詔す。帶方太守劉夏使を遣して、汝が大夫難升米、次使都市牛利を送り、汝が獻する所の男生口四人、女生口六人、班布二匹二丈を奉じて以て到る。汝が所在は踰遠なるに、乃ち使を遣して貢獻せり。これ汝が忠孝にして、我甚だ汝を哀れむ。今、汝を以て親魏の倭王となし、金印紫綬を假し、裝封して帶方太守に付して假授す。汝それ種人を綏撫し、勉めて孝順を爲せ。汝が來使の難升米、牛利は道路を涉運して勤勞せり。今、難升米を以て率善中郎將とし、牛利を率善校尉となし、銀印青綬を假し、引見して勞賜し遣り還す。今、絳地交龍錦五匹、(裴松之の注には、地は當に絳となすべし。此の字は體あらず、魏朝の失にあらずんば、則ち傳寫の誤なりとある。)絳地繡粟罽十張、綺五十四、紺青五十四を以て、汝が獻する所の貢直に答へ、又特に汝に紺地句文錦三匹、細班華罽五張、白絹五十四、金八兩、五尺刀二口、銅鏡百枚、眞珠鉛丹各五十斤を賜ひ、皆裝封して、難升米、牛利に付して還り到らしむ。錄受し

て、悉く以て汝が國中の人に示して、國家が汝を哀れむが故に、鄭重にして汝に好物を賜ふことを知らしむべきなりと。正始元年（西紀二四〇）太守弓邈は、建中校尉梯儻等をして、詔書印綬を奉じて倭國に拜假し、併せて、詔賜の金帛錦繡刀鏡采物を齎さしむ。倭王使に因りて上表し、詔恩を答謝す。その四年（西紀二四三）倭王復た使の大夫伊聲耆、掖邪狗等八人を遣して、生口、倭錦、絳青縑綿、衣帛布、丹、木狔、短弓矢を獻す。掖邪狗等をは、壹に率善中郎將の印綬に拜す。その六年（西紀二四五）詔して倭の難升米に黃纒を賜ひ、郡に付して假授す。その八年（西紀二四七）太守王順、官に到る。倭の女王卑彌呼、狗奴國の男王卑彌弓呼と素より和せず。倭載斯烏越等を遣して郡にいたらしめて、相攻撃するの狀を説く、案曹椽史張政等を遣し、因りて詔書黃纒を齎して、難升米に拜假し、檄をつくりて之に告諭せしむ。卑彌呼以て死す。大に冢を作る。徑百餘歩にして、徇葬する者、奴婢百餘人なり。更に男王を立てしも、國中遂せずして、更々相誅殺す。當時千餘人を殺す。復た卑彌呼の宗女臺與（トヨ）を立つ。年十三にして王となり、國中遂に定まる。政等檄を以て臺與に告諭す。臺與は倭の大夫率善中郎將掖邪狗等二十人をして政等を送りて還らしめ、因りて臺にいたりて、男女生口三十人を献上し、白珠五千孔、青大句珠二枚、異文雜錦二十四を買す。

以上の外、魏略から諸書に引用した倭國に關する文には、

倭人自ら太伯の後といふ。（杜佑通典四裔注）

その俗正歲四時を知らず、ただ春耕秋收を計りて年紀となす。（魏志倭人傳注）

倭の南に侏儒國あり。その人は長さ三四尺にして、女王國を去ること四千餘里。（法苑珠林に引く）

倭人は大事あればすなはち骨を灼きて以て卜す。先づ令すること、中州にて龜に令するが如し。拆を視て吉凶を占ふなり。（段公路北戸録に引く）

がある。後の二條は、魏志にもあることである。

又女王國に關するものとしては、日本書紀の神功皇后六十六年の條に、晋起居注から引用した注があつて、

武帝の泰始二年十月に、倭の女王使を遣して、譯を重ねて貢獻す。

とある。この武帝は晋の武帝であり、泰始二年は西紀二六六に當つてゐる。使の字は文意を考へて補足した。女王國のことは、これより後には見えない。この事は晋書にも「倭人來りて、方物を獻す」と記してある。

西紀二三八から二六六までの倭國の事情は、上に引いた魏志等の記事によつて可なり詳細に知ることが出来る。この記事は帶方郡から倭國に來た使の報告に本づいたものであらう。帶方郡は後漢の末に樂浪郡から分れて、今の京城の地に置かれたものである。帶方郡の使が倭國へ來るには、先づ朝鮮半島の西海岸を航して、全羅道の南端を廻り、東方に進んで、洛東江の河口に至り、今の金海に當る狗邪韓國（日本では加羅といふ）に着く。そこを倭國の北岸と記してあるのは、朝鮮海峽を隔て、南方倭の本國に對する北岸の意である。この加羅の港から、更に我が對馬に渡り、壹岐を経て、肥前の松浦に上陸する。松浦郡には唐津の港があるが、帶方郡の船は加羅を経て、この唐津に着くのであらう。唐津は加羅津で、日本が加羅と往來する要津であることによつて、その名を得たのである。唐津から東行して伊都に至る。伊都は今の福岡縣糸島郡の中にあるところで、糸島郡は昔は怡土と志摩との二郡に分れてゐた。この怡土が即ち伊都であらう。ここまで来て、郡使は駐在するのである。されば怡土より奥地のことは、皆傳聞を記したものだと思はれる。怡土には倭國の大官が居て、郡使に應接し、港務を取締る。怡土から東南（東北の誤か）行すれば奴國がある。これは今の博多である。怡土から東行すれば不彌

國がある。これは後世の穂波郡に當るものかも知れぬ。怡土から南行すれば、投馬國がある。これは筑後川の下流の邊である。投馬の「投」は「頭」と同音であつて、ツマと讀まれるから、今の三瀨郡であらう。三瀨は昔は水沼縣主の居た所で、又水間とも書く。若し女王國の時代にミツマと言つたとすれば、投馬はそのツマに當てた文字であらう。投馬から更に南行すれば、耶馬臺國がある。これは倭國の全域を統治する女王の居城で、ヤマトの音を寫したものである。今筑後國の山門郡がそれに比定される。これを本州の大和に比定するのは困難である。臺をトと讀むのは古音である。倭國の土地は一つの島で、その周回が五千餘里とあつて、それは大體今の里數で四百數十里のことであるから、九州全部を指すものと思はれる。この倭國の中には、女王に敵對して、戰爭を續けて居る狗奴國といふのが、耶馬臺國の南方にある。これはクマで、熊襲のことであらう。熊襲は肥後の球磨郡と大隅の喲嗒郡との合稱である。狗奴はクナと讀まるべき筈であるが、マの音がナと誤傳されたのであらう。マとナとが何れも鼻音であつて、互に轉じ易いことは、董 (Dun) が古音では min であり、minana が任那 (Ninna) と書かれるのによつても知られる。狗奴國のナ官に狗古制卑狗があるといふのは、菊池彦であらう。菊池は肥後の郡名であつて、元はククチと呼ばれてゐた。菊池が狗奴に屬してゐたとすれば、耶馬臺がそれより北方にあるべきことは勿論である。されば女王國の眞の領地は九州の北半部で豊岐、對馬までを含んで居ると見てよい。魏志には帶方郡から耶馬臺まで一萬二千餘里とある。そして、郡から狗邪まで七千餘里、狗邪から對馬まで一千餘里、對馬から豊岐まで一千餘里、豊岐から松浦まで一千餘里、松浦から怡土まで五百里、怡土から投馬まで水行二十日、投馬から耶馬臺まで水行十日陸行一月とある。されば郡から怡土までは一萬五百餘里となる。(7000+1000+1000+1000+500=10500) 故に怡土から耶馬臺までは一千五百里許とせねばならぬ。(12000-10500=1500) それは松浦の唐津から怡土までの三倍である。地圖を見れば怡土から山門までは恰もそれに符合する。怡土から大和までは到底比較にならない程の莫大の距離である。一千五百里許(實の距離は今の二十里許)のところを、水行三十日陸行一月かゝるといふのは不當であるから、それには文字の誤寫があるであらう、怡土から大和へは速く離れて居るから、それを一千五百里とするのは又不當である。故に耶馬臺を以て大和に比定することは困難である。又、「女王國の東、海を渡ること千餘里にして、復た國ありて、皆倭種なり」とあるのによれば、それは本州の方面を指したことを思はれるので、本州に住む人種も亦九州の倭國と同じく、しかもそれらはまだ女王國に屬して居ないことが知られる。九州の北部の地方には處々に神籠石と稱する遺跡がある。山頂に石壘を積んだものである。これは山城の址であると思はれる。その遺跡の存在する地方が女王國の領域に屬したものではなからうか。

女王が立つたより以前には、倭國が大亂して相攻伐し、それより七八十年前には男王があつたと記されてゐて、その大亂は後漢の桓帝(西紀一四七—一六七)靈帝(西紀一六八—一八八)の間であるといひ、また梁書には、靈帝の光和中(西紀一七八—一八三)であるといふから、それより七八十年前の男王とは、安帝(西紀一〇七—一二四)の永初二年(西紀一〇八)に後漢の都を訪うた倭面土地王帥升を指して居るのであらう。魏志の韓國傳には、「桓靈の末に、韓地の濊が強盛となり、郡縣制する能はず、民は多く韓國に流入す」とあるから、桓靈の間の倭國の大亂もまたその餘波を受けて居るものであらう。倭面土地王の五十年前には倭奴國王が使を後漢に送つた。面土地王も奴國王もみなその當時に於て、幾多の小國王の上に立つて、倭國を支配してゐたものと思はれる。されば耶馬臺の女王が倭國を統治する以前には、後漢から黄金の印綬を授けられた奴國王が統治したこともあつたであらう。面土地の位置は分明でないが、それは或は怡土の邊ではなからうか。故白鳥庫吉博士は面土を回土の誤寫とし、地を衍字として、それを怡土に當てゝ居る。それが大亂によつて、權力が終に耶馬臺の

女王に移つたのである。女王統治の際に於ても怡土の首長が刺史（中國で一州の下にある諸縣の上に立つて州を支配する長官）の如き権力を有したといふことは、怡土國が女王に屬した後も、なほ大亂以前の餘勢を維持して居たのだと思はれる。怡土國が権力を得る前には奴國が優勢の地位にあつたであらう。

女王の名を卑彌呼と記してあるのは、本居宣長の説に従つて、普通に、ヒメコ（姫子、日女子）と讀まれる。しかし、卑彌呼と戦つた狗奴王の名は卑彌呼と記されてゐる。故白鳥博士は卑彌呼を卑彌呼の轉訛として、それをヒコミコトの略とし、それに對して卑彌呼をヒメミコトの略とした。白鳥博士の説は或は正當であらう。この女王は「鬼道を以て能く衆を惑はす」と記してあるから、それは宗教的に尊敬されたもので、鬼道は即ち鬼神の道であり、鬼神の道は即ち神道である。神道を行つて政治をする婦人といふのは巫の類で、神に事へ神託を受けて命令を下すのであらう。神功皇后が齋宮に入つてみづから神主となりたまひ、神託を受けて三韓征伐を決定せられたのは、この卑彌呼の行つた所と類似して居るものと思はれる。「男弟ありて佐けて國を治む」とあるのは、武内宿禰が神功皇后を輔佐したのと似てゐる。ただ武内宿禰が皇后の弟でなかつただけの相違がある。そこで日本書紀では、神功皇后の年代を卑彌呼の年代と重なる様に置いてゐる。卑彌呼は狗奴國の男王と戦つたが、「卑彌呼以て死す」とあるから、その戦争で歿したのであらう。その歿後、又男子を王としたが、治まらないので、臺與といふ女子の十三歳になるのを立て、始めて治まつたと記してある。この臺與はトヨと讀むべきものであらう。それは九州東部の豊の國と關係があることも知れぬ。晋の武帝の泰始年間に中國へ使を遣した女王は即ちこのトヨであつたであらう。

倭人が自ら吳の太伯の後裔と謂つてゐたといふことは、晋書、梁書、北史等に記してあることであるが、その本源は魏略

三國時代東亞形勢圖



に書かれたことであつた。太伯は太古の周の祖先なる古公亶父の長子で、周の文王の伯父である。文王の父は季歴と曰つた。太伯は古公が文王を愛して、季歴に家を譲り、それから文王に及ぼさうとする志があつたのを察して、家を通れて、今の江蘇省なる呉の地へ去つて、斷髮文身してその風俗に同化してしまつたといふ話が傳はつてゐる。孔子が太伯の至徳を稱したことは論語に出てゐる。太伯が死して、弟の仲雍が嗣ぎ、その子孫は世々呉王となつたが、春秋時代に呉王夫差が越王句踐に亡ぼされた。呉地の風俗は、戰國策に、「黒齒、黽眉、鯁冠、梳縫は大呉の國なり」と記してある。黒齒は我國でいふ所のオハグロで、齒を黒くすることは印度支那の地方まで擴がつてゐる風俗であり、本は檳榔子の實を嚼んで齒が黒くなることから起つてゐる。黽眉は額に入墨すること、我國にもポウポウマユと言つて、眉毛を剃つて、墨で丸く染めること及び俳優の顔にクマドリをすることが後世まで存在したのに似てゐるものと思はれる。魏志にも、倭人は男子が皆黽面文身してゐると記してある。鯁冠とは、魚皮の帽子である。梳縫とは、梳は長い針で、それでまばらに綴つた衣服の仕立である。戰國策の註には「女工の拙きなり」としたのがある。魏志に「その衣は横幅にして、たゞ結束して相連ね、略ぼ縫ふことなし」とあるのは、この梳縫のやうなものではあるまいか。それは、布帛の横はばをそのままに用ひて、身體に合せて、種々の形に裁斷することなくして、それを荒く縫つたので、後世の狩衣、水干、素襖などの一層原始的のものであらう。されば倭國の風俗は、この呉地の風俗と似てゐるので、倭人はもと中國の南方の地から渡つてきたものではあるまいか。呉の太伯の後裔だといふのも、強ひて否定すべきものではなからう。魏志に、倭國は會稽東冶の東にあるといひ、朱崖儋耳と物産が同じいと曰つてゐるのは、會稽は浙江省の東岸地方、東冶は福建省の東岸地方であり、朱崖、儋耳は海南島であるから、倭國の風俗と浙江福建廣東即ち古の吳越の地方の風俗とが類似してゐることをも認めたのであらう。概して言へば、吳越か

ら倭國へかけて南洋馬來印度支那の風俗が擴がつてゐたのである。

魏志に次ぎて擧げるべきは高麗の古碑文である。それは、滿洲の通化省輯安縣の中の洞溝といふ地に建てられたものである。洞溝は鴨綠江の右岸で安東縣より溯ること中國里數八百餘里にある。これは高麗の舊都なる丸都の址で、多くの古墳が累累として居る所である。東晋の末の頃に、高麗の王であつた好太王談徳の記念の爲に、その歿後に於てその墳墓に建立された漢文の碑であるが、非常に大なるもので、その高さ一丈八尺、南北の両面は廣さ五尺六七寸、東西の両面は四尺四五寸、四面に皆字を刻してあつて、字數は一千七百五十九字であるが、その中一百九十七字は缺損してゐる。この碑は久しく土中に埋没して居たが、光緒元年（明治八年、一八七五）に始めて世に紹介せられ、同八年（明治十五年、一八八二）に掘出して洗刷された。その文中で、日本に關係のあるものを譯出すれば、

百殘（クダラ）新羅はもと是れ屬民にして、由來朝貢せり。而して倭は辛卯の年を以て來りて海を渡り、百殘□□新羅を破りて、以て臣民となす。（中略）九年己亥、百殘は誓に違ひて、倭に合して和通す。王は平壤に巡下す。而して新羅は使を遣はして、王に白して云ふ、倭人その國境に滿ち、城池を潰破し、奴客を以て民となす。王に歸して命を請ふと。（中略）十年庚子、步騎五萬を遣して、往きて新羅を救はしむ。男居城より新羅城に至る。倭其の中に滿つ。官兵方に至る。倭賊退く。（中略）追うて任那加羅に至り、從ひて城を抜く。城即ち歸服す。安羅人の戎兵、新羅城□城を抜く。倭滿つ。（中略）倭潰ゆ。（中略）十四年甲辰、而して倭不軌にして、帶方の界に侵入す。（中略）倭寇潰敗し、斬殺無數なり。

である。碑文によれば、この王の稱號の全部は國岡土廣開土境平安好太王であり、永樂太王と號して、甲寅年九月二十九日

乙酉に死んだ。年は三十九である。王の歿年の甲寅については、東晋の義熙十年（西紀四一四）か或はそれより六十年前の永和十年（西紀三五四）かとの意見が出て居るが、その義熙十年であることは、その年の九月二十九日が乙酉なることによつて決定される。それは、晋書天文志に、「義熙十年九月丁巳朔日有食之」とあつて、丁巳から二十九日目が乙酉となることによつて明かである。永和十年九月二十九日は乙酉でない。この王の即位の九年が己亥であるから、辛卯の年はその元年で、晋の大元十六年に當る。この元年辛卯の年（西紀三九一）に於て、倭が海を渡つて來て、百濟新羅等を破つて臣民としたと記し、又その以前は兩國が高麗に從屬してゐたと記してあるのであるから、神功皇后の三韓征伐は此の年に行はれたと解釋せねばならぬ。日本書紀では、神功皇后の年代を倭女王卑彌呼の年代に合せて、仲哀天皇の九年（西紀二〇〇）に、天皇の崩後に於て三韓を親征せられたと記してあるが、そこに百九十一年の差異がある。西紀三九一は、書紀では、仁徳天皇の七十九年に當つて居る。

次は、宋書にある倭國傳である。この書は南北朝時代の南朝の中の宋朝（西紀四二〇—四七八）の歴史である。この倭國傳には歴代天皇の御名も少しく出て居るが、それを左に列記すれば、

倭王讚——珍（讚の弟）——濟——興（濟の子）——武（興の弟）

であつて、これは

履仲——反正（履仲の弟）——允恭——安康（允恭の子）——雄略（安康の弟）

に比定さるべきものである。讚は永初二年（西紀四二二）と元嘉二年（西紀四二五）とに使を遣し、濟は元嘉二十年（西紀四四三）に使を遣し、興は大明六年（西紀四六二）に使を遣し、武は昇明二年（西紀四七八）に使を遣して上表し、貢物を

獻じて居る。昇明二年は宋の順帝の時、雄略天皇の二十二年に當る。日本書紀には、雄略天皇の二十二年に中國へ使を遣はされたことがないが、その八年には身狹村主青と檜隈民使博徳とが吳國に使したことがあり、十二年にもまたこの兩人が使したことがあり、十四年にはこの兩人が吳國の使と共に歸朝したことがある。吳國は三國時代の吳と、その舊都建業（後に建康、今の南京）に、五胡の亂を避けて、長安から都を遷した東晉と、それを繼承した南朝とを指す言葉である。吳、東晉、宋、齊、梁、陳を合せて六朝といふ。この六朝は古の吳の地なる建康に都して居るから、日本、朝鮮からはそれを指して吳國としたのである。使を遣した年は、兩國の記録に於て、多少の相違があるが、天皇の御名は一致して居るやうである。雄略天皇の御名は大泊瀬幼武であるが、倭王武の武の字は幼武の武を取つたのであらう。そこで、前へ遡つて、履仲天皇以下四代の御名を讀珍濟興と比較すれば、履仲天皇の御名は去來穗別であつて、讀はザに當るものと思はれ、反正天皇の御名は瑞齒別であつて、珍は瑞と同義であり、允恭天皇の御名は雄朝津間稚子稻禰であつて、濟はワタリといふ意義で津に當り、安康天皇の御名は穴穗であつて、穗は秀で、立上るものであるから、興と同義である。しかし、書紀では永初二年が允恭天皇の十年に、元嘉二年が同天皇の十四年に、大明六年が雄略天皇の六年に當つて居るから、一も符合するものがない。されば、書紀の記事に於て大體信じ得べきものは雄略天皇からであることが知られる。この時使した身狹青檜隈博徳の二人は、前者は吳の孫權の後裔と稱し、後者は漢の靈帝の後裔と稱するもので、共に歸化した中國人であるから、昇明二年の上表はこの二人が製作したものと推測される。今その上表の文を譯出すれば、

封國偏遠にして、藩を外に作す。昔祖禰より、躬ら甲冑を擯して、山川を跋渉し、寧處に違あらず、東のかた毛人五十國を征し、西のかた衆夷六十六國を服し、渡りて海北九十五國を平ぐ。王道融泰にして、土を廓くし畿を遠くす。累

葉朝宗して、歳に愆らず。臣、下愚なりと雖も、悉く先緒を胤ぎ、統ぶる所を驅率して、天極に歸崇す。道は百濟に遠にして、船舫裝治す。而して句欄無道にして、圍りて吞まれんと欲す。邊隸を掠抄して虔劉已ます。毎に稽滯を致して、以て良風を失ふ。路に進むと曰ふと雖も、或は通じ、或はしからず。臣が亡考の濟、實に冠纓の天路を壅塞するを忿り、控弦百萬、義聲感激して、方に大舉せんと欲す。奄ち父兄を喪ひ、成るに垂んとするの功をして一篋を獲ざらむ。居は諒闇に在りて、兵甲を動かさず。是を以て偃息して、未だ捷たずして今に至れり。甲を練り兵を治めて、父兄の志を申べんと欲す。義士虎賁、文武功を効し、白刃前に交るも、また顧みざる所なり。若し帝徳の覆載を以て、此の疆敵を摧かば、克く方難を靖んじて、前功を替つること無からん。竊かに自ら開府儀同三司を假り、其餘は咸く假授して以て忠節を勸めん。

といふのである。この時、天皇は自稱して、使持節都督、倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事、安東大將軍、倭國王と曰つたが、宋帝はその中から百濟の二字を除き、使持節都督、倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事、安東大將軍、倭王の稱號を許した。その翌年なる齊の建元元年（西紀四八〇）には、更に鎮東大將軍に進められた。この年にも亦使を遣はされたのであらう。この上表に對しては、本居宣長が、中國に對して臣と稱せられたのは國體を毀損するものだと言つて、この文は韓地に在任して居た將軍などが私に作つたもので、天皇には承知せられなかつたことだと論じて居るが、自分の考へる所では、この上表は身狹青や檜隈博徳などが作つたもので、中國の皇帝から稱號を得ようとするのであるから、儀禮上、臣と稱せられたものであらう。この稱號は朝鮮の全土を威壓するもので、高麗を征伐しようとするに當つては必要缺くべからざるものであつたであらう。この時代に於ては、朝鮮の諸國も亦皆既に中國から稱號を受けて、その地位を固くする習慣があつ

た。高麗王は使持節、散騎常侍、督平營二州諸軍事、征東大將軍、高句驪王、樂浪公の稱號を受け、百濟王は使持節都督、百濟諸軍事、鎮東將軍、百濟王の稱號を受けてゐたのである。これらに對しては、我國でも亦稱號を受ける必要が起つたのであらう。高麗百濟の兩國の稱號に比して、我國のものは最も振つたものであつて、秦韓慕韓まで加へてある。秦韓は昔の辰韓であり、慕韓は昔の馬韓である。

この時の上表には先づ日本の建國以來のことが叙してあつて、皇祖が甲冑を擯き山川を跋渉せられたことから説起して、東方の蝦夷や西方の熊襲や北方の朝鮮を平定したことを述べ、高麗が強暴にして我が統治を妨害するから、允恭天皇がそれを征伐しようと企てられ、中途にして崩ぜられたので、雄略天皇がその志を繼ぎて征討の軍を起される爲に、宋から稱號を受けようとせられたのである。この文には、昔祖禰といふ文字がある。建國から朝鮮平定までは數代の事業であつたことは、日本書紀及び古事記によつて知られるのであるが、この祖禰は何れの天皇に當るのであらうか。禰の字は字書によれば、廟に祀つた父のことであるが、雄略天皇の父君なる允恭天皇は朝鮮平定以後に出られた天皇であるから、この處には當らない。その上、この上表中に「臣が亡考の濟」として別に示してある。されば禰の字は讚、珍、濟、興、武の類として研究せねばならぬ。そこで神武天皇以來仁德天皇までの歴代の御名を考へれば、

- 神武 カムヤマトイハレヒコ、又ヒコホホデミ
- 綏靖 カミノナカハミミ
- 安寧 シキツヒコタマテミ
- 懿德 オホヤマトヒコスキトモ

- 孝昭 ミマツヒコカエシネ
- 孝安 ヤマトタラシヒコクニオシヒト
- 孝靈 オホヤマトネコヒコフトニ
- 孝元 オホヤマトネコヒコクニクル
- 開化 ワカヤマトネコヒコフトヒビ
- 崇神 ミマキイリヒコイニエ
- 垂仁 イクメイリヒコイサチ
- 景行 オホタラシヒコオシロワケ
- 成務 ワカタラシヒコ
- 仲哀 タラシナカツヒコ
- 應神 ホムダ
- 仁德 オホササギ

であつて、神武天皇の御名には禰に當るものがない。綏靖から開化までは甲冑を擯き山川を跋渉された事蹟がないから、姑く之を差置けば、崇神天皇の御名のイニエは禰の音に似て居る。禰の音はネイであるから、ニエに近似して居る。垂仁から仁德までには一もネイに近いものがない。されば昔祖禰は崇神天皇のことを指されたものであらう。故吉田博士は禰を稱の字の誤として、それをホムの訓に當て、應神天皇の御名の譽田ホムダに當てたが、自分はそれに従はない。崇神天皇には四道將軍を

五、中國に知られた日本上古の事情

派遣して四方を經略されたことがあり、又御肇國天皇（ハツクニシラスメラミコト）といふ稱號をも有せられる。しかしながら、甲冑を擄き、山川を跋渉され、且つハツクニシラスメラミコトとして日本書紀に記されて居る神武天皇のことをば、何故にこの上表に擧げられなかつたかは、大なる問題となるべきことである。

南齊書と梁書とは特に記すべきことがない。隋書には次の如く出て居る。これは、推古天皇時代の國情である。

倭國は百濟新羅の東南水陸三千里にあり。山島に依りて居る。魏時に中國に譯通するもの三十餘國にして、皆自ら王と稱す。夷人は里數を知らず、ただ計るに日を以てす。その國境は東西五月行、南北三月行にして各海に至る。その地勢は東高くして西下る。邪（耶）同字馬堆に都す。則ち魏志に謂ふ所の邪馬臺なる者なり。古に云ふ、樂浪郡境及び帶方郡を去ること、並に一萬二千里にして、會稽の東にありて、儋耳と相近しと。漢の光武の時に、使を遣して入朝す。自ら大夫と稱す。安帝の時又使を遣して朝貢す。之を倭奴國と謂ふ。桓靈の間（梁書に靈帝の光和中とある）其の國大に亂れて、遂に相攻伐し、年を歴て主なし。女子あり、名は卑彌呼といひ、能く鬼道を以て衆を惑はす。是に於て國人共に立て、王となす。男弟あり、佐けて國を理む。その王に侍婢千人ありて、その面を見る者あること罕なり。ただ男子二人ありて、王の飲食に給し、言語を通傳す。宮室樓觀城柵ありて、皆兵を持して守衛す。法をなすこと甚だ嚴なり。魏より齊梁に至るまで代々中國と相通す。開皇二十年（西紀六一二）倭王、姓は阿每、字は多利思比孤、阿輩雞彌と稱す。使を遣して、闕に至る。上は所司に令してその風俗を訪はしむ。使者言ふ、倭王は天を以て兄となし、日を以て弟となす。天未だ明けざる時、出で、政を聽き、踟蹰して坐し、日出づれば便ち理務を停めていはく、我が弟に委すと。（天兄日弟のことは、我國の書にはない。）高祖曰く、此れ大に義理なしと。是に於て訓令して之を改めしむ。王の妻は雞彌

と號す。後宮に女六七百人あり、太子を名づけて和歌彌多弗利となす。城郭なし。内官に十二等あり。一に曰く大徳、次は小徳、次は大仁、次は小仁、次は大義、次は小義、次は大禮、次は小禮、次は大智、次は小智、次は大信、次は小信（書紀には徳仁禮信義智の順序となつてある）員に定數なし。軍尼（クニツコ）一百二十人あり。猶ほ中國の牧宰のごとし。八十戸に一伊尼翼（稻置のこと）を置く。今の里長の如きなり。十伊尼翼は一軍尼に屬す。その服飾は、男子は帶（裙と同じ）襦を衣る。その袖は微小なり。履は屨形のごとく、その上に漆して之を脚に繫く。人庶多くは跣足なり。金銀を以て飾となすを得ず。故時の衣は横幅にして、結束して相連ね、略ぼ縫ふことなし。また冠なくして、ただ髮を兩耳の上に垂る。隋に至りて、その王（推古天皇）始めて冠を制し、錦綵を以て之をなし、金銀鍍花を以て飾となす。婦人は髮を後に束ね、また帯襦を衣る。皆撰あり。竹を擡くして梳となし、草を編みて薦となし、雜皮を表となし、緣するに文皮を以てす。弓矢刀稍弩擡斧あり。皮に漆して甲となし、骨を矢鏃となす。兵（武器）ありと雖も征戰なし、その王の朝會には、必ず儀仗を陳設し、その國の樂を奏す。戸は十萬ばかり。その俗、殺人強盜及び姦は皆死す。盜む者は、贓を計へて物を酬い、財なき者は、身を没して奴となす。自餘は輕重によりて或は流し或は杖す。獄訟を訊究する毎に、承引せざる者は、木を以て膝を壓し、或は強弓を張りて、絃を以てその項を鋸し、或は小石を沸湯中に置き、競ふ所の者をして之を探らしめて、理曲なる者は即ち手を爛らすと云ふ。（これは探湯即ちクガチのこと）或は蛇を釜の中に置きて之を取らしめて、曲なる者は即ち手を盤さると云ふ。人は頗る恬靜にして、爭訟あること罕に、盜賊少し。樂に五絃琴、笛あり。男女は多く臂に黥し、面に黥し、身に文し、水に没して魚を捕ふ。文字なく、ただ木に刻し繩を結ぶのみ。佛法を敬ひ、百濟に於て佛經を求め得て、始めて文字あり。（これは佛教傳來以前には文字が無

かつたとするもので、誤傳である)ト筮を知り、尤も巫覡を信ず。正月一日に至る毎に、必ず射戲飲酒す。その餘の節はほほ華と同じ。棋博擲栗棊浦の戲を好む。氣候温暖にして、草木冬青く、土地膏腴にして水多く陸少し。小環を以て鷓鴣の項に掛けて、水に入りて魚を捕へしむ。日に百餘頭を得。(これは鷓鴣のこと)俗に盤翹なく、藉くに櫛の葉を以てし、食ふには手を用ひて之を舗す。性は質直にして稚風あり。女多く男少し。婚嫁には同姓を取らず。男女相悦ぶ者は即ち婚を爲す。婦が夫の家に入るときは、必ず先づ犬(火の誤)に跨り、乃ち夫と相見ゆ。婦人は淫妬せず。死者は歛むるに棺槨を以てし、親賓は死に就きて歌舞し、妻子兄弟は白布を以て服を製す。(これは喪服のこと)貴人は三年外に殯し、庶人は日を卜して瘞む。葬るに及びては、屍を船上に置き、陸地にて之を牽き、或は小輿を以てす。阿蘇山あり、その石故なくして火起り天に接する者をば、俗は以て異となし、因りて禱祭を行ふ。如意寶珠あり、その色青く、大きき雞卵の如く、夜には則ち光あり。云ふ、魚眼の精なりと。新羅百濟は皆倭を以て大國にして珍物多しとなし、並びに之を敬仰し、常に使を通じて往來す。大業三年(西紀六〇七)其の王多利思比孤使を遣はして朝貢す。(小野妹子を隋に遣したること)使者曰く、聞く、海西の菩薩天子、佛法を重興すと。故に遣して朝拜せしめ、兼て、沙門數十人來つて佛法を學ばしむと。その國書に曰く、「日出處の天子、書を日沒處の天子に致す。恙なきや云々」と。帝之を覽て悦ばず。鴻臚卿に謂ひて曰く、蠻夷の書に無禮なる者あらば、また以て聞する勿れと。明年、上は文林郎斐清(書紀には斐世清となつてゐる)を遣して倭國に使せしむ。百濟を度りて行き、竹島に至り、南に耽羅島(濟州島のこと)を望み、都斯麻の國を經、迴に大海の中にあり。又東して一支の國に至り、又竹斯の國に至り、又東して秦王の國(周防國か)に至る。其の人は華夏に同じ。以て夷洲(漢の東方朔の十洲記の中に夷洲のことがある)となすも、疑は

しくして明にすること能はざるなり。又、十餘國を經て、海岸に達す。竹斯國より以東は、皆倭に附庸す。倭王は小徳阿羅臺をして數百人を從へて儀仗を設け、鼓角を鳴らして來り迎ふ。後十日又大禮哥多昆を遣して二百餘騎を從へて郊勞せしむ。既に彼の部(都か)に至れば、其の王は清と相見て、大に悦びて曰く、我聞く海西に大隋あり、禮義の國なりと。故に遣はして朝貢せしむ。我は夷人にして、海隅に僻在し、禮義を聞かず、是を以て境内に稽留して即ち相見えず、今故らに道を清め、館を飾りて、以て大使を待つ。冀はくは、大國惟新の化を聞かんと。清答へて曰く、皇帝は徳二儀に並び、澤四海に流く。王が化を慕ふの故を以て、行人をして此に來りて宣諭せしむと。既にして、清を引きて館に就かしむ。その後、清は人を遣はしてその王に謂はしめて曰く、朝命既に達せり。請ふ、即ち塗を戒めんと。是に於て宴を設けて、享して以て清を遣り、また使者をして清に隨ひて來りて方物を買せしむ。此の後遂に絶ゆ。

以上は即ち隋書の文である。北史のものも大體之に似て居る。我國から使を遣し、彼の國から答使を遣した年は正しく符合してゐるが、此頃の皇都なる大和を以て、そのまゝ古の魏の時代の九州の耶馬臺と同一としたのは誤謬である。そして魏志にある、投馬まで水行二十日とか、又はそこから耶馬臺まで水行十日陸行一月とかの數が過大であることは、斐世清などの報告に本づいて、何人か傳寫の際みだりに訂正を加へたのであらう。又日本の天皇が、姓はアメで、名はタラシセコとしてあるのも怪しむべきである。天を兄とし、日を弟とするといふのも疑はしい。しかし、天神を拜むか、日神を拜むかは一大問題であつて、古代世界では、随分論議されたことであるから、日本でも或は兩者を折衷して此の如き意見を立てた人があつたのではあるまいか。我國では、佛教傳來以前には文字がなかつたといふのは、誤謬であるけれども、その以後なる推古朝に文字の使用が發達したのは事實である。

隋書に載せた日本の國書は、日本書紀には出てゐない。そして、裴世清が歸國する時、又小野妹子が國使として同行したが、その時持参した國書の文が日本書紀にある。それは次の如くである。

東天皇敬みて西皇帝に白す。使人鴻臚寺掌客裴世清等至る。久憶方に解けたり。季秋薄冷なるに、尊候何如ん。想ふに清恋（喜ぶこと）ならん。此は即ち常の如し。今、大禮蘇因高（小野妹子）大禮乎那利（難波雄成）等を遣して往かしむ。謹白不具。

次に舊唐書の倭國傳を引用しよう。この書は唐が亡びて後の五代の時の後晋の劉昫が著したものである。

倭國は古の倭奴國なり。京師を去ること一萬四千里、新羅の東南大海の中にあり。山島に依りて居る。東西は五月行、南北は三月行なり。世々中國と通ず。その國は、居るに城郭なく、木を以て柵となし、草を以て屋となす。四面の小島五十餘國皆附屬せり。その王は、姓は阿每氏。一大率（帥）を置きて檢察せしむ。諸國皆畏れて之に附く。官を設くること十二等あり。その訴訟する者は匍匐して地に前む。女多く男少し。頗る文字あり。俗は佛法を敬す。並に皆跣足なり。幅布を以てその前後を蔽ふ。貴人は錦帽を戴く。百姓は皆椎髻にして冠帯なし。婦人は純色の裙と長腰襦とを衣て、髪を後に束ぬ。銀花を佩ぶ。長さ八寸。左右各數枚、以て貴賤を明かにす。衣服の制は頗る新羅に類す。貞觀五年（西紀六三一）使を遣はして、方物を獻す。太宗その道遠きを矜れみ、所司に勅して、歳貢せしむることなからしむ。又、新州刺史高表仁をして、節を持って往きて之を撫せしむ。表仁は遠きを緩んずるの才なく、王子と禮を争ひ、朝命を宣せずして還る。二十二年（西紀六四八）に至り、又新羅に附して表を奉じ、起居を通ず。

これは魏志隋書などを参考として書いたものであるが、風俗を敘する所には面白いものがある。

舊唐書には倭國傳の後に、日本國傳が別に設けてある。

日本國は倭國の別種なり。その國が日邊にあるを以て、故に日本を以て名となす。或は曰く、倭國自らその名の雅ならざるを惡みて、改めて日本となすと。或は云ふ。日本はもと小國にして、倭の地に併せらると。其の人の入朝する者、多くは自ら矜大にして、實を以て對へず。故に中國はこれを疑へり。又云ふ、その國界は東西南北各數千里にして、西界南界は咸く大海に至り、東界北界には大山ありて限となし、山外は即ち毛人の國なりと。長安三年（西紀七〇三）その大臣なる朝臣真人來りて方物を貢す。朝臣真人は猶ほ中國の戸部尚書のごとし。進徳冠を冠す。その頂は花となり、分れて四散す。身には紫袍を服し、帛を以て腰帶となす。真人好んで經史を讀み、文を屬することを解し、容止温雅なり。則天（武后）之を麟徳殿に宴し、司膳卿を授け、本國に放還す。開元の初、又使を遣して來朝す。因りて儒士を請ひて經を授からんとす。四門助教趙玄默に詔して、鴻臚寺に就きて之に教へしむ。乃ち玄默に闊幅の布を遣りて以て束脩の禮をなす。題して白龜元年調布と云ふ。人またその僞を疑ふ。得る所の錫賚は盡く文籍を市ひ、海に泛びて還る。その偏史なる朝臣仲滿は中國の風を慕ひて、因りて留りて去らず、姓名を改めて朝衡と爲し、仕へて左補闕、儀王の友を歴たり。衡は京史に留るとと五十年、書籍を好み、放ちて郷に歸らしむれども、逗留して去らず。天寶十二年（西紀七五三）又使を遣して貢す。上元中、衡を擢んで、左散騎常侍、鎮南都護となす。貞元二十年（西紀八〇四）使を遣して來朝す。留學生橋免勢、學問僧空海。元和元年（西紀八〇六）日本國使判官高階真人上言すらく、前件の學生は藝業稍成り、本國に歸らんことを願ふ。便ち請ふ、臣と同じく歸らんと。之に従ふ。開成四年（西紀八三九）又使を遣して朝貢す。

これは大體我が奈良朝平安朝の遣唐使留學生のことを記したものであるが、そこに、「日本舊小國、併倭之地」とあるのは注意すべきことである。これは宋の歐陽修の著した唐書の文には「日本乃小國、爲倭所併」と記してある。これと對照して考へれば、前者の方は「倭の地に併せらる」と讀むべきものと思ふ。又、日本はもと小國であつたといふのは、帝都所在の本州の大和で、もと饒速日命の居た地を指したものであらう。これは日本の使の或る者が國名を問はれたのに對して、「日本はもと小國であつたが、倭國に併合されたので、倭國は日本といふ國名を取つて自國のものとした」と答へたことを記したのである。これは日本といふ國名の起原としては誤つて居るが、ただ倭國が日本を併せたといふことは、自分がこれから後章に述べようとする所の、九州にあつた倭國が本州の大和に移つたことを示してゐるのではあるまいか。朝臣眞人は粟田眞人のことを誤つたのである。白龜といふ年號はない。これは、白雉又は白鳳の誤であらう。朝臣仲麻呂は阿倍仲麻呂のことである。橋免勢は橋逸勢の誤である。粟田眞人、阿倍仲麻呂、橋逸勢、僧空海が唐に於てその名譽を揚げたことは此文によつて推測される。

六、東亞の大勢の變遷と日本の建國

秦始皇帝が戰國七雄の一として、陝西省の地に雄視し、他の趙、魏、韓、燕、齊、楚の六國を討滅して四海を混一し、天下を分ちて三十六郡とし、中央集權の政治を行つた時に、それに對抗すべき勢力としては、たゞ北方の蒙古を根據地とした匈奴があるのみであつた。始皇はこの匈奴を防ぐために萬里長城を築いた。天下の人民は長城の建築と衛戍との爲に、徴發された。人民はそれに困んで遂に叛亂を起し、さすがに萬世に亘つて皇帝たらんとした秦も僅に二世にして亡びた。秦に代つた漢も、初は大に匈奴の爲に困しめられ、匈奴の勢は隆々として興つたが、武帝の時に至つて遂に武力を用ひて匈奴の勢力を滅殺することが出来た。その餘威に乗じて、武帝は越の地を平け、又朝鮮をも征服した。

朝鮮半島はもと、箕氏がその北半を領有して居たが、その後戰國時代には、燕の領地となつて、箕準は南鮮に逃れ、燕が秦の爲に亡びてから、その將軍の衛滿が平壤に居て王となつてゐたが、南鮮の地方は尙韓民族の住む所であつた。武帝は元封二年（西紀前一〇九）に山東省方面から水軍を送つて衛滿の國を滅し、その跡に、樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡を置いた。樂浪は平壤を中心とした今の平安南道、黃海道、京畿道の地であり、臨屯は今の江原道の地であり、玄菟は今の咸鏡南北道の地であり、眞番は今の鴨綠江の流域である。南鮮の地は馬韓弁韓辰韓の三部に分れて、樂浪郡に屬し、四時に朝謁してゐた。馬韓は今の全羅忠清の地、弁韓は慶尙南道の地、辰韓は慶尙北道の地である。韓の地には、倭國と同じく吳越の方面の移民が居住してゐたことと思はれる。臨屯と玄菟には濃貊の種族が居た。濃貊はもと匈奴の東方松花江の邊に居た北狄の一種である。穢と貊とは二つの名であるが、貊の一種で、臨屯郡に居るものは濃であり、貊の一分派は即ち高句麗で、それは眞番郡に居たのである。その後になつて、眞番郡は廢せられ、玄菟郡治がその近傍に移つて、その地を治め、玄菟郡の跡と臨屯郡の地とは共に樂浪郡の管轄に歸した。

樂浪郡が建立されてから、韓の諸國も倭の諸國も皆それに交通した。前漢の末には匈奴が衰微して、高句麗が強盛となつて、遼東を侵すやうな形勢を示して來た。後漢の末となつては公孫度が遼東の太守となり、東は高句麗を討ち、西は烏桓を破つて、頗る勢力を振つてゐた。烏桓は鮮卑と共に東胡と稱する民族の一種で、匈奴の東方、今の熱河省の方面から起つた

ものである。後、遼東郡を分割して遼西、中遼の二郡を増置し、更に海を渡つて、山東省の東萊郡の沿岸を侵し、又、樂浪、玄菟の二郡を占有し、(玄菟郡は此頃咸鏡道から退却して、滿洲の一部、遼東と樂浪との中間に移つて居た)今の南滿洲から朝鮮北部までをその勢力の下に置き、殆ど獨立王國の状態をなしてゐた。これは後漢の桓帝靈帝の頃の事であつて、韓地の濊が強盛となり、倭國が大に亂れた時である。後漢の獻帝の建安九年(西紀二〇四)に、公孫康が嗣くに及び、更に樂浪郡の南部を割いて帶方郡を置いた。これは韓地の濊を控制する爲であらう。帶方郡は今の京城及びその附近の地で、漢江の流域に當る。その後、康の弟の恭が一時兄の位に代つたが、中國では、その頃後漢が亡びて北方の魏南方の吳西方の蜀の三國鼎立の時代となつて、魏の太和二年(西紀二二八)には、康の子の淵が恭の位を篡ひ、使を魏に遣して、その事情を上申した。當時、魏には、この機會に乗じて遼東を伐つことを主張したのもあつたが、魏は方に西方の蜀と争つてゐたから、遼東經略の餘裕がなかつた。そこで、魏は懷柔策を取り、公孫淵の遼東太守たることを承認することになつた。然るに、吳の孫權は公孫淵を誘つて、魏を側面より牽制せしめんと企てた。そこで翌年(西紀二二九)に、海上から使者を遼東へ遣して交通を試みた。遼東と吳との關係は、これより始めて現はれる。太和六年(西紀二三二)に、吳は更に使者を遣し、海路から遼東へ赴かしめることになつた。魏は、吳と遼東との交通を以て自國の不利とし、山東の成山角にて吳の使者を要撃して之を殺した。遼東の公孫淵は、魏の嫌疑を受けるやうになつたので、益々吳の歡心を得ることに努め、使を吳に遣して、臣と稱して上書した。然るに魏の方では、遼東が吳に誘はれることを恐れ、公文を發して説諭を加へたこともある。吳は遼東の歸服を喜んで、祝意を表する爲に、國中に大赦したのみならず、更に使を遣して、公孫淵を王に封ずることにした。然るに公孫淵の態度は漸く變調を呈して來た。初め公孫淵は吳に頼つて魏を制せんとしたのであつたが、吳は海上遠く隔つて

居るから、緩急の場合に間に合ふべくもないので、寧ろ魏の歡心を得て置く方が有利であると考へ直したやうに見える。そこで吳から來た使者を殺して、その首を魏へ送り、且つ上表してその事情を述べた。魏は固より遼東の歸服を望んでゐたのであるから、これを受けて、公孫淵を大司馬に拜して、樂浪公に封じた。吳の使者の中には玄菟へ遷されたものもあつたが、逃れて高句驪に入り、その保護を受けて、吳へ還つて來た。

高句驪はもと滿洲に住んだ扶餘族の別種である。扶餘はツングースに蒙古を加味した民族で、今の吉林省の農安長春の邊を中心として、松花江の上流域に據つたものであつて、孟子の書などには貉(貉と同一)と呼んだものであるが、その別れの部族が更に蘇子河の流域から鴨綠江の支流なる佟佳江の流域へかけて移住して來た。これが即ち高句驪となるのである。高句驪は後世には單に高麗と書いて、日本書紀などにもその記法を用ひる。故に以下の文には又高麗の字を用ひることゝする。高麗はもと玄菟郡によつて中國に羈屬してゐたが、前漢末の王莽の時代から次第に強くなり、後漢の時代には屢々邊境を侵して、遼東に寇した。

さて吳は遼東の態度が一變したのを知り、兵を出して遼東を伐たうとしたが、海路遠征の困難を虞つて中止することになつた。しかし、吳は、この儘にて過せば、頗る自國の不利となるから、更に使者を高麗へ送つて好を通じた。これには高麗の力によつて遼東を制せんとする考があつたやうに見える。然るに高麗も、吳が遠方の國で頼みにならないことを知り、遂にまた吳の使者を殺して、その首を魏へ送つた。かくの如くして、吳の東北經略の政策は遂に成功しなかつたのである。

遼東の公孫淵は既に吳と絶つて魏に通じたが、猶猜忌の心を懷き、魏に對して誠實を缺く態度があつた。そして魏は、その頃蜀の諸葛亮が死んで、西方の無事なるに乗じ、遼東を征伐することになつた。そこで幽州刺史の毋丘儉は命じ、鮮卑、

烏桓の兵を率ゐて、遼東征伐を行はせた。時に、公孫淵は母丘儉の軍を遼隧（奉天省海城縣附近）に破り、自立して燕王と稱し、百官を置き、年號を定め、且つ西方の鮮卑を誘ひて魏の邊境を侵さしめた、是に於て、魏の明帝は景初二年（西紀二三八）に司馬懿を西面より召遣し、遼西征伐の任に當らしめ、新に帶方太守及び樂浪太守を任命し、海路より朝鮮に赴かしめ、双方から力を併せて、遼東を壓迫せしめた。遼東の方では大に恐れて、魏を牽制する方策を考へたが、やはり吳の外には適當の國が見出されなかつた。そこで嘗てその使を殺したに拘らず、更に使を吳へ送り、臣と稱して、魏を牽制する策を畫した。吳ではその使を却けようといふ議もあつたが、兎に角、遼東を引附けて置くを得策として、その使を受けることにした。しかし別に兵を出して、魏を牽制する計畫をもしなかつた。これがため、魏の方では、思ふが儘に遼東征伐の目的を達することが出来て、司馬懿は襄陽（奉天省遼陽縣）を圍んで、遂に公孫淵を平げた。そこで遼東の三郡も全く魏の版圖に歸することになつた。海路より進んだ魏軍も樂浪帶方を平げたので、この二郡も亦魏の領土となつた。魏が遼東及び樂浪帶方を平げた結果は、内部に於ては、司馬氏專横の基を開き、遂に司馬氏に天下を奪はれて、晋朝を起さしめ、更に外部に於ては、朝鮮半島の南部に影響を及ぼし、遂に倭國との交渉を生じ來り、倭女王卑彌呼はこの公孫氏が滅亡した景初二年に使を魏へ送つたのである。これによつて考へれば、倭國と樂浪帶方との關係は、その以前から繼續してゐたので、公孫氏と交通してゐた倭國は、主權の轉移に應じて、魏と交通することに改めたのであらう。

朝鮮半島の南部には、馬韓弁韓辰韓があり、馬韓は五十五國、弁韓辰韓は各十二國に分れてゐた。馬韓は馬の韓であり、弁韓は、朝鮮語で蛇のことをペンと曰ふから、蛇の韓であり、辰韓は龍の韓である。馬は午、蛇は巳、龍は辰で、みな樂浪郡から見た方向を示したのである。この説は故白鳥博士の言ふ所であつて、適當なる解釋と思はれる。そして、百濟とか、

任那とか、新羅とかいふ國々はまだ出来てゐなかつた。景初二年に倭國の使が來て皇帝に謁見を求めた時には、帶方太守劉夏が、その使を都まで送り届けた。そこで魏帝は倭女王に詔書を與へ、女王を封じて親魏倭王とし、金印紫綬を授けた。これは倭國を懷柔する策であつたと思はれる。

魏は公孫氏を滅した勢に乗じて、更に母丘儉に命じて高麗を征伐させた。高麗は正始七年（西紀二四六）にその都城の丸都を攻破られて、日本海岸で咸鏡道方面にある沃沮の地方に退いた。沃沮の言語も風俗も高麗と大同であるといふから、これも亦扶餘族の分派である。高麗は、その後、魏に代つたところの晋の勢力が衰微するに乗じて、また丸都に還つた。

蜀を滅し、魏に代り、吳を降して、後漢滅亡以後の分裂した天下を再び統一した晋の時代には、朝鮮滿洲の方面に樂浪帶方の二郡と、遼東玄菟との二郡とを置いて、中國の權威を維持した。そして、高麗も馬韓弁韓辰韓も、一時みなその權力の下に歸服した。晋書の帝紀には、年々にかけて、東夷の諸國が來朝したことを記して居る。

武帝咸寧二年（西紀二七六）七月東夷十七國內附す

三年（西紀二七七）是歲東夷三國各、種部落を帥ひて内附す

四年（西紀二七八）是歲東夷九國內附す

太康元年（西紀二八〇）七月東夷二十國朝獻す

二年（西紀二八一）六月東夷五國內附す

三年（西紀二八二）九月東夷二十九國歸化し、その方物を獻す

七年（西紀二八六）八月東夷十一國內附す

- “ 八年(西紀二八七) 八月東夷二國內附す
- “ 九年(西紀二八八) 九月東夷七國、校尉に詣りて内附す
- “ 十年(西紀二八九) 五月東夷十一國內附す。是歲東夷絶遠三十餘國來獻す
- “ 太熙元年(西紀二九〇) 二月東夷七國朝貢す

惠帝永平元年(西紀二九一) 是歲東夷十七國、並に校尉に詣りて内附す

記事はこれまでで切れてゐる。それは、この以後に、樂浪帶方二郡の勢力が失墜したことを意味するものであらう。晋書の東夷傳には、夫餘、馬韓、辰韓、肅慎、倭人と裨離等十國のことがあるが、馬韓の條には、「武帝の太康元年二年に、その主頻に使を遣して入りて方物を貢し、七年八年十年又頻に至る。太熙元年、東夷校尉何龔に詣りて上獻す。咸寧三年復た來り、明年又内附を請ふ」と記してあり、辰韓の條には、「武帝の太康元年、その王、使を遣して方物を獻じ、二年復た來りて朝貢し、七年又來る」と記してある。この東夷の多數の諸國が晋に朝貢したことについては、故白鳥庫吉博士が「晋の威力は大に衰頹したるに、前代にも似ず、頻に朝貢するは如何なる故ぞと云ふに、是れ全く高句麗、百濟、新羅、任那等が、樂浪、帶方二郡の衰へたるに乗じて、その近隣諸族を併呑せんとしたるに原因する事なるべし。殊に馬韓は百濟の侵略に逢ひ、辰韓は新羅の侵略に逢へるにより、晋室の威光を借りて存在せんと争ひし如く見ゆ」と論じたのが卓見であると思ふ。されば、これらの東夷諸國には、高麗、百濟、新羅、任那が含まれてゐないのである。樂浪帶方二郡の失墜は高麗百濟の侵入によるのである。故に、魏の時代より中國に知られた馬韓、弁韓、辰韓の名が失はれて、百濟、新羅、任那となつたのは、西紀二九一以後のことであらねばならぬ。

百濟の王室はもと高麗と同じく扶餘の別種であつたが、馬韓中の一國なる伯濟に入つて國を建て、國名の文字を百濟と改め、その王は姓を扶餘といひ、又それを略して單に餘といつた。その伯濟に入つたのは、高麗が沃沮から丸都に還つた頃であらう。高麗は遂に樂浪を侵して、平壤を取つたが、百濟は帶方に侵入して、今の京城附近の漢山をその都城とした。

新羅については、北史に、高麗が母丘儉に破られて沃沮に奔り、その後また故國に還つた時、跡に残つたものが新羅となつたと記して居るから、これも亦扶餘高麗の別種である。それが辰韓中の一國たる斯盧に入つて國を立て、文字を改めて新羅としたのである。

百濟の國名が始めて中國の歴史に現はれるのは、晋書の東晋の簡文帝紀の咸安二年(西紀三七二)の條に、

春正月辛丑、百濟、使を遣して朝貢す。

とあるのが、それであり、新羅の國名が始めて現はれるのは、同じく載記にあるところの苻堅傳に、

使者を分遣して、兵を鮮卑、烏丸、高句麗、百濟、及び薛羅(新羅の誤)休忍等の諸國に徵せしも、並に従はざりき。

とあるのが、それである。これは太元四年(西紀三七九)のことである。そして又、倭國の名が武帝の泰始二年以後に於て、晋書に見えるのは、東晋の安帝の義熙九年(西紀四一三)の條に、

この歳、高句麗、倭國、及び西南夷、銅頭大師、並に方物を獻す。

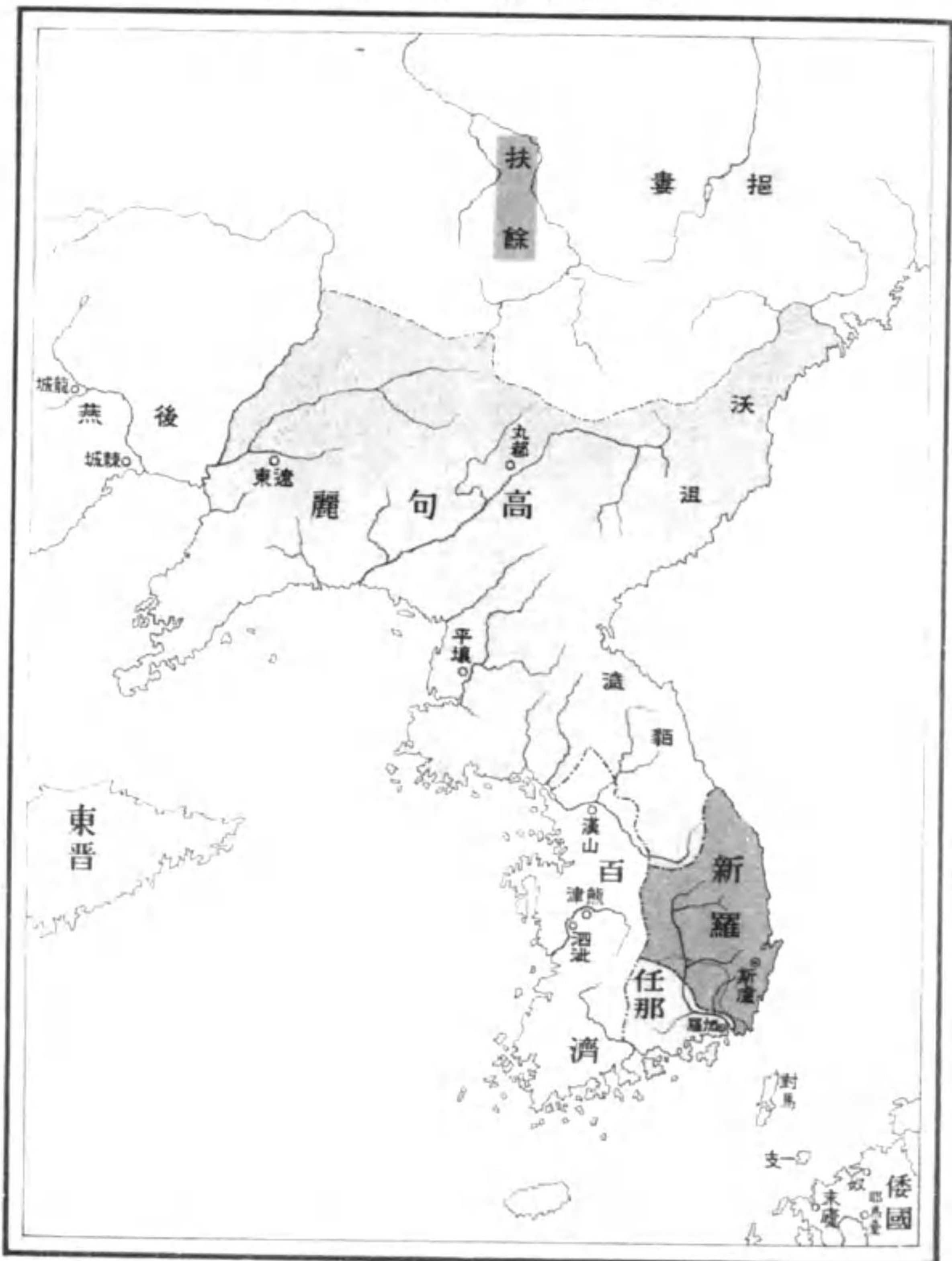
とあるのがそれである。宋の永初二年(西紀四二二)に使を遣した倭王讚が履仲天皇のことであつたとすれば、それより八年前なる義熙九年は或は仁徳の朝に當るものであらう。

任那は新羅、百濟の建國に對抗して、弁韓の地に興つたものと思はれる。それは洛東江の河口に近く、今の慶尙南道の金

海の地である。弁韓十二國の中に弁辰狗邪國といふのがあつた。弁辰といふのは弁韓人と辰韓人とが雜居してゐたからで、狗邪は即ち加羅である。任那といふ語は崇神天皇の御名の御間城を負はせたものと傳へられてゐる。この天皇の御代に、加羅から、その國王の子、都怒我阿羅斯等が、その使として我國に來たので、天皇は赤絹一百匹を賜はつて本國に歸されたが、新羅人が途中に待受けて、それを奪つた。この時から新羅任那の兩國は怨を構へたといはれてゐる。都怒我阿羅斯等は蘇那葛叱智といふ名でも傳へられてゐる。この説話は、加羅が新羅の侵略を受けようとしたので、我國へ使を遣はして救援を請うたことを示して居る。この使のことをば、書紀には、崇神天皇の六十五年即ち西紀前三十三年の條に記してあるが、それは晋の時代なる西紀二九一以後に移すべきものであらう。

任那の始祖金首露王は黄金の卵から生れたので、金氏を稱したと言はれてゐる。新羅の始祖赫居正王もまた卵から生れ、その卵が狐に似てゐたので、狐の新羅語ボクを取つて朴氏を稱したと言はれてゐる。兩國の始祖が共に卵生傳説を有してゐることから考へれば、それらは共に同一の種族で、皆扶餘高麗から分れたものであらう。卵生傳説は既に扶餘高麗にある。それは魏書の東夷傳の高句麗國の條にある扶餘王の始祖朱蒙の説話の中に見えること、朱蒙の母が河伯（河の神）の女であつて、室中に閉居した時、腹を日に照されたので、それを避けたが、日影はなほ追ひかけて來たので、それによつて妊娠して、一卵を生んだ。その卵殻を破つて朱蒙が生れ出た。その後朱蒙が、國人に苦められたので脱出し、大河のところへ來たが、船がなかつたので、朱蒙は河に向つて、我は日の子であり、河伯の外孫であるのに、如何にしてかくは苦められるかと叫んだところが、甖が現はれて、朱蒙を背に載せて河を渡らせたといふのである。高麗の好太王碑には、その始祖鄒牟王（これは朱蒙と同音異字である）のことを叙して、「天帝の子にして母は河伯の女郎」としてあるが、この「天帝の子」は即

東晋末東亞形勢圖



ち「日の子」に當るもので、それを中國の思想によつて變形したのであらう。續日本紀の延暦九年の條に、津連眞道等がその家の系譜を叙して、姓を賜はらんことを願つた上表の中に、その先祖なる百濟王のことを記して、

夫れ百濟の太祖なる都慕大王（都慕は都牟朱蒙と同一である）は、日神が靈を降して、扶餘を奄ひて國を開き、天帝が籙を授けて、諸韓を擡べて王と稱す。

としてあるが、ここにも亦「日の子」の觀念があるのである。されば、新羅任那の卵生傳説は扶餘の日子卵生傳説の一部分を傳へたもので、その卵生だけを取つたのであらう。

新羅でも元は卵生傳説が日子傳説と結合してゐたことは、我國にある新羅の王子天日槍の説話によつて知られる。この説話の源は新羅國から傳はつたものと思はれるが、古事記の應神天皇の條に次の如く記してある。

昔、新羅の國主の子に名は天之日矛といふ有り。この人參渡りけり。參渡りけるゆゑは、新羅の國に一つの沼あり。名をあぐぬまといふ。此の沼の邊に、ある賤の女晝寢したりき。ここに日のひかり虹のごと、その陰をさしたるを、またある賤の男、そのさまをあやしと思ひて、つねにその女のおこなひを伺ひけり。かれ、この女、その晝寢したりし時よりはらみて、赤玉をなも生みける。ここに、その伺へる賤の男、その玉を乞取りて、つねにつゝみて、腰につけたりきこの人、谷べに田をつくれりければ、耕人共の食ひ物を牛に負せて、谷の中に入りける。その國主の子、天の日矛遇へり。かれ、その人に問ひけらく、何ぞ汝食ひ物を牛に負せて、谷へは入るぞ。汝必ずこの牛を殺して食ふならむといひて、即ちその人を捕へて、獄囚に入れむとすれば、その人答へけらく、吾牛を殺さむとはあらず。たゞ田人の食ひ物を送れるにこそあれといふ。然れども、なほ赦さざりければ、その腰なる玉を解きて、その國主の子に幣しつ。かれ、

賤の男を赦して、その玉をもち来て、床の邊に置けりしかば、即ち顔よき乙女になりぬ。かれ婚して、嫡妻としたりき。ここにその乙女、常にくさくの珍珠を設けて、いつもくその夫にすすめき。かれ、その國主の子、心奢りて妻を嘗れば、その女、おほかた吾は汝の妻になるべき女にあらず、吾が祖の國に行なむといひて、忍びて小船に乗りて、逃渡り来て、難波になも留りける。ここに天の日矛、その妻の遁れ來しことを聞きて、乃ち追渡り来て、難波に到らむとするほどに、その渡の神塞へて入れざりき。かれ、更に還りて、但馬の國に泊てつ。云々。

この説話には、日光によつて妊娠して生んだものを赤玉としてあるが、その赤玉は扶餘の始祖傳説の卵に當るものであるから、それは扶餘の傳説から轉訛したものであらう。されば、新羅にもまた扶餘傳説と同じものが傳はつてゐて、始祖赫居正王の卵生の説話は日光の部分省略したものと推測される。居正とは、日の如く赫いて正位に居るといふことであらう。

日本の皇統には卵生の説話はないが、日の子といふことは重要な説話となつて居ること、言ふまでもない。神武天皇は自ら「我は日神の子である」と言はれて居るのである。又、皇位の繼承者を天つ日嗣と言つて居るのである。そして、高貴の男女に對して日子、日女といふ稱號を附してある。これは扶餘の始祖が自ら日の子と言つたのと同じである。日本には卵生とか赤玉から化生したとかいふ説話はないけれども、或る物品が神や人に化したといふ説話は澤山にある。それは伊弉諾尊の鞆のところにも、天照大神と素戔鳴尊の「うけひ」のところにも見える。

伊弉諾尊が筑紫の日向の橋の小戸の青木原で、黄泉の穢れを觀したまひし時に、杖からは衝立船戸神が出来、帯からは道之長乳齒神が出来、裳からは時置師神が出来、衣からは和豆良比能宇斯神が出来、禪からは道僕神が出来、冠からは能咋之宇斯能神が出来、左手の手纏からは奥珠神が出来、次に奥津那藝佐毘古神が出来、右手の手纏からは邊珠神が出来、次に

邊津那藝佐毘古神が出来、次に邊津甲斐辨繼神が出来た。又左眼を洗ひたまひし時に、天照大御神が出来、右眼を洗ひたまひし時に、月讀命が出来、鼻を洗ひたまひし時に、建速須佐之男命が出来た。又天照大御神と須佐之男命とが「うけひ」をして御子を生みたまふ時に、天照大御神が須佐之男命の十拳劍を乞取つて細く嚼んで吹き出したまふ時に多紀理毘賣命と市寸島比賣命と多岐都比賣命とが生れたまひ、須佐之男命が天照大御神の八尺句玉の五百津の美須麻流の珠を乞取つて、細く嚼んで吹出したまふ時に、正勝吾勝勝速日天之忍穗耳命が生れたまひ、又右のみづらの珠を乞取つて細く嚼んで吹出したまふ時に、天之菩卑能命が生れたまひ、御かづらにまきたまひし珠を乞取つて細く嚼んで吹出したまふ時に、天津日子根命が生れたまひ、左手にまきたまひし珠を乞取つて細く嚼んで吹出したまふ時に、熊野久須能命が生れたまふ時、これらは皆、赤玉から乙女が生れたと同一の構想である。従つて、卵から人が生れたことに連絡がある説話である。

太陽の子といふ思想は扶餘高麗百濟にあり、卵乃至物から人が生れるといふ思想は新羅任那にあり、それらはすべて日本の思想と同一である。これは日本民族が扶餘民族に關係のあることを示してゐるものではあるまいか。言語の組織を比較すれば、滿洲朝鮮日本の言語は遠く蒙古土耳其に連つて、皆同種類の文法を有し、テニヲハを用ひ、主語の後に客語を置き次に説明語を置き、又動詞助動詞の語尾變化がある。これらの言語を概括してウラルアルタイ系統の語といふ。これも亦日本民族が扶餘民族に關係のあることを示して居る。されば、扶餘族が韓族の間に混入して、その支配階級となつた如く、日本にもまた扶餘族の混入があつたのではないであらうか。後漢の桓帝靈帝の間に韓地の濊が強盛であつたこと、その頃に倭國が大に亂れて、互に相攻伐したといふことは、扶餘族混入の消息を示してゐるものと考へることが出来ないであらう

か。これは一の大なる疑問としてここに提出して置くのである。

日本の數詞は、兩手の指を用ひて數へた名殘であつて、一 (pito) を兩手の指から出せば、二 (puta) となり、三 (mi) を兩手の指から出せば、六 (ma) となり、四 (yo) を兩手の指から出せば、八 (pa) となり、五 (mi) を兩手の指から出せば、十 (e) となり、その他に兩手で示しやうのない七と九とがある。p, m, y, t で二つの詞が一組づゝになつてゐるものも面白い。この數詞の組織は、中國語にも、馬來語にも、朝鮮語にも、蝦夷語にも全く類似せず、その類似してゐるものは、ただ遠く極北にあるエスキモー族の數詞の組織であることは、最も注意すべきものである。エスキモーの數詞は次の如きものである。

- | | |
|------------------------------|---------------------|
| 1. attansek | 2. magruk, agga |
| 3. pingasut | 6. pingaso-yortut |
| 4. sittamat | 8. sittama-yortut |
| 5. kallimat | 10. kallimar-yortut |
| 7. arivenit-aggartut | |
| 9. sittama-yortut atiansello | |

三と六、四と八、五と十とがそれ／＼一組となつてゐるのは、日本の數詞と同様である。

筑前國風土記の逸文を見れば、怡土の縣主の五十迹手が仲哀天皇を奉迎した時に、天皇の前にその家系を名乗つて、高麗國の意呂山に天より降り來つた日杵の苗裔であると言上したといふことがある。この怡土は今の糸島郡の地で、魏志の倭人

傳に見えた伊都國である。祖先を高麗人とすることは、五十迹手もまた扶餘族の子孫であることを示して居るのではなからうか。

中國民族は早くから遼東に入り、更に鴨綠江を渡つて朝鮮に入つた。殷の時代には、その王族の箕子が朝鮮王となつたと傳へられ、戰國時代には、燕がその方面を經略し、漢代に至つて、武帝が樂浪、臨屯、玄菟、眞番の四郡を設置した。四郡が設けられたのは、その地方に中國民族が植民したことを示すものである。後漢の桓帝靈帝の頃に韓地の穢が強盛になつて、中國の人民が多くその地方へ流入したとあるのは、その頃中國民族が南朝鮮にも混入した消息を傳へるものである。魏志には、辰韓人は秦の遺民であることを述べて、その言語が秦人の語と同一なることの證を擧げて居る。その頃、倭人が樂浪郡と交通し、又弁韓へ鐵を取りに來たとあり、又弁韓の男女は倭人と近似して居るとあるから、兩地の交通が早く開けて居たことは明かであつて、その間に中國民族もまた倭國に流入したことがあつたであらう。されば倭國の住民は、南方族、扶餘族、中國族であつて、それに原住民であつた蝦夷族が混合したものと推測せられるのである。

扶餘族は、今の滿洲の農安長春の邊に建國して扶餘國と稱したものであることは前に記して置いたが、その原住地については、後漢の王戎がその著した論衡の中に記して置いた左の記事によつて、故白鳥博士が論じたことがある。それは服部博士古稀記念論文集にある「扶餘國の始祖東明王の傳説に就いて」と題する論文である。論衡の記載は、

北夷の橐離國王の侍婢娠ることあり。王之を殺さんと欲す。婢對へて曰く、氣ありて、その大きき鷄子(たまご)の如く、天よりして下る。我故に娠ることありと。後に子を産みて、猪溷の中に捐つ。猪は口氣を以て之に嘘す。死せず。後徙して馬欄の中に置き、馬をして之を藉殺せしめんとす。馬はまた口氣を以て之に嘘す。死せず。王は疑ひて以

て天の子と爲し、その母をして收取して之を奴畜せしめ、東明と名づけて、牛馬を牧せしむ。東明は射を善くしたれば、王はその國を奪はんことを恐れて、之を殺さんと欲す。東明は走りて、南のかた掩濊水に至り、弓を以て水を撃てば、魚鼈浮びて橋となり、東明は渡ることを得て、魚鼈は解散し、追兵は渡ることを得ざりき。因りて都して扶餘に王たり。故に北夷に扶餘國あり。

としてある。故白鳥博士は、*Cakari* は黒で、今の黒龍江は漢代に黒水と呼ばれて居るから、この國名は黒龍江からその名を得たのであらうと説く。又、掩濊水といふのは、ツングース語の *amur, amur* に當つて、やはり黒龍江のことであるとする。そこで、同博士は、扶餘族の原住地は黒龍江の北に在つたと論じて居る。これは亞細亞の極北の地である。東明は朱蒙都率都慕と同一名稱で、ただ文字の當て方が異なるのである。

日本書紀では、崇神天皇の年代を漢の武帝とその次の昭帝、元帝、靈帝、成帝との年代に併行させて、西紀前九七から同三〇に亘るものとしてある。これは、武帝が朝鮮を征服して樂浪郡を置いた後、倭國内の諸國がその使を樂浪に遣したといふ漢書、後漢書、魏志等の記事によつて、それを崇神天皇の朝に外國との交渉が開かれたことに結合して、武帝の時代のこととしたからであらう。

晋の樂浪帶方二郡が失はれたのは、前記の如く、惠帝の永平元年（西北二九一）以後のことと思はれるが、それは高麗百濟の侵入によつたのである。高麗は魏の毋丘儉に攻破せられて、沃沮の地方に逃れたが、この頃舊都に復歸し、それから又四方を經略して、樂浪郡に侵入し、遂に遼東方面の慕容氏と衝突した。

慕容氏は東胡民族に屬する鮮卑の一派で、もと遼東即ち今の錦州省朝陽の方面に居たもので、その頃に於ける亞細亞大陸

の民族の大移動につれて、その活動を始めたものであつた。この大移動は匈奴民族を中心にして起つたもので、實に亞細亞から歐羅巴に亘つた大動亂であつた。慕容氏の祖は、嘗て魏が公孫淵を討伐した時、魏に屬して功があり、率義王に封ぜられ、棘城（錦州省義縣の東北）に居た。その後、晋初には慕容涉歸といふものが晋の邊境に寇し、その子廆の時になつて、大康六年（西紀二八五）には、更に扶餘を攻めて之を破つたこともある。この時、扶餘王は東に逃れて、沃沮に入つた。その翌年、扶餘王はまた晋の援助を得て舊國に歸つた。高麗が舊國に歸つたのもまた此の頃であつたかも知れぬ。晋がこれらの國を保護したのは、慕容氏を制する爲であらう。かくて、五胡の中國に侵入する時代となり、廆の子の皝が立つに及んで、その勢は漸く盛になり、咸康七年（西紀三四一）には、都を龍城（錦州省朝陽縣）に定めて、燕王と稱するに至つた。これが即ち史上に前燕と謂はれて居る國である。此年、前燕は高麗を攻めて、その都城なる丸都に侵入した。高麗王釗は單騎で逃れたが、皝は釗の父王なる利の墳墓を發掘してその死屍を載せ、並にその母と妻と珍寶とを奪ひ、男女五萬餘人を掠め、その宮殿を焚き、丸都を破毀して歸つた。翌年釗は前燕に臣と稱して朝貢した。永和二年（西紀三四六）に皝の子萇が立つに及んで、前燕の勢力は益盛になり、南侵して都を薊城（北京のこと）に移し、今の河北省の地方を次第に併呑し、遂に河南省に侵入した。

永和三年（西紀三四七）に、慕容苻は扶餘を襲つて之に克ち、その王と部衆五萬餘人とを捕虜として還つた。永和八年（西紀三五二）には、魏を滅ぼして都を鄴（河南省）に移して、皇帝の位に即いた。そして進んで洛陽を取つた。そこで高麗王釗は使を遣して恩を謝し、その方物を貢した。萇は釗を以て營州諸軍事、征東大將軍、營州刺史と爲して、樂浪公に封じ、高麗王といふ稱號は故のままたらしめた。高麗は咸康七年（西紀三四一）に前燕から大打撃を受けたが、この時全く歸

順の意を表明した。そして樂浪公に封ぜられたのである。これは、樂浪郡がこの時既に高麗の手に歸して居たことを示すものである。

樂浪郡が高麗の手に歸した時、帶方郡はまた百濟の手に歸した。それから兩國の對抗が始まつた。新羅任那の諸國が起つたのもまた此の際のことであらう。そして任那は新羅の壓迫に苦んで、援助を日本に求めたのである。されば崇神天皇の年代もまた此の際に置かねばならぬ。任那の來た年代は即ち、前述の如く、西紀二九一以後のことである。神功皇后の三韓征伐を西紀三九一とすれば、それより五代を遡つた崇神天皇を西紀二九一の邊に置くことは、一代平均約二十年を當てることとなるのであるから困難ではない。

慕容氏の前燕國の西に接しては、氐種(チベット族)の苻健が建てた秦國がある。その都は長安であつて、これを前秦又は苻秦といふ。前燕の勢力が河南省へ發展するに及んで、遂に南方の東晉と衝突し、東晉の將軍桓溫は太和四年(西紀三六九)に大舉して前燕を伐つた。前燕は大に恐れて、援を前秦に求め、洛陽附近の土地を割讓することを約束した。それで、桓溫を敗ることは出來たが、割讓の約束を果さなかつたので、却つて前秦の攻撃を受けて、洛陽を奪はれ、翌年(西紀三七〇)遂に鄴都に侵入せられて、前燕はここに滅亡した。前秦は、此の如くして、東顧の憂を絶ち、それより北方西方の諸國を滅し、黃河流域の統一を完成した。前秦の勢力は益盛大となり、大元六年(西紀三八一)には、東北及び西北方面に於る諸外國の來り通ずるもの六十二國に達した。この時の前秦王は苻堅と稱した。

前秦が前燕を滅すに及び、高麗は前秦に通じ、前燕の亡將慕容評を執へて送つた。前秦は使を高麗へ遣して、佛像佛經を贈つた。その後、高麗からは屢々使を前秦へ遣したが、百濟は日本に頼り、更に東晉に通じて、高麗に對抗しようとした。

新羅は高麗に結んで、また／＼前秦に通じた。

太元八年(西紀三八三)に、前秦は東晉を伐つたが、淝水の戰に一敗地に塗れて、苻堅は臣下に弑せられ、前秦は四分五裂した。この騒亂に乗じて、慕容垂は後燕を立て、中山(河北省定州)に都したが、その子の寶の時、鮮卑族の別種で蒙古方面から南下した後魏の拓跋珪の爲に破られ、寶は遼西へ出奔して死し、その子なる盛が、位を嗣ぎて龍城に據り、遼東方面へ發展を圖つたので、高麗の好太王との關係を惹起した。日本の大兵が好太王の即位の年(西紀三九一)に、海を渡つて新羅を伐ち、任那百濟を援けて高麗を攻めたのも、また此時のことであるが、その事は好太王の碑文に詳に記されて居る。(前章参照)これが即ち我が神功皇后の三韓征伐に相當するものであつて、日本書紀では、その年代を、三國時代の倭の女王國の頃に置いてあるが、その實は東晉時代の終に當るのである。

前秦が滅びて後、四分五裂した天下を統一したものは、蒙古から南下した拓跋氏であつて、これを後魏と稱する。高麗はこの時後魏と境を接した。宋は又、東晉に代つた。後魏と宋とは中國の本土を南北に兩分して、相對峙することとなつた。宋は次ぎて齊となり、梁となり、陳となつた。宋朝以後を南朝といひ、それに對して後魏を北朝といふ。南北朝時代の初は西紀四二〇に置かれる。これはまた宋朝の初である。この年の頃倭王讚が宋に交通したと記してあるが、それは履仲天皇に比定せられる。北朝は、その後、東魏西魏に分れ、東魏は鄴に都し、西魏は長安に都した。東魏は北齊に傳へ、西魏は後周に傳へたが、後周が更に隋に傳へた時、隋は北齊を併せ、陳を併せて、中國の全域は悉く統一された。これが、西紀五八九のことで、日本の崇峻天皇の二年に當る。この間、百濟は常に南朝に交通し、日本に結び、新羅は常に高麗に結んで、百濟と反目し、又任那に侵入して、日本と争つた。高麗は扶餘の故地を略し、南北兩朝に交通して、外交によつて均勢の維持に

努めつゝ、半島諸國を控制して居たが、隋の統一に及んでは、日本及び百濟と結んで、それに當らうとした。しかし、幾ばくもなくして、遂に隋から征伐を受けることとなつた。日本は常に南朝に交通し、統一の後には、また隋に交通した。

上述の如き大陸の狀勢の轉變は、常に半島を動搖せしめ、半島の動搖は、日本にその影響を及ぼす。この故に、吾人は更に翻つて、三國時代に於ける倭國の事情を論究するの必要を感じて來る。

倭の女王國は、その都城を耶馬臺と稱して、九州の北半を領有し、書紀によれば、之に對して、神功皇后は、その國名を大和と稱して、本州の中央に都せられる。そして、この本州の大和は、神功皇后より十四代前の神武天皇の時、西紀前六六〇に建國されたものと傳へられて居る。魏志の倭人傳に於ては、本州方面のことをば、ただ「女王國の東、海を渡ること千餘里にして、また國ありて、皆倭種なり」と記したのみである。されば、その地方の住民は、言語も風俗もあまり耶馬臺國とは異なつて居なかつたのである。その國は大和か出雲あたりに根據を有して居たものであらう。そこで、この時、神武天皇以來大八洲を統治する日本の國家が大和を都として儼存したとすれば、九州の北半を領有する倭國は、大和にある統一國家の權力を無視して、その國名を借して、大八洲の一部に割據して居ることとなる。此の如き倭國は必ず大和の朝廷から討伐せらるべき筈であるのに、魏志には全くその消息がない。それは實に大なる疑問である。

これについては、古來多くの學者の論じて居るものがあるが、本居宣長は、その馭戎愷言に於て、耶馬臺國の卑彌呼といふのは、その實は熊襲の酋長であつて、東方の大和の朝廷に叛いて、その國號を冒し、ヤマトの女王と僭稱したものと解釋し、水戸の鶴峰戊申は、襲國僞僭考といふ書を著して同様のことを論述し、故吉田東伍博士は、日韓古史斷を著して、又同様の意見を立てた。しかし、熊襲の僭稱であるといふことは、女王國の南に男王を戴く狗奴國があつて、女王國と戰爭して

居るといふ記載から見るときは、狗奴は熊襲のことと解釋されるから、それを承認することが出来ない。但し、本居吉田の諸學者は、狗奴を以て河野の對音とし、南方の男王といふことは、伊豫の河野氏であると説明するのであるが、伊豫は女王國と豊後水道を隔てた東方に在るから、この説明には無理があることと思はれる。

その間に、故内藤虎次郎博士は、耶馬臺を以て本州の大和に當て、卑彌呼を以て倭姫命に當てたが、大和は怡土から東方に在つて、南方ではなく、倭姫命は垂仁天皇の皇女で、伊勢の天照大神の齋宮となつた人で、天皇ではないから、その説は當らないのである。故白鳥庫吉博士は、之に對して、耶馬臺が九州の中に在つて、しかも熊襲ではないといふ意見を立てた。それは妥當の説であると思ふ。

耶馬臺國が熊襲でないことは、前章に述べた所によつて明瞭である。倭女王卑彌呼の時代に、大和を都とする統一國家が儼存して居たとすれば、耶馬臺は大和に叛いたもので、主として、外交上の必要から、その國號を僞借したものと考へなければならぬこととなる。その大和の統一國家は必ず帶方郡と交通して居たであらう。そして、大和と帶方郡との交通貿易は必ず耶馬臺によつて妨害せられたであらう。然るときは、大和朝廷からの征討軍が必ず差向けられねばならぬ。然るに女王國の戰つたものは南方の狗奴國であつて、東方に對しては、全く無事であつた。これは誠に不可解のことである。

九州の女王國と殆ど同一の地域に據つて、大和の朝廷に叛逆した實例は、繼體天皇二十一年（西紀五二七）に筑紫國造磐井が、火と豊との二國に據つて、皇軍に抗したことである。火は肥前肥後、豊は豊前豊後に當るものであらう。それは、新羅が任那を攻めるのによつて、任那が日本に援を乞ひ、日本では近江毛野といふ將軍に軍兵を授けて派遣したが、新羅は筑紫國造に賄賂を行つて、自國を援助させたのである。そこで、磐井は兵を起し、外は、海路をささへて、高麗、百濟、新

羅、任那諸國から大和の朝廷に来る年々の貢物船を自己の方へ誘致し、内は、任那に遣はされた近江毛野の軍を防遏させた。天皇は大伴金村、物部麁鹿火、許勢男入等に勅して、磐井を征伐せしめられた。二十二年（西紀五二八）に物部麁鹿火は磐井と筑後の御井郡（この郡の高良山が磐井の居城であつたといふ説がある）に交戦し、遂に磐井を斬つて、それを平定した。磐井は生前に、自己の墳墓を、筑後の八女郡に築いたが、それは一里四方に連つて、頗る大規模のものであつた。その高さは七丈、周りは六丈、墓田は南北各六十丈、東西各四十丈、石人石盾各六十枚あり、又、別區の方には、一つの石人が立つて居て、それを解部（裁判官）といひ、その前に一人が裸で地に伏して居て、それを盗人といふ、その側に石猪四頭があつて、賊物といふ。その處にまた、石馬三匹、石殿三間、石藏二間がある。それを官軍が破壊した殘餘が、今もなほ存在する。後世その處を人形原といふ。その豪勢は之によつて窺ふことが出来る。八女郡は女王國のあつた山門郡の隣郡である。これによれば、磐井は耶馬臺國の故地に據つたこと、推測せられる。以上の事實によつて類推すれば、若し女王國が大和の朝廷に對して謀叛したことがあつたならば、必ず官軍と戦を交へたに相違ない。そして、樂浪帶方及び南鮮諸國と大和との海上の交通を妨害したことは明かである。魏志に、此の種の消息が少しも記してないのは、その時にまだ大和の朝廷が存在しなかつたか、又は存在しても非常に微力であつたかを思はせるものである。

又、大和の朝廷の盛時に、筑紫の伊都の縣主が、朝鮮諸國の使者に對して、倭國王であると稱して、それを欺いたといふ説話も傳はつて居る。それは、日本書紀の垂仁天皇紀に見えることで、次の如き文である。

御間城天皇（崇神）の御世に、額に角ある人、一の船に乗りて、越の國の箭飯の浦に泊れり。故れ、その處を號けて角鹿（敷賀）と曰ふなり。之に問ひて曰く、何れの國の人ぞやと。對へて曰く、大加羅國王の子、名は都怒我阿羅斯等亦

の名は、于斯岐阿利叱智干岐と曰ふ。傳に、日本國に聖皇ありと聞きて、歸化し、穴門（長門）に到る。時にその國に人あり、名は伊都都比古、臣に謂ひて曰く、吾は則ち是の國の王なり、吾を除いてはまた二王なし、故に他處に往く勿れと。然るに臣つらくその人と爲りを見るに、必ず王に非ざるを知るなり。即ち更に還りぬ。道路を知らずして、島浦に留連しつゝ、北海より廻りて、出雲國を経て、此の間に至れりと。

これは崇神天皇の朝に任那の使が來た時の話である。伊都の縣主の勢力の大であつたことは魏志の倭人傳にも見えたことであるが、この時に、なほ任那の使者を欺いて、その貢物を横領しようとしたことが知られる。しかしこれは、大和の朝廷に叛旗を翻したほどの大事件ではなかつたのである。倭の女王國の場合は之とは大に異つて居る。大和からの征討軍の下るべきことは必ず免れない勢である。

前章に述べた如く、書紀の記事は、大體に於ては、事實に合はないものであつて、その中で、中國の記録にほぼ一致するのは、雄略天皇の時代から後である。そして、神功皇后の三韓征伐は、高麗の好太王の碑文によつて、西紀三九一であつたことが知られる。書紀では、神功皇后の時代を倭女王卑彌呼の時代に合せてあるが、それは訂正せねばならぬ。又、崇神天皇の時代は任那建國の時代であり、従つて百濟新羅建國の時代であるから、それは卑彌呼より後で、西紀二九一以後に置かねばならぬのである。大和の朝廷では、崇神天皇の時に、始めて四道將軍を東海北陸山陰山陽に派遣して、それらの地方を經略させたのであつて、九州方面の經略は、それより二代後の景行天皇の時であり、それもただ熊襲の征討のみで、筑紫の征討ではなかつたのである。神武天皇以後、崇神天皇以前には四方經略の説話がないから、卑彌呼の時代には、大和朝廷の威力がまだ九州に及んで居なかつたのである。然るときは、崇神天皇の時に至つて、大和の國威が再び興隆した際には、必

す筑紫の征討が舉行せられねばならぬ。然るに、崇神天皇より二代を経た景行天皇の時、始めて熊襲の征討が行はれたのみで、その間に少しも筑紫征討の事實が傳はらないのは如何なる理由に本づくのであらうか。これは充分に考究せねばならぬ問題である。

さて、卑彌呼は倭國王の名を以て中國と交通し、大和の朝廷はまた倭國王の名を以て、卑彌呼より後なる宋の時代に中國と交通して居る。されば、中國の方では、大和の朝廷を以て卑彌呼の繼承者と信じて居たに相違ない。そこで、隋書には、大和の朝廷を稱して「即ち魏志に謂ふ所の耶馬臺なり」と記して居るのである。これは、九州のヤマトが、大和の朝廷に叛いて、それに滅ぼされたものでなく、大和の朝廷が却つて九州のヤマトの後繼者ではなからうかと思はせるものである。又唐書に「日本は小國にして、倭に併せらる」と記したのは、本州の大和の地が九州のヤマトに併せられたといふ消息を漏して居るものかとも思はれる。但し、舊唐書には「日本舊小國、併倭之地」とあるが、これは前章にも述べた如く「日本はもと小國にして、倭の地に併せらる」と讀むべきものであらう。そして、崇神天皇以後に、筑紫征討の物語がないことも、また筑紫と大和との親密なる關係を示して居るものではあるまいか。されば、卑彌呼の時代には、大和の朝廷がまだ存在しなかつたと考へることが出来るであらう。

九州の地域に於て大和に反抗した國は、古事記日本書紀の記載によれば、熊襲であつて、筑紫ではない。耶馬臺は即ち筑紫の中にある。女王卑彌呼の時代に於て、筑紫に反抗して居た熊襲は、耶馬臺が本州に移轉した後も、なほその反抗を繼續して居たので、遂に景行天皇の親征を煩はしたのであらう。天皇が熊襲を平定せられた後に、筑紫の方へ巡幸せられ、八女縣、水沼縣に赴かれたことが、書紀に記してあるが、八女は耶馬臺の隣郡であり、水沼は即ち投馬國である。その説話は、

八女の縣（ヤマト）に至る。則ち前山を超えて以て南のかた粟の岬を望みたまひ、詔して曰く、その山の峯岫の重疊して、且つ美麗なることの甚しきは、若しくは神のその山に有るならんかと。時に、水沼の縣主（ミヅノ）猿（サ）大海（ウミ）奏して言ふ、女神ありて、名を八女津媛と曰ひ、常に山中に居る。かれ、八女國の名これに由つて起れりと。

であつて、少しも戦争の臭がないところの平和な説話である。これは、大和と筑紫との間の古からの關係を物語つて居るものではなからうか。仲哀天皇の西征の際には、伊都の縣主なる五十迹手が忠實なる臣下の禮を以て奉迎して居る。神功皇后が筑前國夜須郡に居た羽白熊襲といふ兇賊を誅せられ、又筑後國山門縣に居た土蜘蛛の田油津媛とその兄の夏羽とを誅せられたといふのは、後に舊都の附近に起つた匪賊のことであらうから、それを以て古を推すことは出来ぬ。

九州の耶馬臺が本州の大和に移轉したとすれば、それは何れの頃に起つたことであらうか。九州の地に於てヤマトが何年頃まで存立を續けて居たかは判明しないが、晋の武帝の泰始二年（西紀二六六）十月に倭女王が使を遣して貢獻したとあるのによれば、この年まで九州のヤマトが存立したことは明かである。この女王は魏志に卑彌呼の後に立つたと記してある臺與（トヨ）であらう。故に、この移轉は西紀二六六以後に行はれたこととせねばならぬ。然らば、この移轉は如何なる必要によつたのであらうか。

前に述べた如く、新羅百濟任那の建國は、西紀二九一以後の出來事であつて、それは東晋が樂浪帶方二郡を失つたことに關係があるものとすれば、この二郡の失陥は倭國にも大なる刺戟を與へたので、倭國でも、一層國力を強大にして半島諸國の新興勢力に對抗する必要を痛感した爲に、一時南方の敵なる熊襲を放置して、先づ本州方面を統一するの策略に出たものであらう。

大和の朝廷が九州から移轉したといふ傳説は日本にも明かに存在する。それは神武天皇が九州の日向から東征して、大和に入られたことである。しかし、それには九州のヤマトから出發されたといふことがない。天照大神の皇孫なる瓊々杵尊が日向の高千穂の峰に天降りたまひ、その後、彦火々出見尊、鸕鷀草薙不合尊の二代を経て、神武天皇となるのである。しかし説話は如何なる形にも變じ得るものである。女王卑彌呼から神武天皇までのことは大なる變形を経たものであらう。日向への天降りといふのは、筑紫のヤマトの王族が何等かの事情によつて、日向に移住したことを示して居るものではあるまいか。それは、或は狗奴國の背面を控制する爲であつたかも知れぬ。日向が熊襲の背面を控制するに適當の地であることは、景行天皇の物語に於て、天皇が熊襲征伐の爲に日向の高屋宮に六年間滞在せられたことがあるのによつても、充分に窺はれる。

書紀によれば、神武天皇は、日向から出發せられ、豊後水道を経て、豊の國の宇佐に立寄られ、更に馬關海峡を経て、筑前の岡水門（今の遠賀郡）に滞在せられた。これは筑紫の兵力と軍資とを集められる爲であらう。それから東に轉じて、今の廣島附近にある埃の宮に三月間滞留され、更に備後の福山附近にある高島宮に三年滞留せられた。これは、舟楫を備へ、兵食を蓄へられる爲だと記してあるが、また出雲方面に居た豪族を牽制される爲でもあつたであらう。そこで又、一路難波（大阪）を指して御船を進められた。さて、大阪で上陸されて、大和に向つて進撃せられたが、生駒山で強敵長髓彦の爲に沮まれ、皇兄五瀬命は流矢に中つて、終にこれが爲に薨去せられたから、更に南に轉じて、紀伊半島を廻り、熊野から十津川に沿ひて、山嶽の間を進まれ、吉野川の上流に出て、菟田の地から、大和平野に打入れ、菟田郡の魁帥なる兄猾を滅し、弟猾を歸順せしめ、又、磯城の邑の梟帥なる兄磯城を誅し、弟磯城を服従せしめ、遂に鳥見の長髓彦を攻められた。鳥見と

いふ地名は金の瓊の靈瑞があつたのに因んで、天皇が命名されたので、それより以前には長髓といふ地名であつた。長髓彦は天降つた饒速日命を奉戴して、その妹の三炊屋媛を奉つたが、饒速日命は長髓彦を殺して皇軍に歸順した。これが物部氏の先祖である。この饒速日命も天から降つたといふから、また九州から派遣された王族の一人であつたかも知れぬ。神武といふ諡號は易經にある「神武にして殺さず」といふ句によつて書紀の著作以後に、淡海三船が撰定したものであるが、従はないものを誅し従ふ者を懐けるといふ天皇の御性格を良く表現したものと思はれる。書紀には天皇の御諱を神日本磐余彦天皇と記してある。

神武天皇東征の事蹟が、その當時に出來て居た何等かの記録に本づいたものとすれば、古事記には、日向から大和までの途中に於て安藝國の多祁理の宮に七年、吉備の高島宮に八年滞在せられたと記してあり、書紀には、甲寅年の十月に日向を出發せられて、その十二月に安藝國の埃の宮に三月間滞在せられ、その翌年の三月に吉備の高島宮に入られ、ここに三年間滞在せられ、初から五年目、即ち戊午の年に、又そこを出發して難波に赴かれたと記してあるのは、大に疑ふべきことである。その他の點についても、古事記と書紀との間に往々異同がある。此の如き異同があるのは、二書共に後世に作られた物語によつたことを示して居るのであらう。然るときは、東征の記事全部に亘つて、後世の潤色があることを思はねばならぬ。たゞ九州の日向から出發されて大和へ入られたことは、説話の骨子として、二書共通であるから、信すべきものである。

神武天皇の東征の年代が、上述の如く、女王卑彌呼の年代に後れたものとすれば、本州の大和といふ國名は、この天皇の時から始まつたのであるから、卑彌呼の時には、まだ無かつたのである。天皇が討伐された大和の諸賊の居住した土地の名

はヤマトではなく、菟田、磯城、鳥見等であつた。菟田は後世の宇陀郡であり、磯城は磯城郡であり、鳥見はもと長髓といふ名であつて、又磯城郡の中にある。生駒山で皇軍を拒いだ長髓彦は居住地によつてその名を得たものであるから、若しそれがその時既に大和一國を領して居たとすれば、一般の例に従つて、その領國はまた長髓の國と呼ばれて居たであらう。従つて、神武天皇の東征の際には、大和といふ國名がまだ附けられては居なかつたのである。天皇は大和平定の後に、珍彦を倭國造とせられたと記してあるが、この倭は、大和國山邊郡にある倭郷のことで、それは、崇神天皇の時にこの地に大和の大國魂神を祀つたことから起つた郷名であるから、神武天皇の時にはまだ稱へられなかつた名である。その他には、大和の何れの部分にも、その國名の起原となつたのではないかと思はれる地名はない。されば、ヤマトといふ國名は、神武天皇の時に、初から九州の耶馬臺の名を移して、青山四周と曰はれて居る大和の全地域に附けられ、それが擴大して日本全土の名となつたと言ふことが出来るのである。書紀の神武天皇三十一年の條には、昔し伊弉諾尊が此の國を名づけて「日本は浦安國、細戈千足國、磯輪上秀眞國」と曰はれ、大國主神が玉籙内國と曰はれ、饒速日命が虚空見日本國と曰はれたと記してあり、又天皇が大和の國中を巡幸して山上から國形を觀望せられて、蜻蛉の響咕せるがごとしと仰せられたので、秋津洲と號したと記してあるが、これらは皆後世に發生した地名傳説の類であらう。故に大和といふ名稱の起原を伊弉諾尊や饒速日命に置く必要はない。

神武天皇東征の時に當つて、本州の各地に割據した豪族の主要なるものは、出雲に大國主神の子孫があり、大和に饒速日命の子孫があつた。大和の豪族は歸順して物部氏となり、又皇后として、大國主神の子なる事代主神の女なる姫蹈鞬五十鈴姫命を立てられたので、出雲の豪族との平和は成立した。そこで書紀には、神武天皇が大和國を平定せられて、橿原宮で位に即かせられた年を辛酉（西紀前六六〇）に置いて、この天皇をハツクムシラススメラミコトと稱して居る。

神武天皇東征の動機としては、書紀に同天皇の詔として、

（上略）遼遠の地、未だ玉澤に當はず、遂に邑に君あり、村に長ありて、各自ら疆を分ち、もつて相凌轢せしむ。抑も又鹽土老翁に聞くに曰く、東に美地ありて、青山四周せり。その中にまた天の磐船に乗りて飛降る者あり。余謂へらく、彼の地は、必ずまさに以て天業を恢弘し、天下に光宅するに足るべし。蓋し六合の中心か。その飛降る者とはこれ饒速日を謂ふか。何ぞ就きて之に都せざらんや。

と記してあるが、日本全島を統治するには、九州は偏在して不適當であり、大和は中央に在つて、最も適當であるからである。神武天皇によつて日本全土の統一が完成し、その兵力と物資とが皇軍の下に集められたことは、國際的には日本の國威が列國の間に振興した結果となるべきものである。後世、明治の維新によつて徳川幕府が倒れ、各自の領内に於て半獨立の政治を行つて居た三百諸侯が版籍を奉還したことによつて、全國の統一が完成し、その結果として國威が隆興したことは、神武天皇の偉業を想起せしめるものである。

神武天皇紀には、初に東征の物語があり、その結果として辛酉の年の即位の物語があり、それに次ぎて、四年甲子の皇祖天神祭祀の物語があり、又それに次ぎて大和國內巡幸のことがあり、それから七十六年に崩御せらるゝまでの間には、たゞ立皇太子の記事があるのみである。その後、綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化の八代には殆ど何等の記事もなく、たゞ皇居の地の名と、立后、立皇太子のことと山陵の名とがあるに過ぎない。その後の第十代崇神天皇の時には、大和の都から將軍を派遣して、東海、北陸、山陰、山陽四道の方面を經略され、皇女豊鋤入姫を齋宮として、從來宮中に祭

りたまひし天照大神を別宮に祭らしめられ、又種々の神を祭りたまひ、諸國に命じて船舶を造らしめ、人民に調役を課し、農事の爲に池を造り、又、任那と交通を開かれたことがある。崇神天皇にもハツクニシラスメラミコトといふ稱號があつて、ハツクニシラスメラミコトである神武天皇の偉業をば九代を隔て、恢弘された天皇である。前章に記した、雄略天皇が中國の皇帝に贈られた國書には、昔祖禰が甲冑を擯き山川を跋渉して國家建設に勞せられたことが記してあるが、その「禰」をば、崇神天皇の御名なる五十瓊殖の音を略示したものであらうかと論究して置いた。神功皇后の三韓征伐の眞年代を西紀三九一辛卯歳とすれば、それより五代以前の崇神天皇を西紀二九一以後に置くことは、一代平均二十年許となるのであるから、年代に於ては無理がない。しかし、崇神天皇より九代以前の神武天皇の東征をもこの年代に置かうとすることは頗る困難である。この九代間の年數を、若し合理的に考へて、一代三十年として計算すれば、二百七十年となり、一代二十年とすれば、百八十年となる。西紀二九一年より二百七十年前は西紀二二一年であり、百八十年前は西紀一一一年である。然るに西紀二二一年は前漢末の王莽の時代であり、一一一年は後漢の安帝の時代であつて、その頃は樂浪郡の威力が猶強盛であつて、高麗は鴨綠江の邊に據つて、中國に反抗したこともあつたが、まだ南下の勢がなく、朝鮮半島は少しも動搖して居なかつたから、倭國の方面を刺戟して大八洲統一の運動を起さしめるやうな氣運は生じて居なかつた。この間に於ては、西紀五七年に倭奴國王が後漢に交通したことがあり、又西紀一〇七年に倭面土地王帥升等が後漢に交通したことがある。これらは皆樂浪太守の仲介によつたのであらう。若しも、神武天皇の偉業が此の間に成立したとすれば、必ず後漢との交渉も開けて、その事が中國の歴史に記録せられて居たことだらうと思はれる。然るに、そのやうな事は全く見えない。されば、神武天皇の東征を西紀一世紀の頃に當てようとする事は躊躇せねばならぬ。よつて、竊に思ふに、神武崇神の二天皇は、或は

一人の天皇の二種の異稱ではなからうか。この二天皇の何れもがハツクニシラスメラミコトと呼ばれて居るのも注意すべきことである。神武天皇の事業が單に大和一州の平定で終結して居り、崇神天皇の事業が、四道將軍の派遣によつて、大和以外の平定に始まることは、疑ふべきことではあるまいか。大和一州の平定が成れば、直に四方の經略に進まれるのが、自然の順序かと思はれる。若し又、神武天皇の大和の平定を卑彌呼より以前の時代に置くときは、その後九代の間、何等の兵を動かすこともなく、九州に女王國が起つても、それを討伐する計畫もなかつた程の微力な國家となつてしまつたとは、果して信じ得べきことであらうか。又、崇神天皇の時、天照大神を宮中より分離して、齋宮をして之に奉仕せしめられたことは、神武天皇の時、なほ未だ天照大神と分離せられなかつたことを示して居るもので、神武天皇は女王卑彌呼の如き宗教的性格を有する君主であり、崇神天皇は單なる政治的君主であることを示すものであるが、神武天皇の性格は果して宗教的君主と稱すべきものであらうか。古事記、書紀の記載に於ては、それが殆ど全く判明しない。しかし、甲冑を擯し、弓矢を手挟み、山川を跋渉せられて、賊徒を誅戮せられた神武天皇は宗教的君主ではなく、政治的君主であつたであらう。然るときは、神武崇神二天皇は一人の天皇の性格及び事業を兩分せられた如き觀がある。神武天皇の御名は神日本磐余彦尊であり、崇神天皇の皇居は磯城瑞籬宮であるが、磐余もまた磯城の中の地名であるから、その間に連絡がないでもない。紀年の作者が、神功皇后と卑彌呼とを並べ、崇神天皇と漢武帝とを並べた時に、遁甲の術によつて算出した、推古天皇九年辛酉から一千二百六十年前即ち西紀六六〇辛酉に當てる爲に、神武天皇を抽出したのではなかつたかと想像せられる。そして、その空虚の期間を充實する爲に、記事の缺けて居る綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝安、孝靈、孝元、開化の八代を造設したのであらうかと思ふのである。これは實に重大なる疑問であるから、蓋に斷定すべきではない。尙大方の諸君の批判を待つのである。

る。

神武天皇の大和平定を西紀二九一以後とする時は、天照大神の御代は卑彌呼の位置に當るものとなるのではあるまいか。天照大神も卑彌呼も共に女性であり、大神を輔佐する神は男神なる高皇產靈神であり、卑彌呼を輔佐するものは男弟である。天照大神の御性格は、後に、伊勢の大神宮に奉仕せられた齋宮倭姫命の如く、又は神功皇后の如きものであらうと思はれ、卑彌呼は、鬼神の道を以て衆人を惑はすと記してあるから、これは女巫の如きものであつて、共に宗教的性格を具へた君主である。天照大神と素盞鳴尊との戦争談は卑彌呼と狗奴國の男王なる卑彌呼との戦争に似て居り、卑彌呼が大なる山陵に葬られたことは、天照大神の天岩戸隠に似て居る。卑彌呼の歿した時には、魏志に記してある風俗に従つて、群臣等は歌舞飲酒したであらうが、それは死者を蘇生せしめようとする爲であらう。そのことは天岩戸の前で諸神が歌舞したのに似て居る。又、卑彌呼の歿後に男王が立つたが、國中服せずして戦が行はれ、終に共に合議して女王を立てたので國中が治まつたといふことは、天岩戸から日神が復び現れたまうたので、諸神が皆大に悦んだといふ説話に似たところがある。要するに天岩戸の神話は日食に聯想した構成である。又、男王が立つたが國中服せなかつたといふことについて、その男王は天忍穗耳尊の位置に當るものとなるかと思ふ。忍穗耳尊は天照大神が「うけひ」によつて得られた御子で、高天原から葦原中國に降されようとせられたが、故障があつて、途中で留られたと傳へられて居るものである。徳川時代の學者の中には、高天原を以て古の皇都のこととして、或はそれを常陸國多珂郡とし、或は豊前國中津とし、或は大和とした人があつたが、以上の如き考へ方によれば、筑紫の耶馬臺は即ち高天原である。高天原とは元來天空のことを指すものであるが、遂に皇都と融合し、それと同時に、女王はその祭つて居たところの日神と融合したのである。そして、これは君主の宗教的性格にもよる。

のであるが、また中國の宇宙生成論及びそれから導かれた易の乾坤説の影響をも受けたものである。明治以來の學者の中には、高天原を日本以外の地に求めようとしたものもあつたが、それらの説は信するに足らない。卑彌呼は處女であり、天照大神にも配偶の神はない。そして天照大神の御子なる天忍穗耳尊は大神と素盞鳴尊との「うけひ」によつて生れた。それは大神が素盞鳴尊の劍を細く嚼んで吹出された時に三女神が生れ、素盞鳴尊が大神の珠を細く嚼んで吹出された時に五男神が生れ、その男神の一角天忍穗耳尊であつたのである。そこで大神はその所持品から生れた五男神を皆自身の御子と認められたといふのである。この異常なる出産神話を作つた必要は、配偶なき女性なる天照大神の後繼者に男神があつたことを説明する爲である。されば、この神話があることによつて、天照大神が女性であつたことは領會される。そして、そこに、皇統は男子によつて繼承せらるべき法則が成立する。この法則は忍穗耳尊から崇峻天皇まで、神代人代合せて三十五代引續いて行はれたが、その後女帝なる推古天皇が立たれた。然るに、男系の繼承を以て通則とする皇統の本原に、天照大神といふ女神があつたことに對して、疑を挾んだ、徳川時代の學者があつて、蘇生祖來の如きは、その擬家大連檉に於て、女帝の擁立を非難して、

(上略) 婦人が天位を踐むを得ざるは、寶訓の言にして、藏して玉府に在り、我が物部氏の世守なり。(中略) 且つ我が大破(本註に、破馭は華言倭奴國にして、此に丈夫島と言ふ)は、號を建て、丈夫の邦と曰ふ。赫々たる皇祖は璽を左にし、劍を右にし、以て天下に照臨す。其の徳は蓋しそれを日に象どる。日は太陽なり。劍は丈夫の服なり。而して豊聰は史太をして書を作らしめて、而して皇祖を女子と謂ふなり。以て我が皇祖を誣ひ、以て我が大破を雌とす。姦の自る所は、蓋し一朝一夕の故に非るなり。(下略)

と論じて居る。家の大連とは、狹生氏は物部氏の後裔であるから、家の祖先の物部守屋を指したのである。そして、豊聰耳皇子即ち聖德太子が、女帝たる推古天皇の地位を固める爲に、古傳説を製作して、男神であつた天照大神を女神としたと言つたのである。但し、オノコロジマを以て丈夫島と解したのは、宣長が批評した如く、誤である。それは自説であつて、丈夫ではない。その他、度會延經に男體考證があり、長谷川昭道に皇道述義がある。しかし、これらの學者の疑問は撤回されねばならぬ。又、近來の論者には、女神なる天照大神の有つたことを以て、日本の古代には女系繼承の時代があつた證據とするものもあるが、卑彌呼の前に男王があつたといふ魏志の記事によつて、その説は破れるのである。しかし、卑彌呼を以て天照大神の説話の基礎であらうかとする疑問は、關係する所が重大であるから、最も慎重に取扱はねばならぬ。尙、大方諸君の批判を待つのである。

古事記の本註には、崇神天皇以後の崩御の年の干支を記したものである。それは、

崇神崩	戊寅年十二月	書紀辛卯年
成務	乙卯年三月十五日	庚午年
仲哀	壬戌年六月十一日	庚辰年
應神	甲午年九月九日	庚午年
仁德	丁卯年八月十五日	己亥年
履仲	壬申年正月三日	乙巳年
反正	丁丑年七月	庚戌年

雄略	"	己巳年八月九日	"	己未年
繼體	"	丁未年四月九日	"	辛亥年
安閑	"	乙卯年三月十三日	"	乙卯年 合
敏達	"	甲辰年四月六日	"	乙巳年 一年差
用明	"	丁未年四月十五日	"	丁未年 合
崇峻	"	壬子年十一月十三日	"	壬子年 合
推古	"	戊子年三月十五日	"	戊子年 合

である。古事記の崩年を本として、書紀の崩年を正さうとする説もあるが、これも容易く取扱ふべきものではない。書紀の紀年に作爲の跡がある以上、古事記のものにも亦作爲がないと斷言することは出来ない。この崩年の干支によつて歴代を排列し、宋書に見えた倭王讃を履仲天皇とし、珍を反正とし、濟を允恭とし、興を安康とし、武を雄略として、その通交した元嘉以後の年表を造つて比較する時は、

元嘉二年 乙丑	讀遣使、書紀允恭朝	元嘉七年 庚午	古事記履仲崩
" 三 丙寅	"	" 八 辛未	"
" 四 丁卯	古事記仁德崩	" 九 壬申	"
" 五 戊辰	"	" 十 癸酉	"
" 六 己巳	"	" 十一 甲戌	"

（西紀四三〇）

元嘉 十二 乙亥	元嘉二十八 辛卯
" 十三 丙子	" 二十九 壬辰
" 十四 丁丑	" 三十 癸巳
" 十五 戊寅	孝建元年 甲午
" 十六 己卯	" 二 乙未
" 十七 庚辰	" 三 丙申
" 十八 辛巳	大明元 丁酉
" 十九 壬午	" 二 戊戌
" 二十 癸未	" 三 己亥
" 二十一 甲申	" 四 庚子
" 二十二 乙酉	" 五 辛丑
" 二十三 丙戌	" 六 壬寅
" 二十四 丁亥	" 七 癸卯
" 二十五 戊子	" 八 甲辰
" 二十六 己丑	泰始元 乙巳
" 二十七 庚寅	" 二 丙午

(西紀四四〇)

(西紀四五〇)

(西紀四六〇)

古事記反正崩

書紀允恭崩

(西紀四四〇)

書紀安康崩

濟遣使

(西紀四六〇)

興遣使

泰始 三 丁未	元徽 三 乙卯
" 四 戊申	" 四 丙辰
" 五 己酉	昇明元 丁巳
" 六 庚戌	" 二 戊午
" 七 辛亥	建元元 己未
泰豫元 壬子	" 二 庚申
元徽元 癸丑	永明 七 己巳
" 二 甲寅	古事記雄略崩

(西紀四七〇)

武遣使

書紀雄略崩

仁徳の崩年丁卯以外はみな調和する。なほ前に述べれば、應神の崩年甲午は西紀三九四に、仲哀の崩年壬戌は西紀三〇二に、成務の崩年乙卯は西紀二九五に、崇神の崩年戊寅は西紀二五八若くは西紀一九八に當ることとなる。崇神垂仁景行の三代を経て成務となるのであるから、それは西紀一九八とする方がよいであらう。しかし、前述の如く、崇神を西紀二九一以後に、仲哀の崩年を、書紀によつて、三韓征伐の年即ち西紀三九一に置けば、崇神の崩年戊寅は西紀三一八とせねばならぬ。されば仁徳以前の崩年は皆疑問となるのである。故に、古事記にある崩年を、後世に作爲されたものとすることも可能である。古事記にある崩年の年が、正確な記録に據つたものとすれば、書紀の編纂の際に、それを棄てる筈がない。書紀が棄てたといふことは、それを信じなかつたからであらう。然るときは、古事記の崩年によつて古代史を論ずることは不可能となるのである。

此の章に於て論ずる所が、或は日本建國の年代を約千年許後世に引下げることになつたとしても、決して國體を傷けることにはならないと信ずる。日本書紀に、天孫降臨以來一百七十九萬二千四百七十六歳を経て、神武天皇の東征元年となり、尙七年を経て、神武即位元年となると記してある。しかし、これまで、何人が建國以來一百八十萬年と言つたであらうか。すべての人が皆た建國以來三千年と唱へて居たのである。年數と國體とは決して混同すべきものではない。國體は法則であり、年數は事實である。年數で國體の價値が高くなるとすれば、建國以來三千年よりも、建國元年の價値は低いとせねばならぬこととなる。日本の國體は一種の哲學である。それは、大化改新の際の詔勅にも見える如く、天地の初から君臣の分が一定して居るといふことである。換言すれば、君臣の分は絶對不變であるといふことである。そして、それから萬世一系の皇統が導き出されるのである。易經には「天尊く地卑くして、乾坤定まる。卑高以て陳じ、貴賤位す」と言つてある。これは天地の初から君臣の分が一定して居ると言ふのと異なることがない。この天地の關係から推論して、君臣の關係が決定されて居るのである。これこそ日本國體の原理である。この原理は儒教から來て、建國以來皇統連綿の事實に融合した。これが貴重なるところである。聖德太子の起草せられた憲法にも、「君は則ち之を天とし、臣は則ち之を地とす」と書かれて居る。一百七十九萬二千四百七十六年とは、天地開闢以來君臨せられたといふことを、假に大なる數字を以て示されただけであるが、それを縮小して、建國以來三千年といふのは何たる不敬の言であらう。此の如き人は、自分が神武天皇即位の年を約千年程引下げ得るやうな論を出したことを咎めることが出来ないのである。君臣の分が建國以來一定不變だといふことのみが眞の國體論でなければならぬ。日本書紀が作られてから、國體が尊くなつたのではなく、國體が尊いといふことから日本書紀が作られたのである。日本書紀の記載を論評することは、決して國體を輕重するものではないのである。

天明元年（西紀一七八一）に、藤井貞幹といふ學者が著した衝口發といふ書は、中國朝鮮の歴史と比較して、日本上古史を論じたものであるが、それには、

天神七代は其名のみにして人體なし。地神五代の始めは西土の西漢の時にあたる。

神武天皇元年辛酉は、後漢宣帝の神爵二年辛酉にして、崇神天皇三十八年辛酉ならむ。然れば、周惠王十七年辛酉よりは六百年後也。此の如く、六百年減ぜざれば、三國の年紀符合せず。

神武帝のこと、勃興の地名、蠶魚に破られ、考ふべきことなし。按ずるに、御母玉依姫は、海宮豊玉彦の女なり。海宮と云ふは、琉球惠平也島を云ふ。日本紀に阿麻美島又菴美島に作る。島の東北に山あり、天孫嶽と云ふ。土人曰く、此山は上古神人降臨の地也、故に名くと。神人降臨とは、則ち彦火々出見尊のことにて、日本紀に天孫と號す。是れ太伯の裔此島に渡り、玉依姫を娶りて、神武生れ玉ひ、此地より勃興し玉ふ。

など論じて居る。本居宣長は之に反對して、鉗狂人と題する書を著したが、それは論辯が正確で、衝口發を完膚なきまでに駁撃して居る。この藤井の論は神武天皇の元年が周惠王十七年に當つて居て、その年の干支が、辛酉であることを根據として居るが、辛酉といふ歳名は根據となり得ないものである。又、後漢宣帝といふのは、前漢宣帝の誤である。神爵二年といふことは、朝鮮の歴史に、新羅の始祖の元年が宣帝の五鳳元年甲子となつて居るので、それに合せて、それより三年前の辛酉を取つただけで、この新羅の上古史にも作爲の迹がある。そしてこの作爲した新羅の始祖の年代と日本の始祖の年代とが同一であらねばならぬといふ理由はない。又、神武天皇が琉球から起つたといふことは、日本は吳太伯の後であるといふ支那の歴史の記事に引附けて、吳地に近い琉球を擇んだだけで、別に根據のある説ではない。徳川中期の學者の此種の問題

に關する立論が薄弱であることは驚くべきものである。

七、日本上古文字の有無

隋書には、「倭國に文字なく、たゞ木に刻し繩を結ぶのみ。百濟に於て佛經を求め得て、始めて文字あり」と記してある。そして齋部廣成は平安朝の初なる大同年間に古語拾遺を著して、

蓋し聞く、上古の世には、未だ文字あらず。貴賤老少、口々相傳して、前言往行、存して忘れず。

と述べて居る。これだけでも、漢字渡來以前には日本に文字が無かつたことを斷定することが出来ると思ふ。漢字が初めて渡來した年代は、漢の武帝が樂浪郡を設置した後、これと交通を始めた頃とすべきであらう。しかしそれはまだ一般に擴まつたものではなかつた。然るに、鎌倉時代に卜部懷賢が著した釋日本紀には、その先師の説を引いて、

漢字の我が朝に傳來するは應神天皇の御宇なり。和字（假名のこと）に於ては、その起りは神代に在るべきか。龜卜の術は、神代より起れり。日本紀の一書の説に、陰陽二神が蛭兒を生みましし時、天の神は太占を以て之を卜し、乃ち時日を卜定して降したまふ。文字なければ、豈に卜を爲すべけんや。作者の事の濫觴の、神代に在るべき者は、幽玄にして測り難し。伊呂波は弘法大師所作の由、申傳ふるか。これは昔より傳來の和字を伊呂波に作成せらるゝの起りなり。と記して居るが、神代に太占があつたといふことを文字のあつた證據としたのは言語と文字とを混同した誤であり、又和字即ち平假名の本源は神代にあつたといふのは首肯しかねる。同書には又、前記の文の續きに、師の言を引いて、

大藏省の御書の中に、肥人の字六七枚許あり。先帝は御書所に於て、その字を寫さしめたまふ。皆假名を用ひたり。或はその字未だ明かならず、或は「乃」「川」等の字をば明かに之を見る。若しくは、彼を以て假名の始となすべきか。と記して居るが、これは肥人の字に「の」「つ」に似たものがあるといふことによつて、それを平假名的一種と見て、弘法大師が伊呂波を造つた以前に出來て居たものと疑つたので、平假名片假名が漢字の草書を略し、又は楷書の一部分を取つたものである以上、漢字渡來以前の文字と見ることは出来ない。

然るに江戸時代に及んで、四代將軍家綱の頃、延寶年間に、先代舊事本紀大成經といふ大偽書を作つたものがある。それはこの時代に於ける神道興隆の氣運に乗じたのである。この書は昔聖德太子が作られた先代舊事本紀の名を以て平安朝の頃に偽作された十卷の書を本として、それに多くの添加を施して七十二卷とし、それを太子の眞本としたもので、上州館林の廣濟寺の僧潮音と志摩の伊雜宮の神主永野采女とが共謀して製作し、江戸の豊島屋惣兵衛といふものが延寶七年（西紀一六七九）にそれを出版したのであつたが、書中に伊雜宮を伊勢の内宮外宮よりも貴くしようとする企が含まれて居るので、伊勢からの訴により、天和元年（西紀一六八一）に書の頒布を禁止せられ、版木は燒棄せられ、著者と出版者とは嚴罰に處せられたのである。その卷第十に、

天照大神詔して曰はく、（中略）次に四十七言を以て、詔して大己貴尊に告げたまふ。その靈句に曰く、人含道善命報名親子倫元因心顯煉忍君主豊位私盜勿男田畠村女蠶績織家饒榮理宜照法守進惡攻撰欲我刪、是の如く宣るに依りて、大己貴尊は天八意命と意を同じくして、是の言を以て神代文字を造り、是の四十七字を以て、通連して萬言句を作る。是れ神教萬文其の法の元なり。一

とある。家を「エ」に、撰を「エ」に當てゝあるが、それは誤である。家に「へ」と振假名してあるが、宜（ムベ）があるから、それは刻版の過失であらう。又撰（エラブ）を「エ」に當てたのも誤である。大神の詔に假名遣の相違があらうとは思はれない。織（オル）は男と重複して居るから、「オ」と改むべきであらう。これが神代文字論の起原であるが、四十七音を出しただけで、その字形は少しも出してなかつた。四十七個の異つた漢字を出したのは、中國の千字文の故智に倣つたものゝ如くである。

大成經は禁絶せられたが、その書が往々秘藏されて居たので、それを讀んだものもあつた。寶曆十四年（西紀一七六四）に至つて、尾張の八事山興正寺の諦忍といふ僧が以呂波問辨といふ著書を出版して、この大成經の文を引いて、神代文字が有つたことを論じた。そして、四十七言の漢字を次の如くに讀んだ。

人	含	道	善	命	報	名	親	兒	倫	元	因	心	顯	錄	忍	君	主
豐	位	臣	私	盜	勿	男	田	昌	孖	女	蠶	績	織	家	饒	榮	理
宜	照	法	守	進	惡	攻	絶	欲	我	刪							

前の「撰」の代りに「絶」が入つて居るのは如何なる理由か判明しない。此の如くするとき、天照大神四十七言は、多くの言語を集めて、それらの中から一音づゝを取つたのである。諦忍は神代文字については一物の證據も提出せず、又ヒフミ等の神言に對して人含道等の漢字を當てた人を聖德太子として居るが、それは大成經の偽作者が先づ四十七個の異つた漢字を排列して、その訓の中から、任意に一音づゝ、重複しないやうに拔出して、それを神言としたことゝ思はれる。そこに言語と文字との混同がある。弘法大師の作といはれる以呂波歌ならば、讀んで直に諸行無常の意義が判るが、ヒフミでは全く

何のことやら判らない。作者の意志が教訓的のものを造ることに働いて、このやうな無理なものを作つたのである。諦忍は以呂波問辨の結語として、

この四十七言は聊爾のことに非ず。儒道も神道も佛道も醫道も漏るゝ事なし。世の教化の訓、これにて盡きたり。まことに甚深微妙不可思議の妙語なり。深く尊重珍敬すべし。

と言つて居る。この書著作の目的は教訓であつて、神代文字を彰す爲ではなかつた。

これより先、新井白石は、正徳元年（西紀一七一）に朝鮮の使が來た時に應接して筆談した中に、日本には古の中國の竹簡漆書があることを談つて居る。それは出雲の大社や尾張の熱田の大神宮にあるといふのである。しかしそれは事實ではなかつた。英雄人を欺くといふのであらう。

以呂波問辨に對して、同國の人、道樂庵敬雄といふ僧が神國神字辨といふ駁論を書いて、我國の太古に文字があつたとすれば、どこかに少しでも残つて居るべきに、それが全くなく、諦忍の書にも、その寫をさへ載せて居ないのが怪しいと言つた。そこで又、諦忍は神國神字辨といふ書を著して、此度は鎌倉の鶴ヶ岡八幡宮にあるといふ文字の寫を載せて、神代の神字が儼然として名山靈窟に存在せり、汝の如き井蛙の輩の知る所にあらずと、大氣焰を揚げた。それより以來、鶴ヶ岡にあると言つた文字に類したものを、何れよりか取出しては、それを神代文字の證據として書を著すものが多くなつた。伴信友は、それらを以て、朝鮮の諺文を似せたものであると論じたが、平田篤胤はそれを神代のものであるとして、その朝鮮の文字と似て居るのは、神代文字が朝鮮へ傳はつて諺文の本源となつたからであると主張した。篤胤はこれによつて神字日文傳といふ書二卷を著して、その中に、各所から出た神代文字の寫を載せた。それは十三種あつて、全く諺文と同一のもの

と、又それを草書體に崩して平假名の形に似せたものがある。そして排列の順序はヒフミからホレケまでとなつて居て、舊事大成經と同一である。諺文は後小松天皇即位の年（西紀一三九二）に建國した李氏の朝鮮國の第三世、世宗大王（一四一八—一四五〇）が自ら定めて施行したもので、母音と子音とを結合して書く所のアルファベット式の音標文字である。これは中國の元朝の八思巴文字から脱化したものと思はれるので、八思巴文字はまた西藏文字を漢字式に取扱つたものである。この西藏文字はサンスクリットから轉化したものである。諺文が日本から朝鮮へ傳はつたといふ篤胤の論は獨斷で無理である。それは曆法が大國主神の製作で、それが中國へ傳はつたといふ論と同型である。信友がそれに従はなかつたのは、さすがに學者的良心を具へて居た。但し、諺文から神代文字を造つて、各所の宮に納めたのは、大成經の著者から始まつたのかも知れぬ。

神字日文傳に載せた神代文字の傳來は、

- 一、下總國人大中臣正幸傳之。
- 二、對馬國卜部阿比留中務傳之。
- 三、出雲國大社所傳。
- 四、聖德皇儲所寫也。和州法隆寺庫中所藏也。
- 五、四娟堂所寫。
- 六、神祇伯王殿御家之所傳。
- 七、周防國玖珂郡柱野浦賀茂大明神社之神主桑原播磨守藤原爲重傳書。出雲北島式文所授。

八、綿向神社主紀其所傳（近江國蒲生郡）。

九、大和國三輪神庫所藏。

十、從吉田祠官傳授之、卜部家所傳云、或は云ふ、阿波國名方郡大宮神社之所傳。

十一、鶴ヶ岡八幡宮庫中。

十二、鹿島神宮所藏。

十三、越後國彌彦神社所藏。

であるが、それらには、文章に綴つたものは一もなく、或は五十音圖の如く、或はいろは歌の如くヒフミより始めて、ホレケまで連ねたものである。文字の實用は事を記して文章を作ることであるのに、ただ字母の排列の表のみが傳はつて居るのには怪むべきである。

江戸時代以來神代文字と稱するものは大抵この朝鮮の諺文の變形であるが、明治の初に於て別に又一種の上古文字が世に出た。それは神代史を特異の文字で記録した上記（ウヘツブミ）と題する古寫本の發見である。それは筑前國大野郡に住む宗像氏に昔から傳へたものと稱せられ、源賴朝の二男大友能直がそれを寫して自序を添へたものである。然るにこの書は明治六年九月の洪水に流失したが、他の寫本が又、明治七年三月に、豊後國海部郡臼杵の大友氏の家から發見された。それを幸松葉枝尺といふ人が更に寫取つて、東京の大教院へ献納したので、教部省では學者に命じてそれを翻譯せしめて出版した。然るにその記事の眞偽に議論があつて、その書は終に禁止されてしまつた。この上記の著述に用ひた文字は一種の假名であつて、能直の自序には、八意思兼命の製作と説かれて居る。それは口を種々に開いた形を以て母音アイウエヲを示し、

尙ほ五十猛命がカキクケコ以下を種々の繪文字を以て示したといふのである。例へば田の繪でタを、乳の繪でチを、手の繪でテを、戸の繪でトを、魚の繪でナを、木葉の繪でハを、矢の繪でヤを示すが如きである。そしてこの假名を形假名と稱して居る。字形から見れば、片假名の原形らしいものが多くある。アイウエオとしないでアイウエフとしたのは批難を免れない。しかしこの自序の文體は江戸時代の國文家が書いたと思はれる擬古文であるから、信することが出来ない。この神代文字もまた或は大成經以來、世に神代文字の説がやかましくなるにつれて、何人かが案出した副産物であらう。片假名は漢字の一部分を取つたものであるから、この繪文字を片假名の原形とするのは虚偽である。

要するに後世に謂ふ所の神代文字は皆偽作であつて、上古に文字が無かつたとするのが正しいのである。

日本の平假名が萬葉假名の草書を略したものであり、片假名が萬葉假名の字畫の一部分を取つたものであることは、徳川時代の伴信友などの研究によつて既に明かにされて居る。我國の現代文は漢字の間に假名を交へたものであるから、漢字は即ち國字と言つてもよい。我國の現代語には漢語が多く用ひられて居るから、漢語は即ち國語と言つてもよい。従つて、漢文は即ち國文と言つてもよく、漢學は即ち國學と言つてもよい。聖徳太子の創立せられて、日本書紀に至つて完成した日本學は即ち漢學の一種と稱すべきものである。これについては、尙後章に詳述しようと思ふ。

八、日本に於ける學問の黎明と文字

學問は文字によつて發達するものである。文字の無いところにも見聞はあるが、それは學問の基礎となり、萌芽となるだ

けのものである。見聞が文字によつて記録されて、書籍となつた時に、眞の學問は出發するものである。單に言語のみよるところの神話や傳説は、書籍以前の原始的學問である。これを口碑といふのである。日本には漢字漢文の渡來以前に、文字が無かつたのであるから、まだ眞の學問がなかつた。奈良朝の時に、上古からのことを記録した古事記や日本書紀にある思想は、漢學がその渡來以前の神話や傳説に作用したことによつて成立したものである。故に日本に於ける最初の學問は漢學であり、最初の學者は、朝鮮を経由して來た中國人であつたのである。應神天皇の時に來た王仁は即ち日本に於ける學問の祖といはねばならぬ。

日本書紀によれば、應神天皇の十五年（西紀二八四）の八月に、百濟王が阿直岐を我國に遣して良馬二匹を貢せしめた。この阿直岐が漢學に通じて居た人であつたから、皇太子菟道稚郎子が此の人に就いて學ばれた。そこで天皇が、百濟には汝に勝る博士があるかと尋ねられたところ、阿直岐が、王仁といふものがあつて、最も秀でたものであると答へた。依て荒田別と巫別とに敎して、王仁を招きに、百濟へ往かしめられた。王仁は十六年（西紀二八五）の二月に我國に來た。稚郎子皇太子はそれを師として、諸の典籍を學ばれて、よく通達された。阿直岐の子孫は日本に歸化して阿直岐史と稱し、王仁の子孫もまた歸化して書首と稱した。阿直岐史も書首も皆記録の官として朝廷に奉仕した。しかし、この年代は訂正せねばならぬ。

古事記にある傳説は、書紀のものとは多少の相違がある。それは、百濟の照古王が牡馬一疋を阿知吉師に附けて貢上させた。又、百濟にもし賢き人あらば貢上せよと仰せられたところ、和邇吉師を送つて來た。この時、論語十卷千字文一卷を、この人に附けて貢進したといふのである。照古王とは、朝鮮の歴史によれば、近肖古王のことで、その年代は、西紀三四六

から三七四に亘つて居る。これは、應神天皇の年代が西紀三九一以後であるといふ先の推定には合はない。しかし又、この王の時に、百濟には初めて博士の官が置かれ、又初めて文字を用いたとあるから、古事記の傳説は、百濟で學問を始めた最初の王の名に係けたのであらう。近肖古王の子を近仇首王といふ。王仁の來たのをこの近仇首王の時のこととする説も續日本紀にある。されば王仁を貢進した百濟王の名は正確なことが傳はつて居なかつたのである。論語を貢進したのは疑ふべきことがないが、千字文については疑がある。この書は、梁の武帝の世に周興嗣が作つたものであるから、その著作年代は西紀五〇二から五四九までに置かねばならぬ。それを王仁が貢進した筈はない。これは、後に日本に渡つた書ではあるが、廣く用ひられた著名なものであるから、その傳來をば、遡つて王仁の名に托したものであらう。傳説といふものが、史實から離れて行くことは、この一例によつても知られるのである。論語は儒教の經典で、孔子の言行を録したものであるから、儒教はこの時から我國に入つたのである。故に日本の學問は論語から始まつたと言ふべきである。

又、書紀の本文には、王仁の來た年の條に「この年、百濟の阿花王薨す」とある。朝鮮の歴史には、阿花といふ王はないが阿華王といふのがあるから、阿花は阿華のことであらう。阿花は阿華で、華は或は華の誤寫であるかも知れぬ。この王の薨じた年は西紀四〇四となつて居る。この年は應神天皇の十六年（西紀二八五）から、百十九年下つたところである。阿華王は近肖古王より四代の後の王である。書紀の年代に種々の矛盾を含んで居ることは、之によつても知られる。

書紀によれば、王仁の後に、應神天皇の二十年（西紀二八九）に、倭の漢直の祖なる阿知使主とその子なる都加使主とが、己の黨類十七縣を擧げて歸化した。これは東史部と稱して、記録の職を以て朝廷に事へた。雄略天皇の時、南朝へ使した檜隈博徳はその後裔である。東史部に對して、王仁の子孫は西史部と稱し、二部を合して東西史部と稱せられた。

阿知使主の經歷については、續日本紀にある坂上刈田麻呂（阿知使主の後裔で、坂上田村麻呂の父）の上表に、

臣等は本是れ後漢の靈帝の曾孫なる阿智王の後なり。漢の祚が魏に遷りしとき、阿智王は神牛の教により、出で、帝方に行きしが、忽ち寶帶の瑞を得て、その像は宮城に似たり。受けて國邑を建て、その人庶を育せり。後、父兄を召して告げて曰く、吾れ聞く、東國に聖主あり、何ぞ歸從せざらんや、若し久しく此處に居らば、恐らくは覆滅を取らんと。即ち女弟迂興徳及び七姓氏を携へて、歸化して來朝せり。これ則ち譽田天皇（應神）天下を治めたまひし、御世なり。是に於て阿智王奏請して曰く、臣はもと帝方に居りて、人民男女、皆才藝あり。近ごろ百濟高麗の間に寓して、心は猶豫を懐けども、未だ去就を知らず。伏して願はくは、天恩使を遣して追ひて之を召さんことを。乃ち臣八腹氏を遣はし、頭を分ちて發遣す。その人男女落を擧げて、使に隨つて盡く來り、永く公民となり、年を積み、代を累ね、以て今に至れり。今諸國に在る漢人も、亦是れその後なり。臣刈田麻呂等、先祖の王族を失ひ、下人の卑姓を蒙る。望み請ふらくは、忌寸を改めて、宿禰の姓を賜はるを蒙らんことを。云々と。詔して之を許し、姓宿禰を賜ふ。

とあるのによつて、その中國民族であつたことが知られる。又王仁の先祖については、同じく續日本紀に、

延暦十一年四月、文忌寸最弟、武生連眞象等言す。勅ありて、その本系を貢せしむ。最弟等云ふ、漢の高帝の後を鸞と曰ふ。鸞の後の王狗、轉じて百濟に至る。百濟の久素王（近肖古王の子なる近仇首王のこと）の時、聖朝使を遣して、文人を徵召す。久素王乃ち狗の孫王仁を以て貢す。これ文、武生等の祖なり。云々。

とあるから、この人もまた中國民族である。

古語拾遺には、

八、日本に於ける學問の黎明と文字

輕島豊明の朝（應神）に至りて、百濟王は博士王仁を貢せり。これ河内文首の始祖なり。秦公の祖弓月は百二十縣の民を率ひて歸化し、漢直の祖阿知使主は十七縣の民を率ひて來朝す。秦漢百濟の内附の民は、各々萬を以て計ふ。褒賞すべきに足れり。皆その祠あれども、皆幣の例に預らざるなり。後の磐余稚櫻の朝（履仲）に至りて、三韓の貢獻は、奕世絶ゆることなく、瘡藏の傍に、更に内藏を建て、官物を分收す。仍りて阿知使主と百濟の博士王仁とをして、その出納を記せしめ、始めて更に藏部を定む。長谷朝倉の朝（雄略）に至りて、秦氏分散し、他族に寄隸す。秦酒公進み仕へて寵を蒙る。詔して秦氏を聚めて、酒公に賜ひ、仍りて百八十種の勝部を率ひ領し、蠶織の貢調は、庭中に充積せり。因りて姓を宇豆麻佐と賜ふ。これよりして後、諸國の貢調は、年々盈溢せり。更に大藏を立て、蘇我滿智宿禰をして、三藏を檢校せしむ。秦氏は其の物を出納し、東西文氏、其の簿に勸録す。云々。

とある。これによれば、王仁の子孫も、阿知使主の子孫も皆史として、朝廷の記録を掌つたのである。乃至すべての史とするものは、皆記録に關係したもので、それらは殆ど皆中國人である。そして蘇我氏はこれらの歸化人を統括して居た。この時代に於ては、漢字漢文を取扱ふことは、中國人の専門的職業であつた。そして、蘇我氏は最も親しく大陸の文化に接觸したのである。

文字を取扱ふ専門の職業を有する中國人に對して、在來の倭人は皆一種の封建制度の下にある武人であつた。大臣大連は中央の大官として、又征伐の際の將軍となり、國造縣主は地方を治めると共に、兵馬の事に携はつて居た。ここに文武の著しい離隔があつた。武人の中にも、また稀には學問を好んだ人もあつたであらう。その状態は武家時代の武士の生活から類推されるやうである。武士は弓馬刀槍の技を學ぶことに努力したけれども、上層の武士で讀書を好んだものは極めて稀であつた。昔の史に似た地位に居るものは祐筆又は勘定役と稱するもので、武士の間には入れられたけれども、その階級に於ては、下位に屬するものとして輕蔑されて居た。上古に於てもまた同様であつたであらう。それ故、上古に於て學問を好んだ人としては、ただ稚郎子皇子のことが傳へられて居るのみで、その他には一人もなかつた。稚郎子皇子は、書紀によれば、高麗王が使を遣して朝貢した時に上表したことがあつたが、その表には「高麗王日本國に教ふ」と書いてあつた。皇子はそれを讀んでその無禮を怒りたまひ、高麗の使を責めて、その上表を破棄せられた。この説話の中に「日本」といふ文字を出して居るのは、勿論後世の潤色であるが、當時に於て漢文を學ぶことは、外交上に必要であつたことが知られる。

漢文漢字の渡來當時に於ける漢文使用の目的は（一）記録（二）外交であつて、その上にまた（三）教養上の意義も加はつたのであらう。單に儒學の傳來とのみ見るべきものではなかつたのである。

仁徳天皇は稚郎子皇子の兄君として御父應神天皇の跡を繼がれた方で、仁政を施された事は

高き屋に登りて見ればけむり立つ民のかまどは賑ひにけり

の歌で有名であり、書紀には、この天皇の詔として「それ天の君を立つることは、これ百姓の爲なり。然れば則ち君は百姓を以て本と爲す。是を以て、古の聖王は、一人も飢を憂ふれば、顧みて身を賣む。今百姓貧しきは、則ち朕が貧しきなり。百姓富みなば、則ち朕が富なり。未だ百姓富みて君の貧しきことあらず」と仰せられたと記してある。後世の漢學者はこれを以て、仁徳天皇は儒教を學びたまひ、能く論語の精神を得られた結果と論じて居る。自分は、儒教渡來以前に於て、日本人は仁政を施すといふ思想を持たなかつたとは思はないが、これは、論語を讀まれ、また王仁などから儒教のことを聞かれ

た結果でなかつたと斷言することも出来ない。

王仁や阿知使主は儒教の經典や諸子百家の書や、歴史の書や、文字の書などを多く持來したと思はれる。史となるものは博識を必要とするから、史部の一族はまたそれらの書を學修したであらう。そしてその智識は上層の武人等にも傳へられたであらう。そこで從來の神話や傳説の中に、それらの智識が加味せられたであらう。日本人の學問好きなものも、また書物を讀んだであらう。ここに日本の學問が成立して來たであらう。

履仲天皇の時には「始めて諸國に國史を置き、言事を記して、四方の志を達せり」とある。「志」は記録の意義である。これは諸國に、その國に屬する史官を置いて、記録を掌らせたといふことである。これらの史は、思ふに東西史部の人々であつて、智識を地方に普及するに功があつたものであらう。

阿知使主都加使主が中國の南朝に使用して、織縫の工女を連れて歸朝し、我國の織縫を開發したことがある。宋書に元嘉二年（西紀四〇三）に、倭王讚の使として司馬曹達が來たとあるのは、或はこの人のことであらう。又、履仲天皇が即位の前に仲皇子の亂があつた時、阿知使主は平群木鬼、物部大前と共に天皇を諫めたことがあるが、歸化の史部も亦政治上に相當の位置を有して居たことが知られる。雄略天皇の時、宋朝の天子に贈られた上表は史部の作と思はれるが、立派な漢文で書いてあるのは、その國の史部の學力が侮るべからざるものであつたことを示すものである。

されど、史部の學問は年を追つて低落して來た。繼體天皇の時、百濟から五經博士段楊爾を召され、又之に代つて、同じく漢高安茂を召されたのは、史部を教育する爲であつたであらう。次で欽明天皇の時には、その十三年に百濟王聖明が佛像經論を獻じ、十四年には、百濟に對して、易博士、曆博士、醫博士等を代番に貢上することを命ぜられた。同年に、歸化人

の子孫なる王辰爾に命じて船賦を錄せしめることがあるが、これは外國から着いた船を點檢して、その貨物を朝廷に納めさせるところの記録を作らせたので、王辰爾はその功によつて、船史フナノリの姓を賜はつた。これより以後、船史の一族は大に任用せられた。これは從來の東西史部が無能になつたことを物語るものであらう。敏達天皇の元年、高麗國の使が上表を持參した時、東西史部の人々を召して、それを解讀せしめられたが、三日の間に讀み得たものがなかつたのに、王辰爾はよくそれを讀譯したので、賞せられたことがある。この時の上表は烏の羽に墨で書いてあつたので、一同それを讀み得ず、王辰爾が羽に飯を炊く時に立ち上る蒸氣を當て、それを白絹に印して讀んだと傳へられて居るが、それは單なる説話であらう。王辰爾は百濟の仇首王の王子辰孫王の後裔と傳へられ、辰孫王は王仁と混同された傳説を有して居るが、それは疑ふべきものとしても、純粹の日本人の血統でなかつたことは疑を要せない。歸化人の子孫以外の日本人が漢學を修めたことは、この天皇の頃迄の間には、少しも傳はつて居ない。學問は全く歸化人の家の専門の職業であつたのである。

九、儒教とは何ぞや

儒教の傳來を説いて、ここに儒教の如何なるものを説明する必要がある。

儒教が中國の國教として、倫理と政治との標準となつたのは西紀前百年の前後に亘る漢の武帝の時代からである。そして此の教は多少の消長があつたに拘らず、間斷なくその勢力を持續して、今より約三十五年前なる清朝滅亡の時までに及んだ。その後は民國の三民主義によつて一旦は排斥せられたけれども、更に儒教を三民主義に融合しようとする運動も起つ

て、大總統は三民主義の首唱者孫中山に配して、儒教の始祖なる孔子をも祭ることとなり、その餘勢は尙今日に存續して居るのである。

儒教を創始した人は武帝から約四百年以前の春秋時代に出た孔子（西紀前五五一—四七九）である。孔子は、名をば丘といひ、字をば仲尼といつて、古帝王なる堯舜禹湯文武周公の道を祖述したと謂はれて居るから、儒教は既に孔子よりも約二千年以前に於て、中國に行はれたものゝ如くにも思はれるけれども、孔子以前の古代の聖人の政教といふことは、或は儒家の理想の反映ではなかつたかとも疑はれる。孔子は戰國時代の孟子によつて私淑され、孟子は孔子を以て、上古以來最大の聖人と推尊して、孔子の道を天下に宣傳するを以てその任としたのであるから、孔子の道もまた孟子の理想によつて潤色されたものであつたかも知れぬ。自分が中國古代の天文曆法及びその原理として立てられた陰陽五行説の研究の結果によつて批判する所では、それらは皆戰國時代即ち西紀前四世紀に西方亞細亞の古代學術の影響を受けて成立したものであつて、それらの智識を含んで居る儒教の經典なる易經、詩經、書經、禮記、春秋の五經は、孔子の著述と稱せられては居るけれども、その實は或は孟子の手を経たものであつて、孟子が眞の儒教の始祖であつたかも知れぬ。論語は孔子がその門人等及びその時代の人々と問答した言語を編纂したものであつて、その著作の年代は、或は孟子及び孟子に反對した荀子の後であつて、漢代の初まで下るものかとも思はれる。

孔子の當時に於ける中國の狀勢は、王室の勢力が微弱であつて、大諸侯が各々自國の富強を謀り、小諸侯がその間に居て、彼に従ひ、此に従ひ、時々大諸侯の中から、武力を用ひる覇者が現はれて、他の諸侯の上に權威を振ふことがあり、春秋時代には五人の覇者が數へられて居り、諸侯の國內にも下剋上の風が甚しく、言はゞ亂世の有様であつたから、孔子を用ひて政治と教育とを改良しようとする諸侯は殆ど一人もなく、偶々その生れた魯國で孔子を用ひたことがあつたが、その大臣の權力を縮小して、魯公の中央集權を立て、それによつて人民の幸福を謀らうとする改革が成功しないで、遂に國外に流寓すること十三年といふ運命に陥つた。

孔子は西紀前四七九に、七十三歳で歿したが、晩年には志を政治に絶ち、専ら後進の教育に努力した。孔子の教は天即ち上帝を畏敬することによつて、各人が生來上帝から附與せられた仁義禮智忠信孝悌の良心を發揮し、それによつて君臣父子夫婦兄弟朋友の人倫の間に處する自身の行爲を修め、又それを政治の上に推及して、人民の幸福を謀るにある。その結果は道德的社會の實現であり、その方法としては禮法と音樂とを特に重要なものとする。他の宗教に於ては、寺院又は教會によつて行ふところを、儒教では政治機關と學校とによつて行はうとするのである。帝王は大教主であつて、上帝の子であり、上帝の意思を奉ずるものである。故にそれを「天子」と呼ぶのである。上帝を祭るのは天子の特權である。天子は君であると共に師である。人民は天子の教化と政治とによつて道德的生活を完くすることが出来るのである。故に天子は最高最大の人格を所有せねばならぬのである。

儒教では、天帝の意思が、人民の總意の上に現はれるものとする。これは人の良心がその本原を天帝に有するといふ思想に本づく。この思想によれば、天意は民心と一致するものとなるのである。書經にある「天の聰明は我が民によりて聰明に天の明畏は我が民によりて明威なり」といふのが、それである。書經には、天子が徳を失つて虐政を行へば、人民の心は離畔し、天罰を受けて王位を失ふといふ思想を以て一貫して居る。これは主權が天帝に在るといふことで、天意は即ち民心であるから、西洋の民主主義の精神と一致するものである。孟子はこの思想を大に強調して説いて居る。そこで、現代の民

國の學者の中には、孟子を以て中國に於ける民主主義の始祖と論ずるものがある。この孟子の年代が、西洋で初めて民主主義のことを論じたアリストテレスの年代と殆ど同一であつて、何れも、西紀前四世紀に活動したことは、興味ある事實である。

孟子の時代には楊朱と墨翟との思想が流行して居た。孟子はこの二思想を批判して、儒教を宣揚しようとした。その批判の言葉には、

聖王作らず、諸侯放恣にして、處士橫議し、楊朱墨翟の言は天下に盈てり。天下の言は、楊に歸せざれば、則ち墨に歸す。楊氏は我が爲にす。これ君を無するなり。墨氏は兼ね愛す。これ父を無するなり。父を無し君を無するは、これ禽獸なり。公明儀曰く、庖に肥肉あり、既に肥馬ありて、民に飢色あり、野に餓卒あるは、これ獸を率ゐて人を食はしむるなりと。楊墨の道息まされば、孔子の道著れず。これ邪説が民を誣ひて、仁義を充塞すればなり。仁義充塞すれば、則ち獸を率ゐて人を食はしむるのみならんや、人將に相食まんとす。

といひ、又

楊子は我が爲にするを取り、一毛を抜きて天下を利するも、爲さざるなり。墨子は兼ね愛し、頂を摩して踵に放りても天下を利すれば之を爲す。

といひ、又

墨を逃るれば必ず楊に歸し、楊を逃るれば必ず儒に歸す。歸すればここに之を受けんのみ。今の楊墨と辯ずる者は放れたる豚を追ふが如し。既にその莖に入れば、又從ひて之を招ぐ。

といつて居る。楊子が我が爲にするとは、自分さへよければそれでよいといふのであつて、個人主義である。墨子が兼ね愛すとは、すべての人を愛し、すべての人の爲にするといふのであつて、社會主義である。孟子がこの二主義を排斥する立場は家族主義であり、人倫主義である。これが即ち儒教主義である。楊子はたとひ世界の爲にならうとも、自分の身の毛は一本も抜かないといふ主義である。墨子は世界の人の爲になることなら、自分の頭の毛から足の毛までも盡く抜いて差出すといふ主義である。楊子墨子はこの思想を以て世界を救はうとするのであつた。楊子は人の世話をしないと云ふのであるから、自分も人の世話にはならないのである。自分の満足を求めるだけで、人の害をしないと云ふのである。墨子は人の世話をするから、自分も人の世話になるのである。人に頼まれたら、命を捨ててもかまはないといふ俠客的のところがある。墨子はこの思想から、勤勞と節儉とを奨励し、奢侈を却け、婚禮葬禮を鄭重にすることを嫌ひ、音樂までも排斥した。人の世話もせず、人の世話にもならなければ、自給自足で行くのであり、寄附もせず、租税も納めず、勿論兵役にも出ない。孟子は、それを以て國家を認めないものとして、君主を無視するものと批評した。あらゆる人の世話をするといへば、肉親の者を棄てても他人の世話をする事になる。孟子はそれを以て父母を無視するものと批評した。墨子は愛に差等がないといふから、孟子は此の如く批評したのである。この二つの思想が起つたのは、戰國時代の諸國王が各々自國の富強を謀つて、人民の生活を困窮せしめたのに原因して居ることが知られる。孟子はこの二者の中庸を取つて、家族を認め、他人の父母よりも自分の父母を特別に愛せねばならぬとした。そして又、國家を重んぜねばならぬとした。そして、孝と忠とを力説した。そこで五倫といふものを擧げて、父子、君臣、夫婦、長幼、(兄弟)、朋友の道德を説き、楊子墨子を極力排斥した。しかし又楊墨兩思想の長所を自己の中に抱容したのである。

孟子は國君に對して、富強を謀るよりも仁義を重んぜよと言つた。梁の惠王が、孟子の來た時に「老先生が千里を遠しとせずして來たのは、吾が國の利益を謀らうとするのか」と問ひかけたが、孟子は答へて「王は何ぞ必ずしも利を曰はん。また仁義あるのみ。王は何を以て吾が國を利せんと曰ひ、大夫は何を以て吾が家を利せんと曰ひ、士庶人は何を以て吾が身を利せんと曰ひ、上下交、利を征れば、國は危し。萬乘の國にして、その君を弑する者は、必ず千乘の家なり。千乘の國にして、その君を弑する者は、必ず百乘の家なり。萬に千を取り、千に百を取るは、多からずとせず。苟くも義を後にして利を先にすることを爲さば、奪はずんば厭かじ。未だ仁にしてその親を忘るゝ者あらざるなり。未だ義にしてその君を後にする者あらざるなり。王もまた仁義を曰はんのみ。何ぞ必ずしも利を曰はん」と言つた。仁は博愛であり、義は正義であり、理性である。仁は墨子の兼愛に近く、義は楊子の爲我に近い。

孟子はそこで性善を説いて、仁義禮智は人心に固有した良心であつて、人と交るにも、家を治めるにも、國を治めるにも、皆この良心を發揮して行くべきものと論じた。そこで、君は仁、臣は忠、父は慈、子は孝、夫は和、婦は貞、兄は友、弟は悌、朋友は信なるべきことを教へた。

孟子が身を修め己を正しくして徒に他人に屈し他人に諂はないのは、自由主義、個人主義に似て居り、仁愛を重んずるのは社會主義に似て居る。また恒産あれば恒心（良心）ありと言つて、庶民に良心を發揮させるには、まづ産業を興へて生活を安くさせねばならぬとして、井田の法といふものを説いた。これは社會政策の一種である。井田の法とは、一定の地域を井字形に分割して、その一區劃づゝを農民の一家に興へるのである。一家の人口をば五人乃至九人と見た。一區劃は百畝である。百畝は百歩四方で、この時代の百歩は今の日本の七十間ばかりに當る。故に百畝は五千坪許である。九區劃の中、中

央を除いて、周圍の八區を八家に分與する。そして中央の一區を公田とする。八家は各目の土地を耕作する傍に、共同して公田を耕作し、公田の收穫物を八家の租税として殘らず提出する。この他に尙ほ五畝の無税の宅地を興へて、桑を植えて蠶を飼ひ、絹を織らせ、又鶏や豚を畜はせるのである。それは約二百五十坪に當る。そして公田の收穫物を租税とすること、各家の所得の十分の一を提出すること、なるのである。かくの如く生活を安定させて後に、學校を設けて孝悌忠信の道徳を教へるのである。そして、士は教育があるからたとひ恒産が無くても、恒心があると云つた。

そして又、官吏即ち治者と、庶人即ち被治者との區別を説いて、「心を勞する者は人を役し、力を勞する者は人に役せらる。力を勞する者は人を養ひ、心を勞する者は人に養はる」と言つて、精神勞動と筋肉勞動との關係を明かにした。官吏には「士」といふ名を當てゝ居る。官吏には五等の階級（卿、大夫、上士、中士、下士）を設けて、その上に君を立てるのであるが、官吏の俸給としては、下士には公田一區劃の收穫を與へる。これは農民一家の所得に相當するものを給與するのである。下士の二倍が中士、中士の二倍が上士、上士の二倍が大夫、卿は國の大小によつて大夫の二倍乃至四倍を得、君は卿の十倍をその所得とする。孟子は、一諸侯の國に於て、此の如き經濟組織を立てることによつて、道徳を維持し、平和を保つことが出来ると信じた。天子もまた別に直轄の領地を有する大諸侯のやうなもので、その經濟組織もまた同様である。天子の領地は大諸侯の十倍である。大諸侯を千乘の國といひ、天子を萬乘の國といふ。孟子はこの組織を古代に行はれたものと云つて居るが、恐らくは孟子自身の考案であらう。孟子の時代は農業本位であつたから、土地に重きを置いて立論して居る。商人に對しては、「市は廢して征せず」と言つた。これは、店の税は取つても、その貨物の税は取らないのである。店の税を取るのはいふ店を多く設けさせない爲である。又店の少いときには、「法して廢せず」とも言つた。これは、

店の取締りはするけれども、店の税は取らないのである。又「關は議して征せず」と言つた。これは關門を設けて旅行者を監察するが、通行税をば取らないのである。山林や池沼には自由に立入らせて、材木や魚類を取らせる。

孟子は老父母を扶養することを以て子の任務として、之を孝といひ、又鰥寡孤獨のものを養ふ爲の社會的施設の必要を論じて居る。鰥とは老いて妻のない夫、寡とは老いて夫のない妻、孤とは幼くして父のない子、獨とは老いて子のない親である。そして、孟子は上來述べた如き政治を名づけて、王道といひ、又王政、仁政など稱した。そして覇者の行ふ軍國主義的政治を排斥して、この王道を説き、一國の君主が先づこの王道を自國の内に施行すれば、他の富強のみを謀る諸國の人民は、みなこの王道を行ふ君主を仰慕して、自國の王を棄て、それに従つて來るから、そこで世界の統一が出來ると説いて居る。單に一國の武力を振つても、決して世界の諸國の聯合した勢力を打破つて、世界を統一することは出來ないから、仁政を行つて世界の人民を歸服させるといふのが儒教の世界主義の理想である。

儒教では「天下を以て一人に奉ぜず、一人を以て天下に奉ず」といふ。これは、君主一人の快樂の爲に、世界の人民の力を用ひるべきではなく、世界の人民の幸福の爲に、君主一人の努力を傾けるといふのである。儒教で理想的の君主とするのは、人民の總意と同じき天意を奉ずるものであり、又天に代つてそれを行ふものであり、且つ人民の幸福の爲に努力するものである。これは民主主義に於て、「人民の政治」「人民による政治」「人民の爲の政治」といふのと、その精神を等しくするものと言ふべきであらう。

儒教では又、忠恕といふことを云ふ。論語に「夫子の道は忠恕のみ」とあるのが、それである。孔子の道はこの忠恕を以て貫いて居る。忠とは自己の全心を他人の爲に盡すこと即ちすべての人を愛し、すべての人に親切にすることである。恕と

は己の欲せざる所に人に施すことなかれ」といふもので、他人が自己に對する行爲で、自己の良心に満足を與へないやうなものは、自己もまた、それと同様のことを他人に對して行はないといふことである。これは、すべての人が皆良心を持つて居るから、自分の良心に反省して見て、他人の良心を傷けないやうにするのである。すべての人の人格を尊重することは、この恕の作用から出て來る。そこで禮儀といふことが成立つ。この忠と恕とを合せたものが、孔子の言ふ所の仁である。孔子はたゞ仁とのみ言つて、仁義とは言はない。しかし、その仁には仁義が含まれて居る。基督教の聖書で「己の欲する所は人に施せ」と言ふのは、「己の欲せざる所は人に施すなかれ」と言ふのと同じ思想の兩面である。

近世西洋に於ける政治學經濟學には、孟子の井田法の智識が大なる影響を與へた。儒教の經典は十七世紀頃から盛に諸國の語に翻譯されて居る。ドイツのライプニツ、ウルフなどいふ學者は、大に儒教に注意した。そして、プロシヤのフレデリク大王が自ら「公僕」と稱したのも儒教を學んだ影響だと言はれて居る。五來欣造博士に、「儒教の獨逸政治思想に及ぼせる影響」といふ書がある。儒教の影響は又大に佛蘭西の民主的思想にも及んだ。

西洋の民主主義では、博愛、平等、自由を説く。博愛は孔子孟子の仁である。平等は、孟子が、その性善説で、各人の良心を無視してはならぬといひ、孔子が恕を説くのと同じ精神である。自由は、各人自らその良心によつて行動し、自分の良心に満足しない時は、何物にも屈しないと言ふのに同じである。しかし儒教では賢者を尊敬すべしと説く。賢者とは仁義を知つてそれを實行する人である。即ち良心を充分に發揮する人である。此の如き人物を特に尊敬することは、決して平等に背くことではない。人々は良心を具へて居ながらも、大抵自己の情慾に制せられて、それを發揮することが出來ないで居る。これを不肖者といふ。不肖者は賢者を尊敬し、それに従順なることによつて、自己の向上を謀り得るのである。これは

西洋の民主主義でも同一である。要するに、儒教は、博愛主義、平等主義、自由主義を以てその本領とするものである。禮法を重んずる儒教は、その後繁文縟禮の弊に陥り、且つ又、その天意を知る爲に用ひる占星術は煩瑣を極め、迂僻に陥るものとなつた。儒教に占星術を採入れたのは、戰國時代に始まり、漢代に及んで盛となつた。そこで、聖を絶ち、智を棄て、禮法を輕視して、無爲の治平を貴ぶところの老子莊子の教が、後漢の時代から士人の間に勢力を得て來た。老子莊子の思想は楊朱の個人主義的思想と連絡するものである。それに續いて、後漢時代に印度から入つて來た佛教が流行し始めた。佛教もまた各自が自己の解脱を終極の目的とするもので、一種の個人主義である。その後晋の時代となつて、太古から存在した民間信仰に老莊を加味し、更に儒佛をも取入れた道教が成立した。佛教もまた老莊と儒教とに融合する傾向に進んだ。禪宗の起つたのは、その結果である。この際に於て、儒教は形式に墮して、むしろ政治を裝飾するの道具となり、文筆に従事するものが材料を取る所となつて、精神的の方面には、道教と佛教とが、次第に勢力を張ることゝなつた。日本に儒教が入つたのは、この時代のことである。

明治大正の學者は儒教政治を以て民本主義と稱した。それは、書經に「民はこれ邦の本なり。本固ければ邦寧し」とあるところから取つた語である。儒教政治は民を重んじ、民を愛する政治であるのである。

平和主義の儒教は、侵略者の處置について極めて單純に考へて居る。孟子は滕といふ小國の文公といふ君から、問はれた時に、答へたことがある。それは、若し大國が自分の領地を侵略しようとする時は如何に處置すべきかといふ質問であつた。孟子はそれに對して二つの答を與へた。一は領地からそのまま退去して、侵略者に明渡すことであり、一は民が同意したならば、城を築き、池を鑿ち、死を決して、飽くまでも祖先傳來の地を守ることである。譯文公は、孟子を尊信して、井

田の法をその領内に行つた青年諸侯であつたが、侵略者の處置については、此の如き答を得たのである。領地を守らうとするには武力を要する。たとひ平和主義の國であつても、武力を用ひる場合はあるのである。儒教の平和主義は如何なる場合にも武を用ひてはならぬといふのではなかつた。孟子は侵略の爲の戰爭に反對するけれども、平和を侵害するものに對する防禦の爲の戰爭をば承認して居たのである。

孟子の後に出了た荀子は、孟子に對抗して、特に禮法を重視する。禮法は人と人との交際の上を守るべき行爲の法則で、今のいはゆる法律である。荀子は、社會の混亂は、人人がその情慾の發動に任せて、他人に害を與へることによつて起るものと考へた。そこで聰明睿智なる聖人が大にそれを憂慮し、社會の治平の爲に禮法を創立して、それを民衆に與へて、守らせるやうにしたとする。聰明睿智の聖人といふのは能く天意を奉じて、良心の力を發揮した君主である。そして、孟子のやうに仁義を説くだけでは効果が少いものと論じて居る。民主主義の國では法律を重んずる。その法律を立てるには國民の代表者が集つて論議するのである。聰明睿智の聖人が考へるといふことと、國民の代表者が集つて考へるといふことは、その結果を同一にすべきものである。民主主義では、荀子の言ふ聖人の代に、國民の代表者を置換へたのである。これが民本主義と民主主義との相違である。論語に、「民はこれに由らしむべし。これを知らしむべからず」とある。これは、民衆には禮法を守つてそれによつて自身の行爲を律せしめることは出来るが、各個人に、一々その禮法の基礎となるべき理論を理解して實行させることは出来ないから、その守るべき禮法を立てて置かねばならぬといふことである。「べからず」とは「出來ない」といふ意義であつて、「いけない」といふことではない。民主主義の國でも、法律の定まつた以上は、その理論の如何を疑はずして、專一にそれを守らねばならぬのである。民主主義の説く所は、孟子と荀子とを綜合したものと考へら

れる。たゞ民主主義は儒教で言ふ所の天意の代に、國民の總意を置換へたものである。

民主主義に於ける君主は天帝から任命されるものである。民主主義に於ける大統領はすべての人民から推戴されるものである。儒教に於ては、天帝から任命されることは人民から推戴されることと同一である。然るときは、民主主義に於ける大統領は、儒教に於ける君主と同一の性質を有するものと言はねばならぬ。儒教が君主に對する道德として、忠を強調するのは、民主主義に於て、國家の法律に従順なるべきことを説くのと同一である。國家の法律に従順なることは決して自由を束縛されたのではない。儒教では、臣民の忠として、君主の行動が不正であつた時に、たとひその意に逆らつても、それを諫止すべきことを説いて居る。これは従順ばかりを忠とするのではない。又、君主は獨斷の政治を行はず、よく衆人の意見を聽くべきものとして居る。これは民主主義に於て議會を設けると同一精神である。民主主義の君主は此の如きものであつて、それを王者といふ。それに對して、力を以て民を壓制するものをば、覇者と名づけて、排斥する。覇者は即ち軍國主義的君主である。民主主義の論者が王者覇者の區別なく、一概に君主の存在を否定しようとするのは、たゞ言語の末に拘泥したものと云はねばならぬ。

西洋の民主主義の博愛自由平等は基督教的精神から脱化したものと思はれる。基督教の道德はストイツクの道德を包容して居り、ストイツクと儒教とは類似して居る。アリストテレスがアレキサンドル大王に教へた所は儒教で謂ふ所の王道天下の理想に一致して居る。儒教は又西洋の近代思想にも影響を及ぼした。儒教は決して西洋思想に離れて孤立して居るものではない。日本民族が、上古に於て儒教を採用したことは、夙に世界の精神文化の中に融入したものであつた。それは、ギリシヤ藝術の影響を受けたガンダラ式の佛像が、推古朝に建築された法隆寺の中に安置してあるのと同様である。

一〇、佛教の傳來

佛教は西紀前五世紀の頃、印度の釋迦牟尼が開いたものであるが、前漢の末に中國に入り、その經文は漸次に漢文に翻譯されて、夥しい數に上つた。それが日本に傳はつたのは、繼體天皇の十六年（西紀五二二）に、司馬達等といふ中國人から始まる。その後、欽明天皇の十三年（西紀五五二）に、百濟の聖明王は佛像經論を貢獻して、左の上書を添へて居る。

この法は、諸法の中に於て、最も殊勝なり。解し難く、入り難し。周公孔子も尙知ること能はず。この法は能く無量無邊の福德果報を生じて、乃ち無上の菩提を成辨するに至る。譬へば、人の隨意寶を懐きて須用する所を逐ひて盡く情のままなるがごとし。この妙法の寶も亦復た然り。祈願すること情のままにして乏しき所なし。且つ夫れ遠きは天竺よりここに三韓におよぶまで、教のままに奉持して、尊敬せざるはなし。是に由りて、百濟王臣明、謹みて陪臣怒利斯致を遣して、帝の國に傳へ奉り、畿内に流通せしむ。佛の記す所の我が法は東流すといふを果すなり。

天皇は歡喜して、佛を禮拜するの可否を群臣に謀られたが、蘇我稻目は贊成し、物部尾與と中臣鎌子とは我が國の神の怒に觸れることだと論じて、反對した。天皇は、そこで佛像を蘇我稻目に賜はつたから、稻目は自分の向原の家を捨て、寺とした。その後、疫病が流行したので、尾與と鎌子とは、それを我が國の神達の怒に觸れた爲だと上言したから、天皇は役人に命じて佛像を難波の堀江に流し棄て、向原の寺を焼拂はせられた。この佛教傳來の年は日本書紀に記されたものであるが、元興寺緣起などには欽明天皇戊午年（西紀五三八）のこととしてある。戊午年は、書紀では宣化天皇三年に當ててある。

その後、敏達天皇の六年（西紀五七七）に百濟國王はまた經論や僧尼を献じ、その翌年には、新羅が佛像を貢した。その十三年（西紀五八四）には百濟から歸つて來た鹿深トカフ臣が彌勒の石像一軀、佐伯連が佛像一軀を持つて居たのを、蘇我馬子が請受けて佛殿を作つて禮拜した。そして、司馬達等と池邊氷田とを諸國に遣して修行者を求め、高麗惠使といふ還俗者を播磨から得て、それを師とし、又司馬達等の娘の善信尼とその弟子の二人の尼とを得て、それを優遇した。その翌年に又疫病が流行したので、物部守屋と中臣勝海とが、それを、佛教を興した爲だと上奏したから、天皇は又、佛教を斷絶せしめられた。守屋、勝海は蘇我氏の佛像と佛殿とを燒棄し、燒け残りの佛像を難波の堀江に投じた。そして三人の尼を禁錮して鞭撻した。その時馬子は病んで居て、佛の力でなければ病は直らないと言つて、天皇に歎願して、寺を復興し、三尼を呼返した。次ぎて、用明天皇の二年（西紀五八七）に、天皇は御病を癒さんが爲に佛法に歸依されようとする思召があつて、群臣に謀られたが、守屋と勝海とは反對し、馬子は賛成した。そして勝海は暗殺せられた。そこで司馬達等の子なる鞍作多須奈は天皇の爲に出家して佛道を修め、又丈六の佛像と寺とを造らうと請うて、その如く實行した。しかし天皇は遂に崩御せられた。次ぎて、その翌年に蘇我馬子は聖德太子を戴いて、物部守屋と戦つて、之を殺し、物部氏を滅した。これは蘇我氏と物部氏とが共に豪族であつて、その勢力の争が、佛教の採否のことを契機として勃發したのである。これから、我國の佛教は興隆の運に乗じた。百濟からは多くの僧侶が來り、我國人にも僧侶となるものが多かつた。崇峻天皇は馬子を嫌はれたので、終に馬子の爲に弑せられた。そして推古朝に及んだのである。

佛教は諸行無常を觀じ、心を淨くして解脱することを説くものである。淨い心とは、即ち良心である。それが印度で興隆したのは、阿輸迦王（アソカ）の時から始まる。その年代は中國の戰國時代の末で、西紀前三世紀の半ばである。この王は

佛教の學者等を集めて、經典を結集させ、又宣教師を外國に派遣して佛教の宣布に努めた。この王の發した佛教宣布の文を刻した碑石が今もなほ各地に現存して居る。その後、一旦婆羅門教のために壓迫せられて衰微したが、西紀二世紀の頃、北印度即ち葱嶺の西方にある中央亞細亞の地に興つて、ガンダラの地に都した迦膩色迦（カニシカ）王の時、更に大なる興隆を見た。アソカ王の時の佛教は小乗であり、カニシカ王の時のものは大乘である。小乗佛教の哲學はギリシヤのヘラクライトスの哲學と類似し、大乘佛教の哲學はギリシヤのエレア派の哲學と類似する。自分が竊に考へるには、佛教哲學は元來ギリシヤ哲學と親密なる關係があるもので、西方アジヤのバビロニアの學問が東西兩方に分れて傳はつたものであらう。アソカ王の前王ピンヅシヤラ王の時から、ギリシヤとの交通が盛であつて、哲學者も招聘されて居るから、ギリシヤからもまた直接に傳はつたのである。故に佛教の發達については西方の影響も深く考へねばならぬ。佛像の製作は、カニシカ王の時に、ギリシヤ藝術の傳來したものである。ガンダラの藝術といふのがそれである。佛教の書籍は經部論部律部の三部に分れて居て、經部は文學的の敘述であり、論部は哲學書であり、律部は戒律禮法の規定である。經部の文學には哲學が含まれて居るから、論部の哲學の成立した年代を考へて、それに比較して經部の書の成立年代を定めることが出来る。此の方法を用ひれば、「佛說某々經」と題するものも殆ど皆釋迦よりは遙に後世の著作となつてしまふ。妙法蓮華經でも、阿彌陀經でも大乘哲學成立以後のものとなせねばならぬ。

アソカ王以前の印度の歴史を考へれば、印度河の流域の地方は西紀前六世紀に於てペルシヤ王キロスの爲に征服せられた。キロス王は西に向つては、シリア、バビロニア、アツシリアより、エジプトまでをも征服し、東に向つては、葱嶺の地方から、中國の新疆省の一部分までをも併せて、一大帝國を建設したのである。それより印度はペルシヤの支配を受け、東

方ガンジス河の流域もまたベルシヤの勢に靡いたことと思はれる。その後西紀前三三二に、ベルシヤがアレキサンドル大王の爲に滅ぼされ、アレキサンドル大王は印度にも侵入した。その時ガンジス河の流域に國を建てた摩迦陀のマウリヤ朝のチャンドラグプタ王は、軍を率ゐて、アレキサンドル大王を防ぎだが、終に和を結んだのである。チャンドラグプタの子ピンヅシヤラは大にギリシヤの文化を好み、哲學者や美女をギリシヤから招いた。アソカ王は即ちその子であつて、大に佛教を宣布した。その後マウリヤ朝は衰へて、ギリシヤ人のメナンドロス王が印度を支配して、佛教を保護した。この王は佛典に彌鄰陀王となつて居るものである。その後、古から印度にあつた神道ともいふべき婆羅門教が勢力を恢復して、佛教徒を國外に逐つた。婆羅門教の哲學は佛教の哲學と同一のものを取入れたので、たゞその應用を異にして居る。その後に興つた大乘佛教の教理はまたこの婆羅門教の教理を包容したものである。

中國へ前漢以來傳はつた佛教は主として大乘であつた。それが南朝に於て盛に信奉せられ、南朝と交通した百濟は更に南朝からそれを自國に取入れ、遂に日本に傳へたのである。

佛教は印度文化の産物であるが、それが中國へ入つて、經文は漢文に譯せられ、中國の風俗にも順應したものが、日本に又移つて來たのである。されば、日本に於ける佛教は又中國文化の一種と考へてもよろしい。

南朝から百濟に入つた佛教の經典は、必ずそれと共に來た僧侶によつて、南朝の音をもつて讀誦せられたであらう。南朝の音は即ち吳音である。されば、佛教が我國に傳はつた時もまた同様であらう。後章に論ずる推古朝の假名の用法によつて推測すべき字音が吳音でないことによつても、佛教渡來の前後に従つて、文字の發音の變遷があつたことは知られるのである。吳音の傳來については、古來種々の説があるが、佛教渡來と連絡して考へるのが最もよい方法であると思ふ。

百濟の聖明王が佛像經論を獻じた時の上表の中に隨意寶といふものが出て居る。これは摩尼寶珠とも如意寶珠ともいふもので、印度及びその以西の諸國で大に珍重したものである。この珠を持つては、何事も思ふ様になるといふのである。しかしこれは神話の珠であつて、現實のものではない。然るに、隋書の倭國傳には、倭國の産物を擧げて、

如意寶珠あり。その色青く大きく、鷄卵の如く、夜には則ち光あり。

と記してある。これは琉璃と名づける人造の硝子玉などを以て、隋使を欺いたものがあつたのであらう。そして、書紀の神功皇后の所には、皇后が海中で得られた如意珠を持ちて、海を渡つて新羅を攻めたまひしことが記してある。この如意珠は、神代の説話に見えて居るところの、海神が彦火々出見尊に奉つたといふ潮満珠潮涸珠の思想と連絡する。佛教の智識は國の産物にも、神話、傳説にもその影響を及ぼして居るのである。然るときは、漢學の智識が神話傳説に影響を及ぼしたとするのも、決して謬妄の言ではあるまい。尙、如意珠のことについては、市村博士古稀記念東洋史論叢に、故白鳥博士の「大秦の木難珠と印度の如意珠」といふ詳細なる研究が載せてある。

一一、推古朝の文章と假名

推古朝の文章は今多く残つて居る。推古朝以前のもは全く残つて居ない。残つて居るものゝ目錄を作れば、

一、伊豫道後温湯碑文

二、元興寺露臺銘

一一、推古朝の文章と假名

- 三、法隆寺金堂藥師光背銘
- 四、元興寺丈六光背銘
- 五、法隆寺金堂釋迦佛光背銘
- 六、天壽園曼荼羅補帳銘
- 七、法隆寺三尊佛光背銘
- 八、上宮記逸文
- 九、上宮太子系譜

である。これらの文章については、故文學博士大矢透氏が、假名源流考と題して、その貴重すべき研究を發表したことがあるから、大體それに依りて論じて見よう。そこで先づこれらの文を左に轉錄することとする。

一、伊豫道後溫湯碑文

法興六年十月、歲在丙辰、我法王大王、與惠總法師及葛城臣遣遙夷與村、正觀神井、歎世妙驗、欲彼意、聊作碑文一首、惟夫日月照於上而不私、神井出於下而無不給、萬機所以妙應、百姓所以潛屬、若乃照給無偏私、何異于壽國、隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎升于落花池而化溺、窺望山岳之巖罅、反翼于平之能往、椿樹相蔭而穹隆、實想五百之張蓋、臨朝啼鳥而戲啼、何曉亂音之聒耳、丹花卷葉而映照、玉菓彌葩以垂井、經過其下、可優遊、豈悟洪濶膏庭、意與才拙、實慚七步、後定君子、幸無嗤笑也。

二、元興寺露盤銘

大和國天皇、斯歸斯麻宮治天下、名阿米久爾意斯波羅支比里爾波羅己等世奉仕、巷宜名伊奈米大臣時、百濟國正明王上啓云、萬法之中佛法最上也、是以天皇並大臣聞食之、宜善哉、則受佛法、造立倭國、然天皇大臣等受報業盡、故天皇之女佐久羅草等由良宮治天下、名等已彌居加斯支夜比彌乃彌己等世、及甥名有麻移刀等已刀彌彌乃彌己等時奉仕、巷宜名有明子大臣爲領、及諸臣等讚云、魏々乎、善哉、善哉、造立佛法、父天皇、父大臣也、即發井心、誓願十方諸佛、化度衆生、國家太平、敬造立塔廟、緣此福力、天皇大臣及諸臣等、過去七世父母、廣及六道四生衆生、處處十方淨土、普因此願、皆成佛果、以爲子孫世世不忘、莫絕綱紀、名建通寺、戊申始請百濟寺名昌王法師及諸佛等、故遣上釋令照律師、惠聰法師、鑿盤師將德自味淳、寺師文羅未大、文賈古子、瓦師麻那父奴、陽貴文、布陵貴文、昔麻帝彌、令作奉者、山東漢大費直名麻高垢鬼、名意等加斯費直也、書人、百加博士、陽古博士、丙辰年十一月既、爾時使作金人等、意奴彌首名辰星也、阿沙都麻首名未沙乃也、鞍部首名加羅爾也、山西首名都鬼也、此四部首爲將、諸手使作奉也。

三、法隆寺金堂藥師光背銘

池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇與太子而誓願賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔、然當時崩賜造不堪者、小治田大宮治天下大王天皇、及東宮聖王、大命受賜、而歲次丁卯仕奉。

四、元興寺丈六光背銘

天皇名廣庭在斯歸斯麻宮時、百濟明王、上啓以聞、所謂佛法、既是世間無上之法、天皇亦應修行、擊奉佛像經教法師、天皇詔巷奇名伊奈米大臣、修行法、故佛法始建大倭、廣庭天皇之子、多知波奈止與比天皇、在夷波禮濱邊宮、

一、拙古朝の文章と假名

任性廣慈、信重三寶、捐棄鷹眼、紹興佛法、而妹公主、名比(止力)與彌舉奇斯岐移比彌天皇、在櫻井等由羅宮、紹盛遺天皇之志、亦重三寶之理、指命濱邊天皇之子名等與刀彌彌大王、及巷奇伊奈米大臣之子、名有明子大臣、聞道諸王子、教繙素、而百濟惠聰法師、高麗惠慈法師、巷奇有明子大臣長子名善德爲領、以建元興寺、十三年歲次乙丑、四月八日戊辰、以銅二萬三千斤、金七百五十九兩、敬造尺迦丈六像、銅鑄一軀並狹侍、高麗大興王方睦大倭、尊重三寶、遂以隨喜黃金三百廿兩、助成大福、同心結緣、願以慈福力、登遐諸皇、遍及含識、有信心不絕、面奉諸佛、共登井之岸、速成正覺、歲次戊辰、大隋國使主鴻臚寺掌客裴世清、使副尙書祠部主事遍光高等、來奉之、明年己巳四月八日甲辰、畢竟坐元興寺、

五、法隆寺金堂釋迦佛光背銘

法興元卅一年、歲次辛巳、十二月、鬼前太后崩、明年正月廿二日、上宮法皇、枕病弗愈于食、王后、仍以勢疾、竝著於床、時王后、王子等及與諸臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像尺寸王身、蒙此願力、轉病延壽、安住世間、若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果、二月廿一日癸酉、王后即世、翌日法皇登遐、癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像並狹侍及莊嚴具竟、乘斯微福、信道智識現在安穩、出生入死、隨奉三王、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道法界含識、得脫苦緣、同趣菩提、使司馬鞍首止利佛師造、

六、天壽國曼荼羅帳銘

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌已等、娶巷奇大臣名伊奈米足尼女吉多斯比彌乃彌已等、爲太后、生名多至波奈等已比乃彌已等、妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌已等、復娶太后弟名乎阿尼乃彌已等、爲后、

生名孔部間人公主

斯歸斯麻天皇之子、名姓奈久羅乃布等多麻斯岐乃彌已等、娶庶妹名等已彌居加斯支移比彌乃彌已等、爲太后、坐乎沙多宮治天下、生名尾治王、

多至波奈等已比乃彌已等、娶庶妹名孔部間人公主爲太后、坐濱邊宮治天下、生名等已乃彌彌乃彌古等、娶尾治大王之女名多至波奈大女郎爲后、歲在辛巳十二月廿日癸酉日入、孔部間人母王崩、明年、二月廿二日甲戌夜半、太子崩、

于時、多至波奈大女郎悲哀嘆息曰、畏天皇前曰、啓之雖恐、懷心難止、使我大王與母王、如期從遊、痛酷元比、我大王所告、世間虛假、唯佛是真、玩味其法、謂我大王應生於天壽國之中、而彼國之形、眼所巨看、怖因圖像、欲觀大王往生之狀、天皇聞之、悽然告曰、有一我子所啓、誠以爲然、勅諸采女等、造繡帷二張、畫者東漢末賢、高麗加西崙、又漢奴加己利、令者椽部奈久麻、

七、法隆寺三尊佛光背銘

戊子年十二月十五日、朝風文將其零濟師慧燈、爲敷加大臣誓願、敬造釋迦佛像、以此願力、七世四息、六道四生、俱成正覺、

八、上宮記逸文

一云、凡牟都和希王、娶經保那加都比古女子名弟比彌麻和加、生兒、若野毛二保王、娶母母思已麻和加中比圖生兒、大郎子、一名意富富等王、妹踐坂大中比彌王、弟田宮中比彌、弟布遲波良已等布斯郎女四人也○此意富富等王娶中斯

和命_一生兒、字_二排王、娶_三牟羅都國造名伊自牟良君女子名久留比彌命_一生兒、汗斯王、娶_三伊久牟尼利比古大王_一生兒、伊波都久和希、兒伊波智和希、兒伊波己里和氣、兒麻和加介、兒阿加波智君、兒于波智君、娶_三余奴臣祖名阿那爾比彌_一生兒、都奴牟斯君、妹布利比彌命也○汗斯王坐_三彌乎國高島宮_一時、聞_三此布利比彌命甚美女_一、遣_レ人召_三上自_三三國坂井縣_一、而娶所生、伊波禮宮治天下乎富等大公主也、父汗斯王崩去而後、王母布利比彌命言曰、我獨持_レ抱王子無_レ親族部_一之國、唯獨難_三養育比陀斯奉之_一云、爾時下_三去於在祖_三三國_一、令_レ坐_三多加牟久之村_一也。

九、上官太子系譜

法大王

娶_三食部加多夫古臣女子名菩支支彌女郎_一生兒

春米女王

己乃斯里王

久波修女王

波等利女王

三枝王

兄伊等斯古王

弟麻里古王

次馬屋女王

合七王也

娶_三巷宣汗麻古大臣女子名刀自古郎女_一生兒

山尻王

財王

俾支王

片岡王

四王也

娶_三乎波利王女名掌那部橋王_一生兒

白髮部王

手嶋女王

二王也

山尻大王

娶_三其妹春米女王_一生兒

難波王

麻里古王

弓削王

作作女王

加布加王

乎波利王

合六王也

一一、推古朝の文章と假名

弟倭支王

娶_三巷宜大野君名多利支彌女子名伊斯賣支彌_二生兒

一男二女

多米王父天皇崩後

娶_三庶母間人孔部王_二生兒

佐富女王 一也

長谷部王

娶_三妹佐富女王_二生兒

葛城王

多智奴女王 二王也

娶_三大伴奴加古連女子名古古古郎女_二生兒

波知乃古王

錦代王 二王也

久米王

娶_三他田宮治_二天下_一大王女子名由波利王_二生兒

男 王

星河女王

佐富王 三王也

又娶_三食菩支彌女郎弟比里古女郎_二生兒

高椅王 一也

推古朝の文章としては、以上の他なほ憲法、隋に贈れる國書、舊事本紀を數ふべきであるが、舊事本紀は蘇我氏の滅亡の時に殆ど焼失し、今傳はる同名の書は後世の偽作であるから、取ることが出来ない。國書は既に前章に出してあり、又、憲法については別に論ずる機会がある。

敏達天皇以來東西史部の學力が衰へて、船史の一門のみが重く用ひられて居るから、以上の文は大抵船史の一門の著作したのであらう。船史の一門の中では王後といふ人が最も顯はれて居る。そこで故大矢博士は上宮記と繡帳銘とが、その用字の法と文體とが共に類似して居り、又元興寺露盤丈六の兩銘は繡帳銘と類似して居るから、これらは皆筆視を奉じて宮中に侍した王後の手に成つたものだと論じて居る。しかし、この九種の文章が殆ど皆佛教思想を有する所から見れば、その著作にもまた僧侶の手が加はつて居るのであらう。

推古朝の文章は、以上列擧した九種のものによつて觀れば、漢文の文體を主として、まゝそれより逸脱した所がある。逸脱した所は國語の讀み方を用ひねばならぬ所である。(一)に「照給」とあるのは「てらしたまふ」と讀むべきもの、(二)の「聞食」は「きこしめす」であり、「作奉」は「つくりまつる」である。(三)の「勞賜時」は「いたつきたまふとき」であり、「欲坐故」は「おもほしますがゆるに」であり、「仕奉」は「つかへまつる」である。(四)の「畏天皇前」は「かして

きすめらみことのまへ」であり、(八)の「難養育比陀斯奉之」は「やしなひひたしまつりがたし」である。六朝の駢體體を用ひるに苦心した所も見えるが、大體に於て、後世の古事記の文體の濫觴を爲して居る。此の如き記法は百濟から始まつたものであらう。百濟もまた日本と同じく、中國語と異なつた自國の語を有したのであるから、その様に考へられるのである。これは一種の國文ともいふべきものである。又人名地名などには後の萬葉假名と稱する記法を用ひて居る。(二)にある「斯歸斯麻」は「しきしま」であり、「阿米久爾意斯波羅支比里爾波彌已等」は「あめくにおしはらきひろにはのみこと」である。中國でも、古くから、外國語を記するには、この法を用ひて居る。史部はもと中國人であつたが、我國の記録を掌ることとなつては、かゝる記法を用ひねばならないことになつたのである。

推古朝の文章にある假名の用法は、奈良朝の萬葉集などに見えるのと同じのもも多いが、往々全く異なつて居るものがある。今、故大矢博士が檢出したものを左に記さう。

- 第一類 漢吳音でアウ、ヤウ、エイの韻なる文字をア韻の音に當てたもの
明^マ 良^ラ
- 第二類 漢吳音でイ韻なる文字をア韻の音に當てたもの
奇^キ 宜^イ 移^イ 修^イ
- 第三類 漢吳音でイ韻アイ韻なる文字をオ韻の音に當てたもの
意^イ 富^フ 己^イ 止^イ 已^イ 里^リ 乃^ノ
- 第四類 漢吳音でイ韻アイ韻なる文字をエ韻の音に當てたもの

- 第五類 漢音でヨ韻、吳音でオ韻なる文字をエ韻の音に當てたもの
義^イ 俾^ヒ 尼^ニ 禮^レ 代^代
- 第六類 漢吳音でウキ韻の文字をウ韻に當てたもの
居^ウ 舉^ウ
- 第七類 漢音でユ韻、吳音でオウ韻なる文字をオ韻の音に當てたもの
嗽^ウ
- 第八類 漢音でアウ韻、吳音でオウ韻なる文字をオ韻に當てたもの
刀^ウ
- 第九類 漢吳音でオク韻なる文字を、ウク韻に當てたもの
足^ウ
- 第十類 漢音でイツ韻、吳音でイチ韻なる文字をイ韻の音に當てたもの
吉^イ
- 第十一類 漢音でダン、吳音でナンの音の文字をナニの二音に當てたもの
難^{ナニ}
- 第十二類 漢音でハム、吳音でボム^{ハム}の韻をホの音に當てたもの

一一、推古朝の文章と假名

凡*

第十三類 漢吳音で、サ行の音に呼ぶ文字を、タ行の音に當てたもの

至^ナ 止^ナ 修^ナ

第十四類 漢吳音で、サ行の音に呼ぶ文字をカ行の音に當てたもの

支^ナ

第十五類 漢音でカ行、吳音でガ行に呼ぶ文字をワ行の音に當てたもの

乎^ナ

第十六類 同じくサ行の音に當てたもの

巷^ナ

故大矢博士は以上十六類の音を擧げて、これらの音は漢魏六朝の韻文にその用例がなく、周代の詩、易等にある押韻と一致して居るから、それを周代古音の我國に傳來したものとす。しかし、たとひ周代古音であらうとも、それが百濟を経て來た中國人の用ひた音であることは勿論である。百濟は、後には南朝即ち吳の地方と交通して、その文化を取入れたが、もとは樂浪帶方と接觸した。樂浪帶方の中國人は、北支那、遼東又は山東邊から、漢代に於て移住したものが多かつたであらうことは、地理の上からも推測せられることで、それらの地方には周代の古音も残つて居たであらうから、これらの古音は、それらの地方から來た中國人によつて保存せられたとも思はれる。されば、これらの古音は王仁や阿知使主によつて日本へ傳へられたのであらう。従つてこれらの假名は史部の使用して居たものであらう。

中國の語音は、古から、北即ち黄河の流域と、南即ち揚子江の流域とに於て大に異なつて居た。北音は中國の音であり、南音は蠻夷の音とされた。戰國時代の孟子の書にもその事が記してある。漢代に入つては、漸次に南北兩音の混化を生じて來た。周代の詩經の押韻と、漢代の詩賦の押韻とが、往々その趣を異にするは、之が爲である。その後、三國時代に入つて、魏は北方に在り、吳は南方に居たから、語音は又次第に分裂して來た。續いて晋代に移り、五胡の異民族が北方に侵入したので、晋人は南方に移住して、吳の故地に東晋の朝廷を立てたが、北人の語音は南方の土音に感化されてしまつた。この南方の土音に感化された北方の音を吳音と呼ぶのである。この吳音は佛教に伴つて日本に入り、その後、百濟滅亡の時日本に亡命した學者によつて、日本に廣められた。漢代に立てられた樂浪帶方兩郡に入つた中國人が用ひるところの音は即ち北方の音に屬するものである。隋が南北兩朝を混一した時、學者が集つて、音韻の整理を行ひ、陸法言は切韻といふ書を著して音韻の標準を示した。唐代になつても、この切韻は唐韻と稱して標準の音韻を示す辭書の中に用ひられた。韻鏡といふ書は、切韻の示す所によつて音韻を分類し排列した表である。中國の音韻は隋唐に至つて一期を劃した。この標準音韻を漢音といふのである。漢音は、留學生や、又特に日本に招聘した唐朝人によつて、日本に廣められた。しかし、今日、我國で漢吳音と稱するものは、みな後年に至つて、國語の音韻組織に同化せられて日本音となつたものである。推古朝の字音は隋唐以前に於て、樂浪帶方の中國人が百濟を経て來たものの用ひる所であるから、それは北音の系統に屬するもので、推古朝の假名に、その痕跡を留めたのである。

これに附けて言ふべきは、天武天皇の時に定められた新字のことである。書紀には、同天皇の十一年（西紀六八三）三月に境部連石積等に命じて、更に新字一部四十四卷を鑿造せしむとある。この新字をば、轉、辻などの如き、所謂和字のこと

とする説もあり、又梵字の如きものであるとする説もあるが、自分は故文學博士和田英松氏の説の如く、「萬葉假名の如きものを一定したのではあるまいか」と思ふ。

新字に對しては、古字といふことがあるのを考へねばならぬ。古字といふ語は、書紀の欽明天皇紀二年の註に、

帝王本紀、多く古字あり。撰集の人、屢、遷易を経て、後人習慣して、意を以て刊改す。傳寫既に多くして、遂に舛雜を致し、前後次を失ひ、兄弟參差す。今則ち古今を考覈して、その真正に歸せしむ。云々

とあつて、それは皇子皇女の御名を列記した所に記してある。思ふに、この古字は即ち古い假名遣であつて、推古朝の假名の如きものを指したのであらう。されば、新字は古字の讀み難くなつたのを書改めて、その當時の字音によつて、新に諸種の事物の名稱を記すべき假名を定めたものであらう。それはソガを巷宜と書してあつたのを、蘇我に改めたときのものであらう。百般の事に互るのであるから、四十四卷となつたのも疑ふべきではない。この新字は、或は古事記、日本書紀の編述の際にも使用せられたものであらう。これは主として當時の標準音によつたので、その音は漢音であつたと想像される。しかし又、當時一般に用ひられて居る吳音をも容認したであらう。境部石積は孝德天皇の白雉四年（西紀六五三）唐に留學して、後歸り、天智天皇の四年（西紀六七二）唐使劉德高が來朝し、その歸國の時、石積等は之を送つて唐へ往き、天武天皇の十年（西紀六八二）邑封六十戸を賜ひ、十一年（西紀六八三）詔を奉じて、新字を定めたのである。唐へ屢々往つたことから見れば、唐の都の標準音即ち漢音に通じた人であつたことが知られる。

一一、聖德太子の日本學建設と儒佛二教

應神天皇の時に、百濟から來た中國人の王仁や阿知使主によつて、學問の基礎が建設せられて以來、日本の學問は殆ど歸化中國人の後裔なる東西史部及び船史の一族の專有物たる觀があつて、その學力は餘り觀るべきものもなかつたが、推古朝に至つて、聖德太子があられてから、日本の學問界は大なる革命ともいふべきものに遭遇した。太子は厩戸豊聰耳皇子と稱せられ、又上宮太子とも稱し、用明天皇の第二皇子として生れたまひ、佛教を廣めることの爲に、蘇我氏と心を合せて、物部氏を倒され、敏達天皇の皇后たりし推古天皇の御即位以來、その攝政として日本文化の發達の爲に盡力せられ、天皇の中央集權を堅固にすることに苦心せられた。書紀には、「生れながらにして能く言ひ、聖智あり、壯なるに及びて、一たびに十人の訴を聞き、以て失なくして能く辨じ、兼ねて未然を知る」と記してある。誠に驚くべき聰明の資質を具へた方であつた。太子は佛教を高麗の僧惠慈に習ひ、儒教を博士覺智に學んで、盡く上達せられた。覺智は百濟の學者と思はれる。太子は法興寺、四天王寺、法隆寺等の諸大寺を建立せられ、又、冠位十二階を定められ、十七條の憲法を起草せられた。冠位は德仁禮信義智を各大小の二階に分ち、合せて十二階としたもので、儒教の徳目をその名稱とせられた。儒教では仁義禮智信の順序を用ひて居るが、仁禮信義智は五行の木火土金水の順序に依られたもので、仁は木、禮は火、信は土、義は金、智は水に比せられて居る。憲法は殆ど全く儒教の政治主義であつて、その文章は見事な漢文で、儒教の經典や、千字文や、諸子百家にある字句を用ひられた。齋藤拙堂の拙堂文話には、「本朝の文章は上宮太子の憲法十七條を以て最古と爲す。憲法の

成れるは、推古天皇の十二年（西紀六〇四）に在りて、實に隋の文帝の末年に當る。故にその文に漢魏の遺風あり」と稱讚して居る。憲法は實に日本の政治の基礎を立てんが爲に、儒教を遺憾なく活用せられたものである。されば、これを以て日本學を建設せられたものと稱すべきであらう。左にその各條を國譯して、列擧しよう。

一に曰く、和を以て貴しと爲し、忤ふことなきを宗と爲す。人物は黨ありて、亦た達者少し。是を以て或は君父に順ならずして、乍ち隣里に違ふ。然れども上和し下睦びて、事を論ずるに諧へば、則ち事理自ら通ず。何事か成らざらん。中庸には「和は天下の達道なり」とある。又論語には「禮はこれをもつて貴しと爲す」とある。千字文には、「上和下睦」とある。

二に曰く、篤く三寶を敬へ。三寶とは佛法僧なり。則ち四生の終歸にして、萬國の極宗なり。それ三寶に歸せずんば、何を以て枉れるを直さむ。

これは佛教の獎勵である。この時代には後世のやうな儒佛の争はなかつた。儒教は良心を重んずる。太子は佛教によつて人心の枉れるを直して良心を磨かせようと考へられたのである。そして又、差別的階級的の社會に平等的の觀念を取入れて、平和を助けることも出来るのである。

三に曰く、詔を承くれば必ず謹め。君をば則ち之を天とし、臣をば則ち之を地とす。天は覆ひ、地は載す。四時順行し、方氣通ずるを得。地天を覆へさんと欲すれば、則ち壞るゝことを致さんのみ。是を以て君言ふときは臣承る。上行へば下靡く。故に詔を承くれば必ず慎め。謹ますんば自ら敗れむ。

君臣の關係を天地に比較するのは易經に據つたのである。易經には、「天尊地卑、乾坤定矣、卑高以陳、貴賤位矣」

とある。

四に曰く、群卿百僚は禮を以て本とせよ。それ民を治むるの本は、要、禮に在り。上、禮なきときは、下、齊はず。下禮なければ、以て必ず罪あり。是を以て君臣禮あるときは、位次亂れず。百姓禮あるときは、國家自ら治まる。

禮は儒教の最も重んずる所のものである。

五に曰く、訟を絶ち、欲を棄て、明かに訴訟を辨へよ。それ百姓の訟は一日に千事あり。一日すら尙しかり。況んや歳を累ぬるをや。すべからず訟を治むべき者は、利を得るを常となし、賄を見て讞を聽く。すなはち財有るものゝ訟は、石をもて水に投ずるがごとく、乏しき者の訟は水をもて石に投ずるがごとし。是を以て貧民は由る所を知らず、臣道もまたここに於て闕けむ。

これは裁判する時に賄賂を取つてはならぬといふのである。これも儒教思想である。

六に曰く、惡を懲して善を勸むるは古の良典なり。是を以て、人の善を匿すことなく、惡を見ては必ず匡せ。それ詔詐は國家を覆へすの利器たり、人民を絶つる鋒劍たり。佞媚は、上に對しては則ち好みて下の過を説き、下に逢へば則ち上の失を誹謗す。それ此の如きの人は、皆君に忠なくして、民に仁なし。これ大亂の本なり。

これは佞人讒者を遠ざけよといふので、儒教の思想である。

七に曰く、人各々任掌あり。宜しく濫れざるべし。それ賢哲官に任ずるときは、頌晋則ち起り、姦者官を有つときは、禍亂則ち繁し。世に生れながらにして知るものは少し。克く念ひて聖を作す。事は大小となく、人を得れば必ず治まる。時は急緩となく、賢に遇へば、自ら寛なり。此によりて國家永久にして、社稷危きことなし。故に古の聖王は、官

の爲に人を求め、人の爲に官を求めず。

これは賢者を任用せよといふので儒教思想である。「生知」といふことは論語や中庸にある。「克念作聖」とは千字文にあり、又書經にある。「爲官以求人、不爲人求官」も儒教思想である。

八に曰く、群卿百僚早く朝し晏く退け。公事は鹽きことなく、終日にして盡し難し。是を以て、遅く朝すれば、急なるに違はず。早く退けば、必ず事盡さず。

「王事無盥」とは詩經の句である。朝早く出勤して職務に勉勵せよといふのである。これも儒教の思想である。

九に曰く、信はこれ義の本なり。事ごとに信あれ。それ善惡成敗は、要、信に在り。群臣共に信あるときは、何事か成らざらん。群臣信なければ、萬事悉くに敗れむ。

朋友と交はつて信あれとは論語にもある。

十に曰く、忿を絶ち腹を棄て、人の違ふことを怒らざれ。人皆心ありて、心各々執ることあり。彼れ是なれば則ち我は非なり。我必ずしも聖にあらず。彼必ずしも愚にあらず。共にこれ凡夫のみ。是非の理をば誰かよく定むべき。相共に賢愚たること、環の端なきがごとし。是を以て彼人には瞋るといへども、還りて我が失を恐る。我は獨り得たりといへども、衆に従ひて同じく擧ぐ。

これは立腹するなどいふことで、易經には忿を懲すといふことがある。

十一に曰く、功過を明察して賞罰必ず當てよ。このごろ賞は功に在らず、罰は罪に在らず。事を執る群卿宜しく賞罰を明にすべし。

賞罰を正しくせよといふのである。これも儒教の思想とすることが出来る。

十二に曰く、國司國造、百姓を斂することなかれ。國に二君なく、民に兩主なし。率土の兆民、王を以て主となす。任する所の官司は皆これ王臣なり。何ぞ敢て公の爲に百姓に賦斂せむ。

これは民から重税を取るなどいふのである。率土兆民は王を以て主となすとは、詩經に「率土之濱、莫非王臣」とあるのと似て居る。みな儒教の思想である。

十三に曰く、諸の官に任する者、同じく職掌を知るに、或は病み、或は使ひして、事に闕くることあるとき、知るを得るの日には、知ることは曾て識りたるが如くせよ。それ與り聞かざりしを以て、公務を妨ぐるることなかれ。

同僚と共に同一の事務を掌ることになつて居るとき、同僚が留守だから自分は知らぬなど言つて避けてはならぬといふのである。これも儒教の思想としてよ。

十四に曰く、群卿百僚、嫉妬あることなかれ、我れ既に人を嫉めば、人もまた我を嫉む。嫉妬の患はその極を知らず。ゆゑに智己に勝れば則ち悦ばず。才己に優れば則ち嫉妬す。是を以て五百歳の後にして乃ち賢に遭はしむれども、千載にして以て一聖を待ちがたし。それ賢聖を得ずんば何を以て國を治めむ。

互に嫉妬して人を傷けてはならぬ。眞に優れた人は容易に得がたいといふのである。賢者を得て國家を治めるといふのは儒教の思想である。

十五に曰く、私に背きて公に向ふは、これ臣の道なり。凡そ人人、私あれば必ず恨あり。憾あれば必ず同じくせず。同じくせざれば、私を以て公を妨ぐ。憾起れば則ち制に違ひ法を害す。故に初章に、上下和諧せよと云へるは、それまた

此の情か。

これは私心を持つて公事を棄てるなといふので、これもまた儒教の思想である。書經には「以公滅私」とある。十六に曰く、民を使ふに時を以てするは古の良典なり。故に多月に間あれば、以て民を使ふべし。春より秋に至りては農桑の節なれば、民を使ふべからず。それ農せずんば何をか食せむ。桑せずんば何をか服せむ。

「使民以時」とは論語にある。

十七に曰く、大事は獨り斷すべからず。必ず衆とともに宜しく論ずべし。小事はこれ輕し。必ずしも衆とすべからず。ただ大事を論ずるにおよびては、若し失あらんことを疑ふ。故に衆とともに相辨ずるときは、辭則ち理を得。

これも儒教の思想である。そして又、神代説話に於ける天の安河の群神の會議とも、明治時代の帝國議會とも照應する。

憲法十七條の中、第二條の佛教信仰に關するものを除いては、十六條盡く儒教的政治學である。中國では、佛教渡來以後儒教は政治の方面、佛教は信仰の方面を擔當して、よく調和を保つて相提携し、隋唐時代まではその方針で進んで來たが、唐代に禪宗が起り、次の宋朝になつて、朱子學が勃興し、禪宗哲學を以て儒教經典を解釋し、且つそれに禪宗の修養法を交へて、それを根據として佛教を排斥した。明朝に興つた陽明學もまた禪宗の武器を奪つて禪宗を攻撃する儒教であつた。我國では、平安朝までは、この憲法の精神に従つて、儒佛並行であつたが、平安朝の政治が衰へて、武家政治の時代に變じてから、禪宗が傳はり、それに伴つて朱子學が傳はつて來て、學問の形態が大に變化した。しかしその朱子學は、禪宗の寺院の中に入つて、佛教從屬の姿であつた。豊臣氏が覇權を握る時代に移つて、朱子學は禪宗の僧侶の手を離れて始めて獨立し

た。それはもと禪僧であつて、佛教の腐敗に憤慨し、自ら進んで僧籍を離脱した藤原惺高の力であつた。次の徳川時代となつては、この朱子學が、幕府の保護によつて、天下に普及した。そこで、佛教排斥は學者の常識の如きものとなり、林羅山を始として、殆どすべての漢學者は聖德太子を非難し、憲法を攻撃した。それらの中で、山鹿素行のみは別の意見を有し、憲法は第二條が佛教宣布であるだけで、その他の十六條は皆儒教の精神に合する正しいものだと言つて、大に聖德太子の功績を讃嘆して居る。自分もまた素行の言を賛成するが、佛教宣布をも、必ずしも非難するには及ばないと思ふ。その理由は、儒教が尊重する良心の發揮は佛教の信仰を借りた時、最も効果を生ずるからである。佛教には一諸の惡をば作すことなかれ。衆の善をば奉行せよ。自ら其の意を淨くするは、これ諸佛の教なり」といふことがある。佛教の無常觀無我觀は實にその意を淨くするものである。自ら其の意を淨くするのは、良心の發揮に外ならない。これによつて人心は平靜となり温雅となるのである。そしてこの偉大なる功績は、太子以後千餘年、深く日本の人心に浸透した。

故文學博士岡田正之氏は、その著、「近江奈良朝の漢文學」に於て、この憲法に關する精細なる研究を行ひ、第一條は管子、韓非子に似て居り、第三條は管子に似て居り、第十一條は管子、韓非子に似て居り、第十五條は韓非子に似て居るから、憲法には法家の思想も遺入つて居ると論じた。しかし又、「蓋し、儒佛二教の忠厚寛恕の心を以て、法家の刑名綜覈の説を參取せられしなるべし」と言つてあるから、第二條を除いた十六箇條全體を儒教思想と見ること反對したものではなからうと思ふ。

聖德太子は、攝政として憲法を出されてから三年後に、大臣百僚を率ひて神祇を祭拜された。その時の天皇の詔には、朕之を聞く。曩者我が皇祖諸天皇等の世を宰したまへるや、天に踞し地に踏して、敦く神祇を敬ひ、周ねく山川を祠り、

て、幽（み）に乾坤に通はす。是を以て陰陽調和し、造化共に調ふ。今、朕が世に當りて、神祇を祭祀すること、豈に怠あらんや。故に群臣爲に心を竭して、宜しく神祇を拜すべし。

と仰せられた。この詔も太子の輔佐によつて出されたものである。されば、憲法はこの詔勅によつて結末をつけられたのである。太子は實に神儒佛三道を融合して日本學を建設せられたものと言ふことが出来る。この學が一たび建設せられてから、日本國民は容易にその外に逸脱することが出来ないのである。それ故に、後世慶長四年（西紀一五九九）に、後陽成天皇の勅命によつて日本書紀が印行せられた時、清原國賢が記した跋文には、

蓋し神道は萬法の根柢たり。儒教は枝葉たり。佛教は花實たり。彼の二教は、皆これ神道の末葉なり。

とも述べて居る。推古天皇以來明治維新までの日本思想の動きは、みなこの範圍の中に左右するものであつた。ただ明治天皇が「智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スベシ」といふ御誓文を發せられたことは、日本學の大に變化すべきことを指示されたものと謂はなければならぬ。自分は日本學建設の第一期を以て推古天皇とし、その第二期を以て明治天皇としようと考えるのである。

聖德太子は又、從來ただ語り傳へられて居た日本歴史を新に書籍に編述せられた。推古天皇二十八年（西紀六二〇）に「皇太子、島大臣、共に議して、天皇記、國記、臣、連、伴造、國造、百八十部並に公民等の本記を録す」と書紀にあるのが、それである。島大臣とは蘇我馬子のことである。この書は先代舊事本紀といふ題號である。太子はその翌年（西紀六二一）に薨去せられて、その後、この書は蘇我氏に藏せられて居たが、皇極天皇の四年（西紀六四五）に蘇我氏滅亡の時、兵火に罹つて焼失した。その事は、書紀に、

蘇我臣蝦夷等誅せらるゝに臨みて、悉く天皇記、國記、珍寶を焼く、船史（ふねのし）惠尺（ゑせき）即ち疾く燒かるゝ國記を取りて中大兄（天智天皇）に奉る。

と記してある。これによつて考へれば、先代舊事本紀はその中の國記だけが火を免れたのである。そして船史の惠尺が火中から取出したといふことは、この人が蘇我氏に出入して、その保管の任に當つて居たので、従つてまた、その編述にも、執筆者として參與したのであらうと思はれる。

蘇我馬子の序文を附した先代舊事本紀といふ書十卷が今日に傳はつて居る。この書は鎌倉時代から珍重せられて舊事本紀玄義といふ書も著されて居り、江戸幕府の時代に入つては早く古事記と共に出版せられ、また先代舊事本紀大成經といふ七十二卷の大偽作も行はれ、新井白石も先代舊事本紀によつて古史通を著し、本居宣長が古事記傳を著すまでは、世間から大に信用せられて居たものであつた。しかし、幾多の研究者が出て、この書が平安朝の嵯峨天皇の時代に於て古事記日本書紀を寄集めて偽作したものであることを考證して以來、全くその信用を失つてしまつた。

この書の編述せられた動機を考へれば、聖德太子は、憲法の中にも見える如く、天皇の大權を固くして、中央集權の實を擧げ、豪族の跋扈を防がうとせられたのであるから、その目的に叶ふやうに、國體の尊嚴を示し、國民の團結を固くすることについては深く注意せられたであらう。又、太子は隋國に對して對等の國交を行はれたのであるから、皇國の尊貴を示すことについてもまた大に注意せられたであらう。又、中國印度の文化を攝取することにも熱心であらせられたから、外國文化の抱容についても、その記述に心を用ひられたであらう。しかし、遺憾にも、その書が焼失し、又取出された國記も後世に傳はつて居ないから、その證據を擧げることが出来ない。思ふに、國記の記載はその後古事記日本書紀の編纂の資料に供